

14.5-17イ



1200501211370

滿鐵調查資料第八十四編

一九二五年
一九二六年

廣東對英經濟絕交運動

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調查課



始



凡例

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

14.5-17



一、一九二五年六月から翌二六年十月に亙る約十七ヶ月間の廣東對英經濟絶交運動は、日本の以て他山の石となすべき英國の苦き經驗の一記録である。所謂省港罷工なるものが、如何にして起り、如何に活動したかの跡を見ることは、彼の五卅事件と共に、新らしき支那は如何なるものであるか云ふ疑問に對して或る種の暗示を與へるものであるに拘らず、これに關する記録の發表せられものは吾人の寡聞を以てしては全く稀である。

本事件後約二ヶ年の歳月を経た今日、其間に時局は變轉し、形勢は舊の如くではないが、武力を擁すること薄き支那として、その政治的經濟的壓迫から蟬脱せんがために用ふる唯一の戰法たる經濟罷工その物が、今後尙ほ不斷に執拗に行はれることは想像するに難くはない。其の意味に於て、本編が何等かの輪廓を傳へるべきである。

本稿は在廣東滬谷剛氏の手記並びに當時の新聞、雜誌其他の資料に依りて、高久當課員の編修したものである。

昭和二年八月



南滿洲鐵道株式會社

庶務部 調査課

凡例

一

71241



廣東對英經濟絕交運動

一九二五年
一九二六年 廣東對英經濟絕交運動

目次

第一章 緒言.....一

第二章 對英經濟絕交運動の原因.....二

 第一節 廣東香港間の特殊なる政治的事情.....三

 第二節 廣東對英感情の惡化.....五

 第一項 香港海員罷工事件.....六

 第二項 一九二四年七月沙面罷工事件.....六

 第三節 六月二十三日沙基事件.....八

 第一項 事件前の形勢.....八

 第二項 沙基射擊事件.....一三

 第三項 事件後の交渉.....一九

第三章 對英經濟絕交運動.....二一

 第一節 事件後英支兩國の對策.....二二

第一項	英國側の對策——廣東經濟的封鎖	二一
第二項	支那側の對策——香港經濟絶交	二三
第二節	省港罷工團の組織	二五
第一項	組織一般	二五
第二項	省港罷工工人代表大會——附法制局	二六
第三項	省港罷工委員會及其附屬機關	二九
第四項	糾察隊及其附屬機關	三五
第五項	工商檢驗貨物處	四三
第三節	省港罷工後援諸團體及資金	四三
第一項	華僑	四三
第二項	國內諸團體	四八
第三項	勞農露國工人團體寄附金	四九
第四項	在廣州市外商公課	五〇
第五項	競賣收入	五四
第四節	罷工資金の收支	五四
第一項	罷工參加人員	五四
第二項	罷工資金の收入	五六

第四章 省港罷工解決交渉の經過

第三項	罷工資金の支出	五七
第一節	交渉開始迄の經過	五九
第二節	罷工解決交渉第一期の經過	六二
第三節	罷工解決交渉第二期の經過	六三
第四節	罷工解決交渉第三期の經過	六四
第五節	罷工解決交渉第四期の經過	六五
第六節	省港罷工の自動的中止	七〇
第一項	罷工自動的中止の原因	七〇
第二項	内地税課税問題	七四
第七節	新政策實施後の經過	七七
第一項	工人給費問題	七七
第二項	排英運動の續行	七九
第三項	英貨検査及排貨	八二

第五章 對英經濟絶交運動の影響

第一節	廣東側に及ぼしたる影響	八五
-----	-------------	----

第一項 好影響……………八五

第二項 惡影響……………九二

第二節 英國側に及ぼしたる影響……………九九

第一項 廣東港に於ける影響……………九九

第二項 香港貿易の減退……………一〇二

第三項 香港及英本國の對支貿易に及ぼしたる影響……………一一三

第三節 日本及列國影響一般……………一一八

第一項 日本海運業の影響……………一一八

第二項 日本の對廣東貿易に及ぼしたる影響……………一二九

第三項 其他諸國の對廣東貿易に及ぼしたる影響……………一二一

第六章 結論……………一二三

附錄其一 海外華僑寄附金記錄……………一二五

附錄其二 國內各界寄附金……………一三二

附錄其三 復工報效金收入明細表……………一三八

附錄其四 省港罷工本部沒收品競賣收入明細表……………一五〇

附錄其五 自一九二四年支那各港貿易額……………一七四

經濟絕交運動之導師

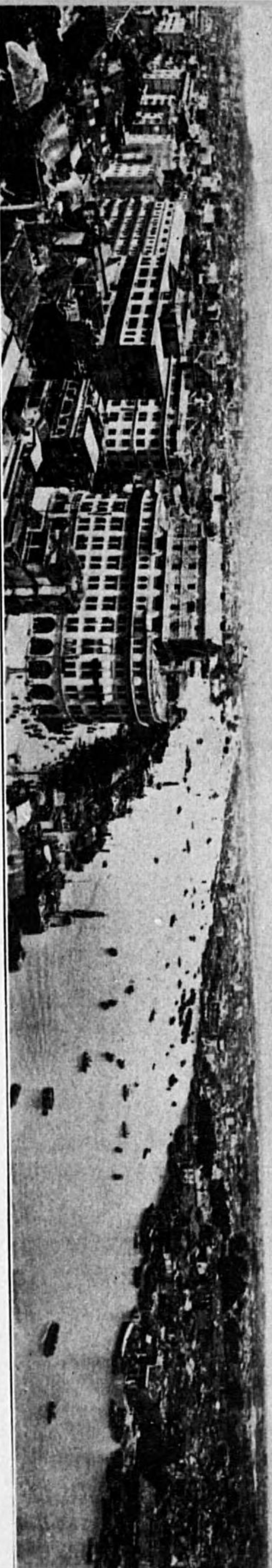


孫國民政黨總理晚年
一九二四年

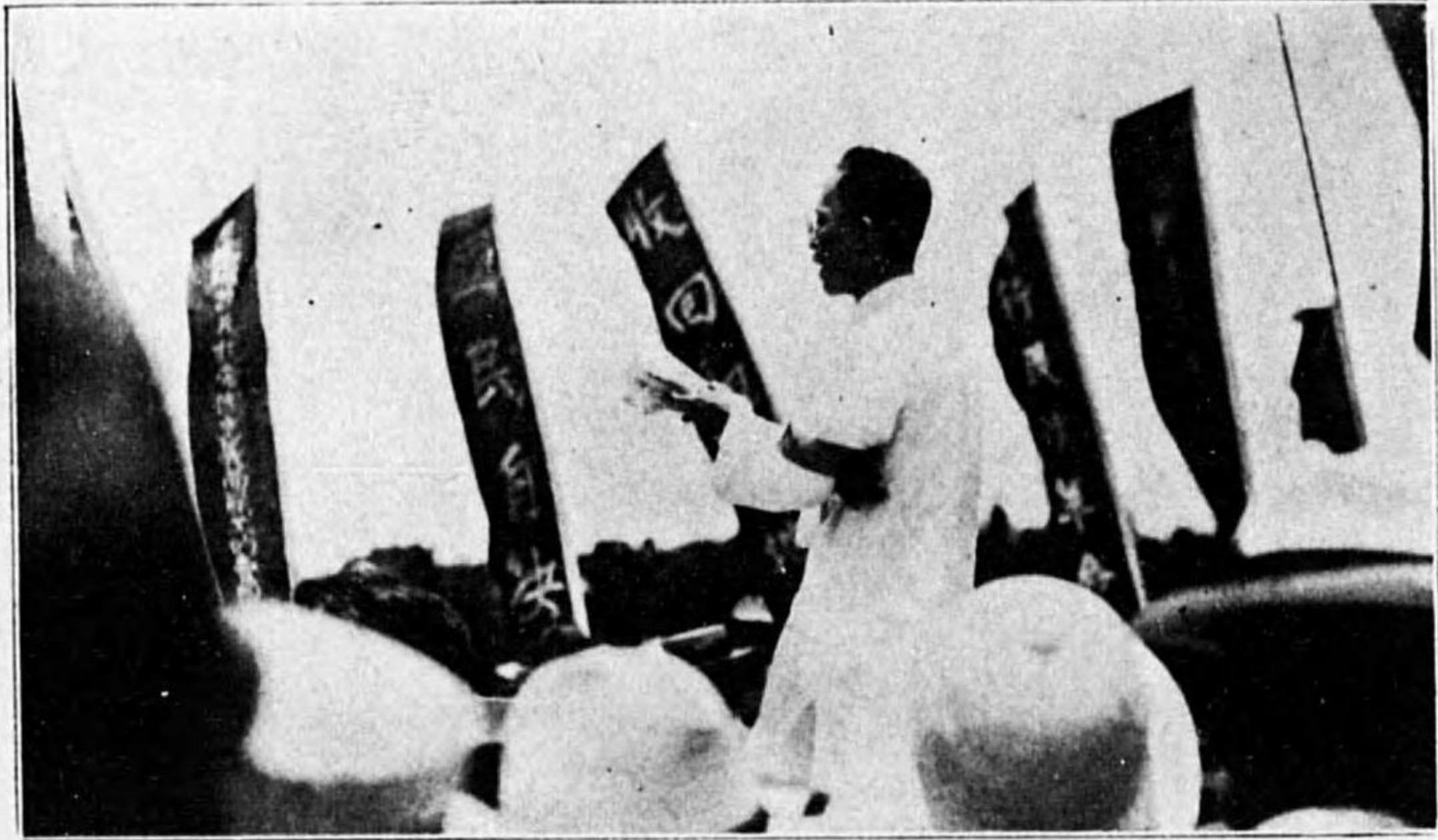
經濟絕交運動之實行者



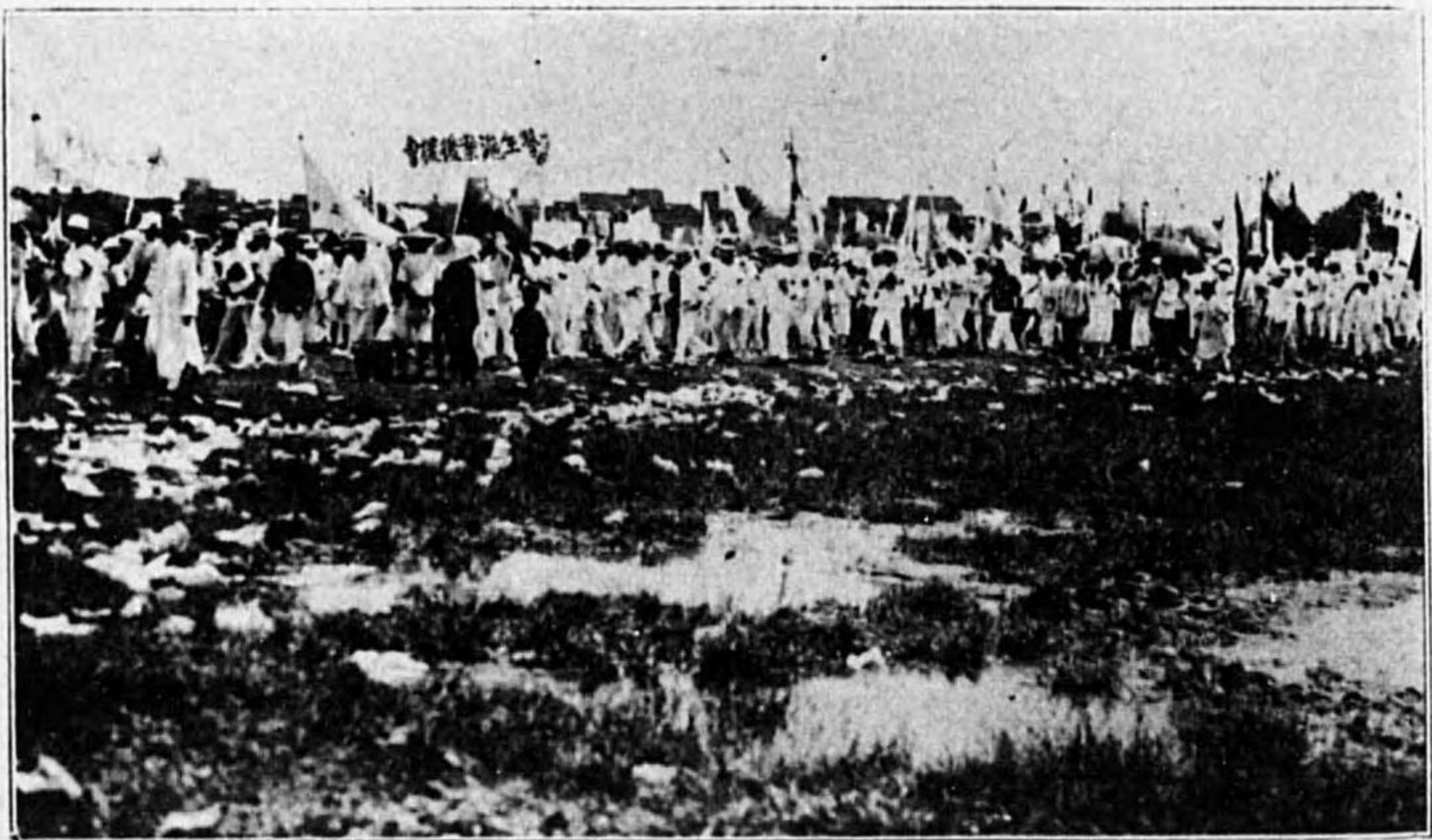
北伐途上之蔣總司令
一九二五年



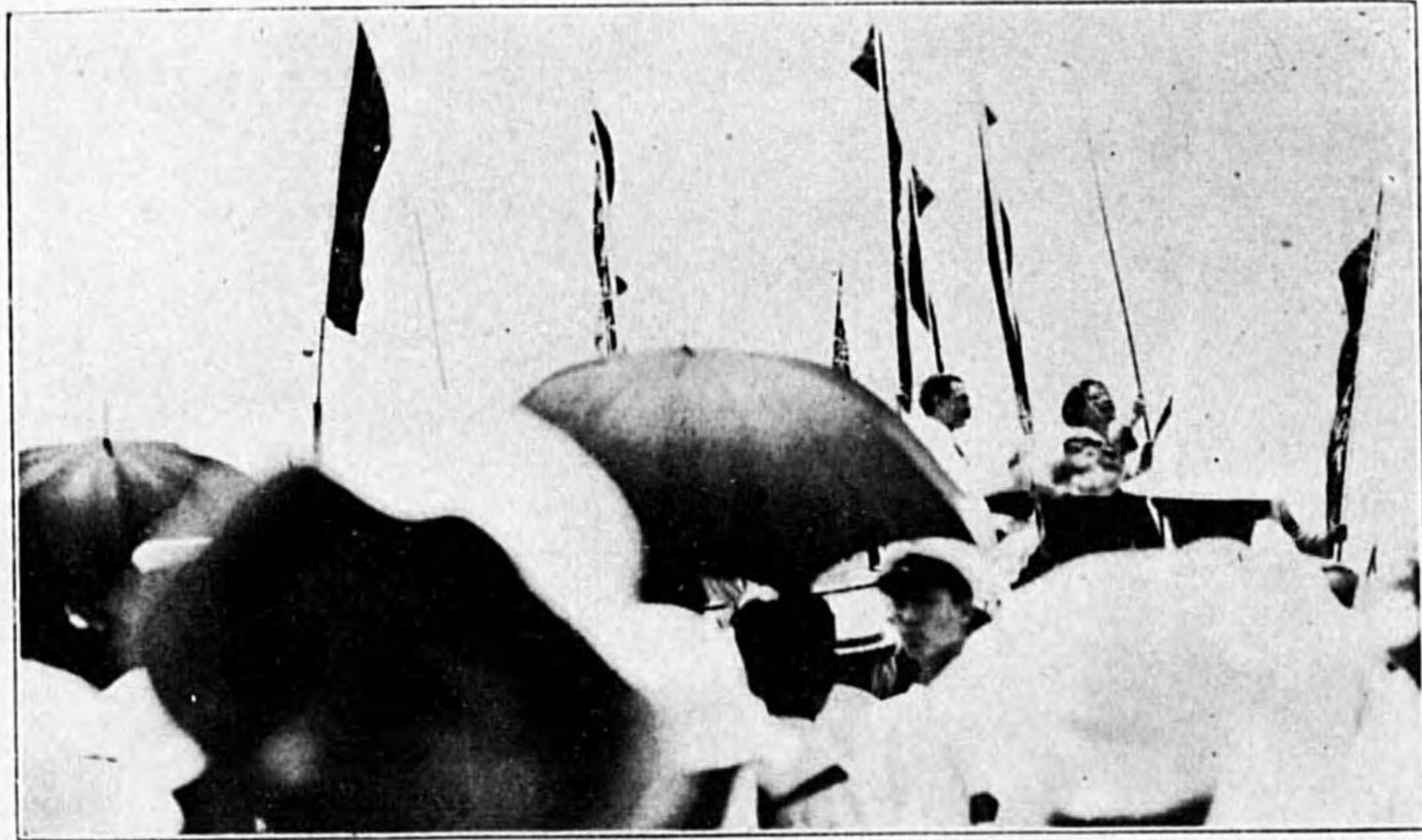
觀大街市州廣の時當生發件事日三十月六年五十二百九千



事件前省長胡漢民氏の演説（於東較場）



事件前東較場集合の學生團



事件前ボロデン氏の獅子吼



事件前東較場集合の民集



沙基殉記念碑（一九二六·六·二三）

一九二五年
一九二六年
廣東對英經濟絕交運動

第一章 緒言

一九二五年の六月以來、英帝國を向ふに廻はして、執拗にも、一年有半に亘つて連續された廣東の對英經濟絕交運動——所謂『省港罷工』——の活動の跡は、一面より云へば、南支那に於ける支那國民革命運動の最初の一角を飾るべき團體的行動であつた共に、英國の苦き經驗の一記録たるべき重要な事項であつたが、更に他面よりして其の經過及解決の方法は我等が他山の石として、或る種の暗示を受くべきものを感じられる。

這般の對英經濟絕交運動は、武力を有すること薄き支那國民が強國に對して用ゐる唯一の戦法である。而かも此の國民的抵抗が、從來の『外貨排斥』『劣貨低價』等の名に代ふるに、『經濟絕交』なる新名目を以て臨んだのは實に廣東に於ける民國十二年の旅大回收第五回排日運動を嚆矢とする。即ち廣東は經濟絕交の本場なのである。然しながら、民國十二年の對日經濟絕交運動は、素より日支の政治的關係から惹起されたものではあるが、其の

内容は國產獎勵を目的とし、地方生産工業の振興を助成する經濟關係に止まつたことは、當時の實際運動が、(一)排日貨に止まり日本人の排斥を爲さざりしこと、(二)影響の範圍が日本商品取扱の廣東商人に限られたること等に依つて知るこゝが出来ぬ。又該運動に誘發され、廣東市内外に於て樹膠工場十二、資本金百九十萬元、火柴工場九、資本金七十萬元、土布織布工場其の他の小生産工業が勃興し、日貨代用品の製造に努力して所謂『土貨振興』

の實を擧げた事實が、之れを裏書きするものである。

然るに、民國十四年六月二十三日の沙基事件直後に起つた對英經濟絕交は、純政治的排外運動で、國權恢復を目的とする國民的興奮に立脚したものであつた。此の意味に於て、一種の國民的運動又は勞働階級を主とする革命運動の延長とも觀るこゝが出来来る。而かも其の目標は支那に於て最大の勢力を有する英國に對して向けられ、その莫大なる犠牲に依て、多大の効果を示したのである。

彼此比較するに、經濟絕交なるものは今や同名異實のものとなつた而して其の方法と手段とは益々巧妙となり、當初より經濟的範圍を越え、一般在支外人の地位に直面し、之を脅威することになつた。假令其の標語が排日英を排英に改むるゝした所で、一時のそして或る國に限られたる問題として取扱はるゝには餘り大き過ぎることになつた。而して此の傾向は、支那が政治的、經濟的に壓迫を蒙つてゐる事態が存続する限り、又支那が英國や日本が嘗つて經て來たナシヨナリズムの時代に將に入り來らんとする限り、今後も尙執拗に繼續するものを見るは當然の歸結である、従つて之が對策は列國共同に講ぜらるべきもので、一時的の終熄を以て安んずべきではない。換言すれば、近年に於ける支那の對外經濟絕交運動は最初から全然經濟運動の埒外にあり、支那に於ける外人の經濟的勢力以上、根本的に外人の地位そのものに聯關するこゝろの重大問題であるこゝを明記せんことを欲するものである。

第二章 對英經濟絕交運動の原因

一九二五年に於ける廣東政府の對英經濟絕交運動は、必ずしも六月廿三日の沙基事件に依りて衝動的に發生した

ものでなく、一八四〇年阿片戰爭以來の廣東香港兩地間の特殊なる政治經濟事情を以てしては、當然に何時かは發生せねばならなかつた問題が、上海に於ける五卅事件の排英熱を助因とし、沙基事件を直接の導火線として爆發したものである。以下其の原因に就き述ぶる處があらう。

第一節 廣東香港間の特殊なる政治的事情

廣東、香港間の特殊なる政治的關係の基礎を爲す條約は南京條約、天津條約、北京條約の三である。

一八四二年八月成立の南京條約は香港を英國に割讓し、廣東を開港場とし多年外國貿易を獨占したる貿易免許商十三行を廢止し、通商上對等の國交を締結し、外國貿易上に一紀元を劃したもので、換言すれば在留外人が、支那官憲より多年蒙れる貿易及居住の壓迫に對する開放運動と見るべきものであつた。

然るに南京條約以後、支那人は外人に對して好感を有せず、外人も亦支那人との間に感情の疏通を缺き、殊に支那官吏は尊大にして人種の侮蔑の念が強く、南京條約に議定せる廣東在住外人の廣東市内に出入することを禁じ、或は從來行はれた公行制度改變の暫行辦法として公行の責任者をして支那官憲に對し關係外國人の保證を爲すに共に之を監督するの權能を許した等の如く、英佛其他の外國人に對する輕侮の念が尙ほ熾烈なものがあつた。斯かる支那官吏の排外的態度は英清の關係をして永く圓滑ならしむる能はざりしは當然のこゝで、英國は窃に乗ずべきの機會を待つたが、機會は豫期せるよりも速に來つた。即ち一八五六年十月八日のアーロー號事件の勃發が是れであつた。廣東港内に於て同船は支那官憲の爲め、監禁され、國旗の侮辱と乗組水兵を逮捕された。是に於て香港總督

パウリングは兩廣總督葉名琛に對し謝罪を求めたが、満足な回答を得られなかつたので、英國艦隊は遂に廣東省城の總攻撃を行ひ、葉名琛は又之に對抗して沙基居留地に火を放つてこれを焦土に化した。英國は是より先き一宣教師の雲南に於て支那官憲の爲め虐殺された事に對し問罪の帥を起さんとした佛國と同盟し、同年十二月英佛聯合軍は完全に廣東省城内外を占領し、英佛聯合行政委員會を設けて城内の行政に當り、市民も其統制に服したのであつた。次で翌年英佛二公使は二國の艦隊を率ゐて白河口に進み、嚴談せしも何等の決定を見なかつたので已むを得ず天津に強行せんとして白河口堡壘を抜き、直に天津に逼つたから、清廷大に驚き、遂に六月に至りて、天津條約を締結した。幾許もなく大沽事件起り、一八六〇年十月聯合軍は再度の開戦に連勝して遂に北京に入城し十月二十七日英清間の北京條約が成立した。本條約は天津條約に修正を加へ且つ之を増補したものであるが、其結果香港の對岸九龍地方を英國に割讓したことは、廣東、香港間の經濟關係に重大な影響を及ぼしたのであつた。即ち英國は香港の延長として道路、鐵道、船渠、住宅等の施設を爲し、自然廣東をして經濟的に孤立せしめる素因を爲すことになつた。

要するに南京、天津、北京の三條約の結果として香港、九龍を英國に割讓した以後、廣東港は漸次世界交通經濟線に遠ざかりて一地方市場に化し、通商貿易の發展上香港と利害相反する状態になつた。

其後一九二一年英國は日英同盟満了後に於ける日本の顔を立て、之に適合する極東政策を確立して米國を加入せしめんとするの方策を立てた。換言すれば日本に北部支那に於ける活動の自由を與ふるに共に、英國は南支那に於て活動の自由を得やうとするにあつた。此方法として英國は華府會議により威海衛を支那に返還する交換條件とし

て、黃埔港を香港の延長として經營せんとする『威海衛黃埔交換論』が提唱されたが、其議は纏らなかつたもの、聽てその變形として孫文により黃埔開港論が主張されたのである。一九二三年四月廣東財政廳に於ける各界招待會席上に於ける孫文の演說中、黃埔開港並に廣九、粵漢兩鐵道の連絡問題、特に香港政廳が黃埔開港計畫の實行を希望し、其要する借款に應ずべき意思を表示したことは各界に駭からざる反響を喚んだ。何となれば、黃埔の開港は香港の盛衰に大なる影響を與ふるこゝが明白であるに拘らず、香港政廳が之れに反對せざるのみか、却つて其借款に應ずるは如何なる理由によるものであつか。蓋し其理由としては香港政廳は廣九、粵漢兩線の連絡を達成し、香港を大陸交通の要地とせんことを希望し、黃埔開港により失はるべき香港の通商を埋め合し、尙餘利を得べき確信を把持した爲めに外ならなかつた。而して英國側の廣九、粵漢兩鐵道の連絡の提案は必ずや韶州、珠州間一七五哩の完成即ち粵漢鐵道の全通を最後の目的とするこゝは勿論であり、英國側の調査に依れば、全線の完成に依り上海に集中する湖南、湖北、江西三省物資の五分の一、約五千萬兩が香港に南下する計算であつた。

要するに、一九二五年迄の廣東香港兩港の關係は、先づ香港の新興に伴ひ廣東は漸次世界經濟交通線に遠かりたる地方市場たるに至り、通商貿易の發展上兩港の利害相反する状態を馴致するに至つたこゝに、及び後英國の對南支政變の變更により兩港は共存の一途へ進み得べき可能性あるこゝを窺はしむるに至つたこゝであつた。

第二節 廣東對英感情の惡化

既述の如き香港廣東兩港の通商貿易上に於ける提携的傾向が未だ其の萌芽を示さざる裡に、阿片戰爭以來醜醜

る廣東人の對英惡感情は早くも再燃するの機會に逢會した。一九二二年の香港海員同盟罷工から續いて翌年のメルラン總督暗殺事件に至り、更に其の延長たる沙面罷工事件等の事變の頻發は、廣東人の傳統的排外思想に油を注ぎ、燎原の火の如く排英を叫ばしむるに至つたのであつた。試に叙上の各事件に就き概記すれば、

第一項 一九二二年香港海員罷工事件

香港の中華海員工業聯合會は、前年十一月各船主に對して要求した處の、生活困難の爲め月給三十元以上の者に三割、以下の者に四割の給料植上げ問題が、遂に船主側との妥協成らなかつたので、一九二二年一月十二日に最後の通牒を各船主に送り、約八千の海員は一齊に罷工状態に移つた。これが忽ち出入船舶に影響を與へ、百二十三隻計三十萬屯以上の汽船は港内に繋留するの止むなきに至つた。罷工船員は次第に廣州に引上げ、國民黨及共產黨の後援を得て態度が極めて強硬となり、要求完徹の持久戦を心掛けたのであつた。其の内に二月に入りて、荷役苦力罷業、石炭苦力の罷業等相次ぎ香港未曾有の混亂を來し、荷役の不能から、食糧品の缺乏を招ぎ、或は船荷は新嘉坡又は上海に轉送するの餘儀なきに至つた等非常な恐慌であつた。其後曲折を経て漸く三月五日遂に解決を見、海員最初の要求が悉くは容れられなかつた迄も、幾分の効果を收めて海員側の勝利となつた譯であるが、此の罷工の結果、廣東香港の勞働者は勞働運動に對する節制ある組織を一大自信を有するこゝとなつたのは争ふべからざる事實であつた。

第二項 一九二四年七月沙面罷工事件

一九二四年六月十九日、佛領印度支那のメルラン總督は日本訪問の歸途孫文氏との會見を必要とし、特に香港より著廣したが、同夜英租界ヴィクトリアホテルに於ける在留佛國民の歡迎會の席上、安南人の爲め爆彈を投ぜられ總該督は幸に其難を免れしも、死傷十名を出した事變に其因を發して居る。當時英領事は該犯人を以て支那人なりと速断し、聊か慎重を缺けるが如き抗議を廣東省長に提出したが、忽ち該犯人は安南人たるこゝを判明し、却つて支那側の激昂を招いた。

然るに英領事は此の機會に於て沙面通行の支那人取締規則を改め、更に嚴重なるものにすべく、新取締規則を制定し、沙面出入の一切の支那人は午後九時を過ぎれば、正當な出入證を有せざる限り、絶対に通行を許さないこゝとし、並に其他の差別待遇を附した。それが端なくも沙面服務支那人の憤慨を、同時に事あれかしと待ち構へた思想團體、勞働團體の起立を促がすに至つた。

斯くて沙面洋務聯合工會の名の下に沙面在留支那人は若し完全に之を取消さざれば沙面總罷工を敢行して彼等を覺醒せしむべしとなし、遂に八月十六日より沙面の立退きを開始し、市面を寂寥たる状況に一變せしめた。罷業開始せらるゝや、國民黨工部部長廖仲愷及著名なる勞働運動者謝英伯等は極力之を應援したので其の主張は益々強硬となり、遂に沙面工部局は此の條例を修正讓歩し一ヶ月餘にして漸く解決を見るに至つた。要するに此の事件もメルラン總督事件に於ける英領事、即ち英國への反感を、英國領事の首唱した新規則に反對せる、即ち英國人に對する反感が、茲に相重つて爆發したもので、其結果は廣東の支那人をして組織に對する訓練と罷業手腕の練達を試ましむるに絶好の機會を與へたのであつた。

第三節 六月二十三日沙基事件

第一項 事件前の形勢

一、廣東政府軍の客軍勢力の驅逐

サラエオに於ける塞耳比亞一青年の發射した一彈丸は歐洲大戰の導火線となつた。一九二四年五月上海南京路で發射された數發の彈丸が終局的に何んな影響を惹起し、そして何處まで影響したかは、姑くこれを措くも、六月廿三日の沙基事件が實に此の五卅事件より搖曳爆發したものであることは確かである。

當時、廣東は客軍たる雲南軍の手に在つたのであるが、五月中廣東政府は愈々反政府軍(客軍)の掃蕩を決議し、最後の決戦を覺悟する所あり、五月廿五六日胡漢民、廖仲愷、吳鐵城、朱培德、譚延愷、鄧謙等文武最高幹部は廣東市を棄て、孫文の舊樓たる廣東士敏廠に背水の陣を布き、反政府軍たる雲南、廣西聯合軍は廣東市に占據し兩々相對峙し山雨到らむとして風滿樓の状態であつた。民衆宣傳を最も得意とする國民黨の要人連が五卅事件を云ふ絶好の題目を得ながら何等手を下さなかつたのは所謂燃眉の急に直面しありし爲めである。

民國十二年一月兵權なき孫文が陳炯明旗下三萬五千の粵軍を廣東より追ひ、兎も角も國民黨政府を樹立したことは、滇桂兩軍の兵力に負ふ所が多かつたが、是等の客軍は戰勝の餘威を以て部下の給養に名を藉り、歲計二千八百萬元の政府收入中僅かに四五百萬元を除く外は悉くこれを壟斷し、政府は行政費にも不足するに拘らず、客軍は尙

東江追擊戰或は北江戰爭等の機會ある毎に軍費を要求する外、廣東市目貫きの場所に於て賭博稅特に雜賭を稱する不體裁なる新稅を軍費の名目の下に公許し、爲めに滿城をして賭場化せしめ、勞働者の婦女子等が各所に雜賭に狂する状態は觀るものをして面を背かしむるものがあつた。一方政府は財源に窮し、廣東市長孫科に命じ、神社、佛閣、公議所、會所等の歴史的共有財産を官産に編入し、これを民間に賣却し、約七百萬元を捻出した。この前後に官設民産保證局なる空前の滑稽制度が實施され、全省に渡つて所有權登記手数料の二重、三重取りが行はれた。

客軍中兵力の充實した雲南軍は總司令楊希閔が東堤一帶に、第二軍長范石生が太平馬路一帶、第二師長廖行超が西關一帶、第三軍長胡思舜が廣三鐵道沿線、第一師長趙成樑が粵漢鐵道より韶州一帶に蟠據し、市の内外に互つて收入の豊富なる地點の大半を占有した。これらの滇軍は前雲南督軍顧品珍の部下で、顧の陣没後唐繼堯に追はれ、四川、湖南、廣西の邊境を流離し俱に辛酸を嘗めたが、孫文の召に應じ正に枯木遇春の概があつたものである。

桂軍總司令劉震寰は粵軍に屬し、梧州に在つたが、滇軍と同時に孫文の召に應じ、陳炯明を反撃した功によりて滇軍に次ぐ重要地點を地盤とし、大同小異の横暴を逞ふたのである。

國民黨は客軍を利用し、前門の狼を追つたが、幾何もなく客軍は後門の虎に化し、俗に云ふ『庇を貸して母屋を取られ』身動きならぬ状態に陥つたのである。これを見て孫文年末の旗下は痛憤骨に徹するものがあつたが、實力の問題如何にも致方なく隱忍自重した。孫文が黨軍の必要を感じて民國十二年十一月蔣介石を赤露に派遣し、其の援助を得て國民黨軍官學校を設立し、將校學生及教導團の達成教育に腐心したるは客軍の將士が美人を擁し阿片をプランデーミに陶醉し居る最中であつた。

政府軍と反政府軍の決戦は豫定の筋書の通り、蒋介石の率ゆる黄埔軍官學校出身者を主力とする黨軍の全勝に歸した。個人的には悍猛無比と稱された雲南軍も、團體的教練を経て精銳なる武器を有する黨軍の敵ではなかつた。特に數年に互る彼等の蓄財は將士の戰意を皆無にした。斯くて黄埔軍官學校を中心とする黨軍の蒋介石軍が反政府軍の掃蕩に成功し、黄埔河南方面より政府要人の廣東市に復歸したるは六月十五六日前後であつた。當時上海に於ける五卅事件記事は漸く白熱化した折なので、勞働運動の發祥地として、將又對外運動の本山たる廣東に於ても、國民黨指導の下に短時日の間に滬案援助各界聯合會なる對外大同盟が成立し、他の各地に相呼應して排外運動の火の手を揚ぐるに至つたことは極めて當然のこゝであつた。

二、五卅事件に對する香港の排外運動

是より曩、香港に在る工人及學生は五卅事件の消息を知るや直に援助せんことを劃策し、工人は同情罷工し、學生は罷課して排英的態度を表示するに共に、香港總工會の名にて香港政廳に對して左の要求を提出する所があつた。一、不平等條約を廢止すること、然らざれば中國人民の生命財産の安全を期し難い。今回の上海、青島、漢口に於ける慘案發生の根本原因は主として不平等條約に依つて起つたものである。香港五十餘萬の中國人は上海、青島、漢口等に於て同胞慘殺せられたる報に接し悲憤に堪へず。因つて我等は上海各地に於ける同志と一致の行動に出ずべきことを決議した。上海工商學聯合會より提出したる條件が完全に目的を達することを得ざれば、我等は帝國主義に對し反抗の行動を取るものである。

二、香港に在住の中國人は香港政廳より多年不平等なる待遇を受けたるに付、特に左の條件を提出することとし、其目的に到達せざれば止まない。

1. 在港華人は集會結社言論出版罷工の絶對的自由權を有する事。
2. 香港の住民は中外人を問はず均しく同一法律の適用を受くること、又中國人に對する退去命令及答刑私刑等の法規を取り消すこと。
3. 中國人は香港總人口の五分の四以上を占むるが故に、香港定例局は中國人に選舉權を付與すべく、該選舉法は普通選舉の精神を本とし人を以て比例すべきこと。
4. 勞働法を制定し、八時間勞働制とし、最低勞働賃銀を定め、包工制の廢除、女工及少年工の待遇を改善して工人の生活を向上せしめ、且つ勞働保險を付すべきこと、又此等勞働法規の制定には工團代表を參加せしむべきこと。

5. 千九百二十五年七月一日附を以て公布せる家賃條例を取消し、現在の家賃は二割五歩を減ずべきこと。
 6. 太平山頂（ピーク）に中國人居住の自由を認め以て民族平等待遇の實を擧ぐること。
- 然るに香港政廳は以上の提出條件に對し一も承認せざるのみならず、主動者を逮捕し、殘留工人の一般行動を監視し、陸軍を出動せしめて戒嚴令を布き強硬政策を續行した。こゝに到つて在住の中國人及學生等は紛々として回粵し、其數三萬餘名に達した。

三、沙面罷工の開始

沙面は駐粵各國領事館の所在地にして、中國人の雇傭せらるるもの二千名に及んだ、彼等は「五卅事件」を傳聞

するや、六月二十一日自動的に罷工し、同時に『沙面中國人援助上海慘案罷工委員會』を組織して左の如き宣言を發表した。

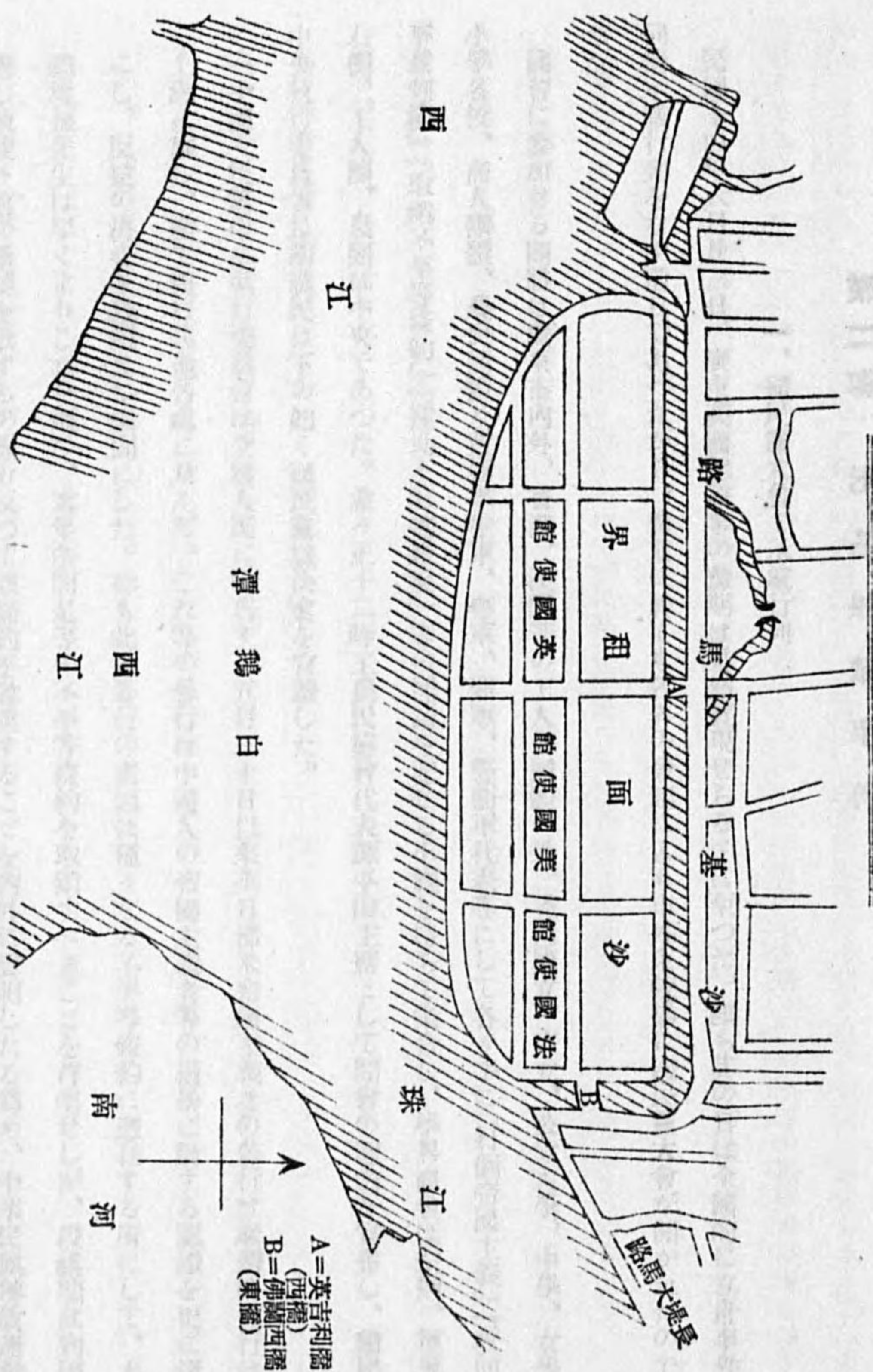
『各國の帝國主義者は常に我が中國人の血を啜り、肉を喰ひ、我等の膏汗を搾るのみならず、我等の生命をも奪ひ去らむとす、則ち初めは全力を以て壓迫を加ひ遂に砲艦政策を實現す。今や我が中國人の手足を縛せらるゝ状態となり。我等同胞よ我等が進んで自己解放に努力するより外道なし。上海、青島、漢口に於て同胞の慘殺せられたるはこれ我等が慘殺せらるゝの第一歩なり、こゝに我が沙面工友は奮起して上海、漢口、青島の工人等が完全に勝利を得る迄援助すべし』云々。

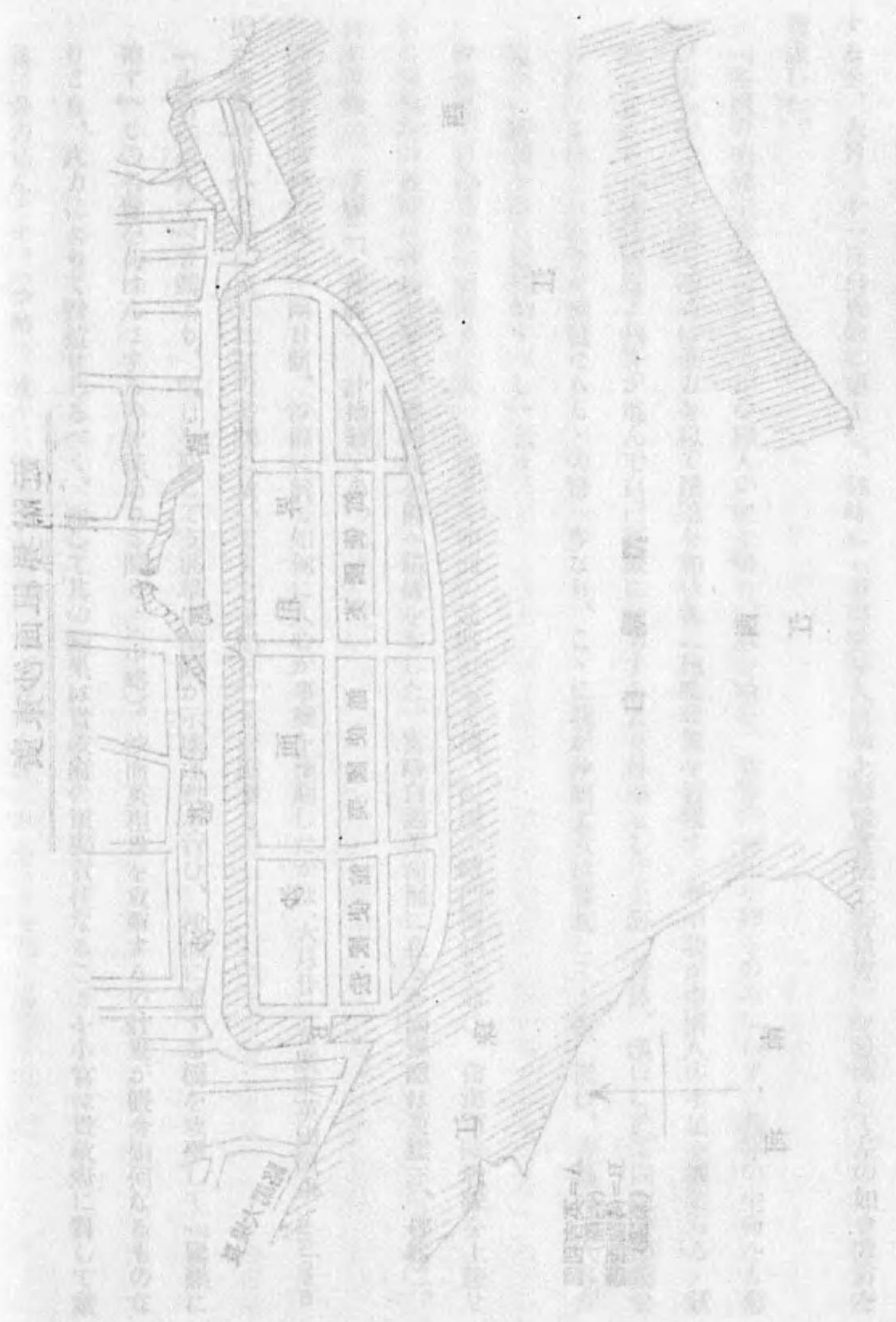
沙面罷工以後英佛兩國領事は萬一を慮りて沙面の通路たる東橋、西橋の鐵門閉鎖を命じ、尙海軍陸戰隊を上陸せしめ同地内の各所に砂包を築き、機關銃を備へ防備をなした。當時白鵝潭河面に在る各國軍艦は英艦三、佛艦二、日本軍艦二、米艦二、葡艦一、計拾艘であつた。

所謂沙基事件の起る一兩日前、沙面に於て如何に人心が事變を豫期したかは、六月廿二日廣東英國領事 *minicemi* 氏が廣東政府外交部に宛てた左の書狀に依つても之を知ることが出来る。

『小官は信んずべき筋より、明日を期して支那學生團體が示威運動を行ひ、沙面に通ずる橋を攻撃して『國難に殉ず』この名譽を荷はんことを計畫ありと聞く。(中略)。沙面英租界を攻撃するの計畫が假令如何なるものなりとも、武力によりて對抗せらるべく、而して其の結果は貴政府の單獨責任なることを小官は貴政府に對して嚴肅に警告せんことを。(中略)。速かに沙基街を整理して、秩序を保たれんことを切に希望す云々。』

近附界租面沙東廣





第二項 沙基射擊事件

一、國民黨大會之示威行列

民國十四年六月廿三日、廣東英國總領事の豫期は果然實現せらるゝに至つた。即ち其の日は全國的に五卅事件の同情示威行列をなす當日であつたから、廣東に於ても各界の發起により市外東較場に國民黨大會が開かれたのであつた。

同會に参加せる團體は廣東市内外、香港、澳門等の工人各團體の外、省内國立、市立、公立大學、中學、女學、小學各校、商人團體、農民團體及黃埔學生軍、粵軍、湘軍、警衛軍代表等にして各々手に『打倒帝國主義』『收回領事裁判權』『取消不平等條約』『援助上海慘殺案』等の標語を記せる小旗を持ちて集合し、學界商會は左側、軍界は右側、工人團、農團は中央であつた。愈々正十二時工農民協會代表譚平山主席して開會の理由を宣布し、國民黨中央執行委員長胡漢民は下の如く國民黨議決案を宣讀した。

『中國々々國民黨中央執行委員會は全國人民に敬告す。五月三十日以來英日佛米帝國主義者の暴行は繼續的に行はれ上海に施し、續て漢口其他各處に及んだ。これ等の暴行は中國人の帝國主義者等の横暴に對する認識を更に深刻にし、反抗の決心を激烈且つ強固にした。抑も此等暴行の素因は種々なる不平等條約に憑藉する所にして、本黨總理孫先生は早くよりこれを觀じ、客年冬間是等の不平等條約を取銷すべきことを首唱せしが、段祺瑞は列國に對し執政々府の承認を欲するの餘り反つて該條約を尊重するこゝを内外に聲明したる爲め、中華民族解放運動は

遂に頓挫するの止むなきに立到つた。茲に於て帝國主義者は更にこれに藉口し、我民族解放運動の萌芽を摧殘せんとした。今や中華民族解放運動は如斯理由に依り進行遅々たるも、我等は應に勇氣を奮ひ猛烈に氣勢を昂げ、不平等條約の取銷を主眼とし、以て帝國主義に反抗する一切行動の中心たらしめんとする。今回の暴行事件は根本より解決して永遠に中國内に其跡を絶たねばならぬ。故に北京臨時執政を督責し、速に不平等條約を取銷すべきことを宣布し、前年締結せる中俄條約に倣ひ新に各國に平等に相互主權を尊重することを基本とする條約を重訂せんとする。此は目前應急の不二法門にして中國長治久安の肝要なる實行方法である』云々。

次で對外協會代表林森起ちて議決案を宣讀し、國民黨代表兼工部部長廖仲愷、廣州特別市黨部代表孫科、商民協會代表甘乃光、國民黨要人伍朝樞、國立廣東大學校長鄒魯等相次で登壇し、最後に軍界代表として汪精衛、ボロヂン起ち壯烈なる激動演説をなし、午後一時半市内大示威遊行を開始した。

遊行の順序は、工人を陣頭に次で農民學生、商民軍界（黨軍及び湖南軍廣東軍代表等）の順位を以て東較場より道を惠愛路永遠路にこり、長堤を経て沙面の對岸沙基新街に示威行列を進行した。

二、沙基射擊事件の發生

斯くして學生、商民遊行隊が沙面英國橋對岸たる沙基調源街に到着したる際、恰も學生前記軍隊は沙面佛租界對面沙基を通過中であつたが、對岸沙面沿岸守備の英佛兵との間に突如砲火を交換し、沙面側の機關銃掃射を始め、河面に碇泊中の英、法、葡各軍艦は海軍砲を發射して應援し、支那側軍隊は小銃を以て沙面を亂射すること三十分にあつた。行列はこゝに潰亂し、死傷者續出し、空前の混亂を來し、行列中には仆れて踏み敷かるもの、河中に

顛落して溺るもの、其數夥しく、路上には死體重疊して血肉飛散し、靴帽の遺棄したるもの無數、眞に一目凄慘の光景を演出したのである。

茲に英支葛藤の幕が開かれることになつた。最初突如として起つた一彈は果して何れの側から發せられたか、これ國際上問題の中心を爲すものである。然しながら、英支兩者の論點は全く相反する見解の下に立ち、今日に至るも其是非は尙疑問とされてゐるから、吾人は茲には兩者の主張を掲げて其云ふ所を聽かんとする。

(一) 支那側報告（沙基事件の直後、廣州知事は五十餘團體代表者の會議を開き、射擊事件の真相を調査すべき委員會を組織した。本報告は其の報告文である。）

『沙基は英佛租界たる沙面の反對側なる道路にして、沙面と並行し、稍々廣き堀を以て分たる。沙面への出入は唯二ヶの橋に依つてのみ之を爲すこと得べし。示威運動の行はれし前、沙面は砂囊、鐵條網に依つて武裝され、英佛の水兵及義勇隊之が守備に當れり。之等の運動の行はれたる二日前より、沙面當局が廣東市との交通を絶ちて爲したるものなり。此の二日間、沙面に於ては各種の流言行はれ、當局は殆んぞ恐慌状態にありたるが如し。廿三日午後示威運動中、沙面に入る橋の鐵門は堅く閉され、之に柵を設く。射撃の起りし時は廣東基督教大學の學生、教授が西橋を通過せしばかりの時にして、各學校の男女學生之に次ぎ、黃埔軍官學校の學生は未だ西橋より數百呎の後方に在りしきなり。沙基は租界に至らずして、純然たる支那の領土なり、支那人民は此の道路上を進行するに付き完全なる權利を有す。行列軍に軍官學校候補生及び兵士の參加せしは事實なり、然れどもこれ廣東に於ける示威運動の數年來の慣行に過ぎず。』

午前中の大會に於て、胡漢民氏は沙基行進中、秩序の維持するべきことを求む。斯くて之がために警官は派せ

られる。行列は海岸通り及び沙基に於て完全なる秩序を維持せり。乍併學生團の後部が西橋に近づきし時其の南詰、沙面に在るヴィクトリヤホテルに突如として射撃用意の信號が掲げられる。既に小銃及び機關銃は行列に向ける。學生中の或者は驚き逃れんことをす。

此の時西橋の端に在りし廣東基督教大學生及第九警察署刑事長沈嶽氏の目撃せる所に依れば、ヴィクトリヤホテルの二階より一人の者が行列を目懸けて拳銃を放てり。之に續いて遂に機關銃、小銃は放たれ、行列中及び見物中の男女小兒の死傷多數に上る。かくて支那側之に應戰するに至り、數十分間射撃は繼續す。

茲に注意すべきは行列中の多數者は武装し居らざりし事及び街上多數の見物人の在りし事なり。加之行列は隊をなし、秩序は整然たり。沙基は全く防備なく沙面よりの射撃に對しては全然受身なるに不拘、沙面は豫めよく武装せられ、水兵及び義勇隊は砂囊に隠れ、二ヶの橋の鐵門は堅く閉され、八個以上の機關銃にて守らる。支那側死傷者の多くは武装し居らざるものにして、死者五十二名、傷者百十七名を數ふ。若し英國が云ふが如く射撃が支那側より始められしせば、武装なき學生、其の他の者が危險地域より逃れ去つて後になさるべきや當然なり。又負傷者の多くは體の左側に負傷を受く、若し沙面よりの射撃が突然ならずば負傷者は逃れ得べきか、又は少くも體の背部を打たれるべきなり。行列に沙面は廣き堀により隔てらる。鐵柵の設備なく、砂囊の設けなく、鐵條網なく將又大砲及び軍艦なくも、沙面にて堀てふ自然の防備あり、行列は鐵門にすら之に觸れず、且又黃埔軍官學校軍醫の報告に依れば沙面側はタム／＼彈を使用せるが如し。吾人は右沙基事件に付、沙面當局の責任を問ひ、總ての偏見を棄て、此の報告を爲す。」

委員會 連署

(ロ) 英國側の報告

偕て以上の如き支那側の聲明に對して、英國側の見解は果して如何なるものであらうか。吾人は之を六月二十五日、廣東英國總領事が北京駐在同國大使に宛てたる報告書に依つて知るこゝが出来る。

「(前略)午前十一時、二臺の自働車に分乗せる黃埔軍官學校學生は沙基街に於て、排外の宣傳ビラを撒布せり。午後二時三十分支那團體の行列は佛蘭西橋(東橋)前より沙基街を進行せり。(中略)。武装せざる支那官憲は約五十碼の間隔を置きて並び、武装兵の一團は支那商店のベランダの下に位す。勞働者、農民其他の組合員を以て成る行列の約四分の三餘は既に無事通過したるを以て、小官は其旨打電せんことをせし處、一海軍武官が學生團の來るを待ちて打電する方可なる可しを告げしを以て之を中止す。數分後男女學生の一團現はれ、國民黨萬歳を唱へたる他、前に通過せし團體と異なる所無し、之に次ぎて武装軍官學校學生の來るや、彼等は佛蘭西橋を去る五十碼餘の地點に停止す。此時小官は一支那人の箱の上に立ち、扇を振りて、沙面及び小官の一行に對し侮辱の聲を放てる者を見たり、行列の一部は列を亂して以て、何事か叫ばれつゝあるかを聽かんとするものあるが如く見ゆ、此の時突如として一彈響きわたる。急遽行列は秩序を亂し避難せんことをす。數十秒の後、小銃は沙面に向ひて發射する。然るに西橋の西詰建物中に在りし陸戰隊の一部は、海軍武官及び小官等の砲火に包まれたるを見て支那側に對して應戰を始めた。但し此の應戰も司令官 Matweil Scott 氏の到着するに及びて中止を命ぜられしに不拘、支那側の射撃尙熄まず、爲に他の守備兵の一部は之に應戰せるものありたるも、約十分の後、射撃中止の命令行き渡るに及び此の事全く熄む。午後四時三十分支那側の射撃全く終る。」

右の報告の外、香港政廳側に於ては、沙基事件に對する支那側の宣傳に對抗するために、小冊子を出版した。此に依れば英國側の見解は次の如くである。

『六月二十二日沙面は全く支那人より見棄てらる。沙面の外人は事實上廣東市との交通を絶たる。此の日香港に於てすら『翌二十三日を期し、一大示威運動を行なひ罷工團は沙面に侵入し事を起すに決す』この流言行はる。吾人が是を目して赤露の使嗾に依るものなりと推定するには理由存す。蓋し之『Janvier』の外交政策の認容する所なればなり。英國總領事は茲に於て廣東政府外交部長に對し『沙面側は租界攻撃に對しては武力を以て對抗すべき』旨を警告せり(筆者曰く此の警告は前出)。同廿二日沙面に向へる支那の家屋に機關銃の運ばれつゝ、あるを認む。(中略)突如一彈支那側より起り、更に二彈之に次ぎ、茲に沙面に向ひて小銃の猛射の注がるゝに至る。同時に豫め隠匿せられし沙基家屋中の機關銃も活躍を始む。沙面は直ちに應戰することなし、蓋し義勇兵團體は未だ裝彈せず正規兵は發砲の命令を受くることなかりしを以てなり。事實上、一度も雖も發砲の命令は之を發することなし。唯總領事及高等武官の一團が砲火に包まれたるを眼の當り見たる英佛兵が遂に忍びず應戰を開始したるに過ぎざるなり。英國租界に銃砲を裝置したるは四ヶ所にして、之等の銃砲は全く支那の攻撃部隊に向けられたるのみにして假令市民にして傷を負ひたるものありとするも、そは彼等が周章狼狽措く所を知らざりし結果兵士の間に入らしたるのみ。海軍高等武官が第一分隊に到達するや射撃は直ちに中止を命ぜられ、他の分隊も漸次命令を受けざるに及びて中止せり。佛國租界沖に在りし佛國砲艦は空砲を放てり。支那側の兵士は家屋中より執拗にも沙面側が發砲を中止せし後も尙ほ一時間餘に亙りて射撃を繼續せり。支那側は沙面側の死傷を擧げ居らざ

るも、九名に上るものありたり。その内二名は沙面側發砲前に被りたる損害なり。(死者一名、負傷者八名、右國別英國人四名、佛國人二名、日本人二名なり)。

以上に於て吾人は所謂沙基事件に對する英支兩國の見解を紹介した。而して事件の導火線である最初の第一發が果して英支の何れの側から爲されたものであるかは、今日に至るも尙疑問させられてゐる。

第三項 事件後の交渉

沙基事件の勃發は英支兩國當局者の感情を極度に悪化せしむるに至つた。支那側は該事件の翌日主として廣東省知事の名に於て、英國總領事に對して抗議を爲し、最初の發砲が英國側からなされた點を批難した。之に對して英國總領事は即日、最初の發砲は支那側より起れることを斷言して支那に其の責任を問ふた。加之、北京駐在英國公使は、支那外交總長に宛て、抗議書を提出した。其の後廣東政府は英佛總領事に對して、

- 一、英政府は高級委員を派して廣東政府に謝罪すべし。
- 二、事件に直接關係ある高級者を懲罰すべし。
- 三、廣東より一切の各國海軍を撤退すべし。
- 四、沙面の防備を撤去すべし。
- 五、沙面租界を返還すべし。
- 六、支那人死傷者に對する吊慰金

の六ヶ條の要求を提出したのに對して、英佛側は支那側の謝罪せざる限り、交渉の餘地なしに強硬な態度を採つた。

而して當時英佛側は未だ廣東政府を承認せず、從つて事件の解決は、之を北京政府との交渉によりて計るより外はなかつた。然るに廣東政府自らは北京より獨立せるものとの見地から其の羈絆を受くるを好まなかつたから、北京政府は協力一致して此の外交問題を解決すべく、數回に及んで伍朝樞及び胡漢民に對し廣東事件の真相を問合せに對しても、唯胡より個人名義を以て回答したのみであつた。且つ北京政府沈外交總長は伍朝樞に對し、廣東にて交渉困難ならば交渉を北京に移すべしとて上京を促したが、伍は之を拒けた上に、六月廿九日北京外交團に對し露國大使カラハンを通じて抗議したれども、公使團はカラハンを認めざるを以て並に北京政府より何等の交渉なきの故を以て之を拒否した。斯くて、北京政府、外交團、廣東政府及び沙面當局との關係は結ばれ解けぬ麻のやうな關係になつてしまつて、本事件の交渉的解決は至難の状態に陥つたのであつた。

斯くて廣東政府に於ける經濟絕交としての五項を議定した。

- 一、苟も廣東に出入する以上、一切の船舶は斷然香港に寄港すべからざるべし。
- 一、之が定めに違反して香港に寄港したる船舶は、爾後廣東に出入すべからざるべし。
- 一、英國との一切の經濟關係を絶つべきべし。
- 一、一切の英國品も廣東輸入を禁止すべきべし。
- 一、香港に對し、商品、食糧品を問はず一切之を輸出すべからざるべし。

第三章 對英經濟絕交運動

第一節 事件後英支兩國の對策

第一項 英國側の對策—廣東經濟的封鎖

廣東各界は既述の如く五卅事件援助の爲めに六月二十日より一齊に罷工し、沙面租界居住支那人二千名も同日午前九時に租界を退出した。香港に於ても同時刻に海員總同盟罷工を開始し、廣東香港一團となつて節制ある運動に移つたのであるが、沙基事件の發生は薪上油を注いだ結果となり、俄然排英熱は更に昂騰して、香港廣東にては廿四日午後から罷業が一般化して、海員、支那人使用は勿論、一般荷役苦力、其他各職業に従事する労働者等、こぞつて總罷工を開始した。

是より曩、香港總督は六月二十二日、一九二〇年の Volunteer Ordinance に依つて香港義勇隊に軍事活動を命じ、車輛、燃料、食糧、勞力の徵發等に關する規定を實施し、翌二十三日には一八八六年の Peace Preservation Ordinance に依る治安維持に關する特別規定を實施し、更に廿五日には一九二二年の Emergency Regulation Ordinance 第二條に依る不穩文書の取締に着手した。斯くて七月に入りて六日、無職支那人追放令を發布し、Arms Regulation の罰則を嚴にし、其他罷業の打破に對して策を盡して以て、對内政策として香港殖民地の安全を計つたのであつた。

然れども英國は右の對内政策の外に對外政策を採つて、罷業の解決を積極的に、迅速に、且つ有利に導かんことを、殊に注意しなければならぬことである。

香港總督府は一九一五年の Importation and Exportation Ordinance に依つて、六月二十二日には、米、麥粉、其他の食糧品を、又七月二日には石油、燃料油を、更に次いで七月五日には、石炭を輸出禁制品に指定した。之は一面より見れば英國香港政廳の對内政策であること云ふも何等の妨げはない。然しながら、仔細に之を觀察するならば、斯くの如き輸出禁制品の目的は對廣東政策上の見地に立つものである。換言すれば、食糧及び燃料の輸出を絶つことに依つて、廣東を經濟的に封鎖して、以て罷業の解決を積極的に、且つ有利に導かんしたのである。

當時の香港側が斯くの如き政策を採用するに至つた動機は推測するに難くない。即ち廣東は支那三大河流の一端の珠江に面し、其の平野の經濟的中心を爲すものであるが、珠江の水深は二千噸以上の船舶の航行には全く不可能なるものがあるが爲めに、廣東に輸入せらるる物資は殆んど悉くが香港に於て積替へられ、然る後香港より廣東へ向け輸出して輸送せらるるものである。而して茲に輸出禁制品となりたる米、麥粉、石油、石炭は、廣東全輸入貿易額の四億萬元の内の過半を占むるものであり、廣東人に限りては不可欠の生活必需品であるからである。

香港總督は、此の罷業に對して強硬なる態度を採り、此の罷業は香港の法令に違反し、又公の秩序を破壊するものであるが故に極力之が打破に努力すべきであることを力説した。加之、同總督は罷業解決の爲めには如何なる手段をも辭すべきでないことを公言した。又茲に香港政廳側の強硬的態度と並んで注意すべきことは、香港商業會議所が罷業者給料問題に關して採つた態度である。即ち同會議所は上海商業會議所と協議の上で

一、罷業者の罷業期間中の給料は之を支給せず

二、六月分の給料中、罷業前のもものは罷業解決後之を支拂ふべし

こと云ふ二箇條を取極め且つ公表した。

以上に述べたるが如き英國の處置を鑑るに、英國側は今回の罷業に際して、飽くまで強硬策を採つて、以て徹底的に支那と争はんことを意があつたことは之を伺ふに難くない所である。

第二項 支那側の對策—香港經濟絶交

沙基事件後に於ける、所謂『省港罷工』は益々其の結束を固めた。然しながら、香港政廳が前述の如く禁令によつて食糧品及び燃料品の輸出を嚴禁して、廣東を經濟的に封鎖するの政策を採るに至るや、廣東政府、罷工團は勿論、一般市民も一時は甚だしき恐慌を來し、爲めに罷工團の前途も危まれる程であつたが、廣東政府は極力、香港を經由せざる直輸入貿易を計畫し、小型船に依つて香港以外の水路より輸入を計り、幾分の所謂直輸入の可能性の實現を見るに至つた。茲に於て、廣東側は遽かに活氣付いて、却つて逆襲的に英國に對して經濟絶交を宣言するに至つた。

素より經濟絶交なる方法は、國際聯盟規約中にも其の違約國や背信國に對して執るべき有效なる一制裁を見做され、相手國又は其の國民と一切の通商又は金融上の關係を斷絶し、一切の交通關係を禁止し、且つ其の聯盟國たることを問はず、他の凡ての國をして背信國又は其の國民との間に於ける一切の金融上、通商上又は個人的交通を

防遏することも差支ないことになつてゐる。

然れども、廣東の經濟絶交なるものは、斯かる國際法上のものでなく、其の區域が地方的であり、又經濟絶交を行ふ爲めの必要な手續を採らなかつた等より見て同名異曲のものであることは云ふまでもないが、從來の外貨抵制、外貨不買なる排外方法を以て満足せず、新機軸を出したものであつた。廣東に於ける最初の經濟絶交の内容を見るに左の六項であつた。

- 一、英國人ミ賣買せざるこゝ（英本國及領土よりの輸入及内地貨物の輸出を禁止するこゝ）
 - 一、英國銀行の兌換券を使用せず又預金せざるこゝ（兌換券使用は實際は實行困難なこゝであつた）
 - 一、英國人に對し食料品を賣らず土地家屋を租賃せざるこゝ
 - 一、英國法人又は個人に使用せらるゝ工人等は一律に罷工するこゝ
 - 一、英國人設立の學校病院ミ關係を絶つこゝ
 - 一、英國人ミ談話往來を禁ずるこゝ
- 而して右の諸事項を實行するに至り、茲に罷工團は所謂糾察隊を設置して、以て以上の事項に違反する者無きや否やの實情の調査に當らしめ、若し違反者あるときは之を嚴重に處罰するに至つた。
- 斯くの如く反香港熱、反英國熱の感情の昂騰につれて左の如き結果を生むに至つた。
- 一、廣東よりの輪移出品は上海、基隆、又は新嘉坡を経て轉送せらるゝに至りしこゝ
 - 二、廣東への輪移入品は香港を除きたる他の港、例へば、上海、基隆等を経て轉送さるゝに至りしこゝ

此の廣東側の對策が香港並に廣東に如何なる經濟的影響を及ぼしたかの問題は、之を第四章に譲り、吾人は廣東の對英經濟絶交が一年有半に亘つて有効に實施せられた一大原因は罷工團の整然たる組織が比較的嚴守された事實に基くものであると感ずるが故に、以下に於て之が組織を研究せんとする。

第二節 省港罷工團の組織

第一項 組織一般

所謂『省港罷工』に就て一の驚くべき事實は、其の罷工團が非常に整然たる組織の下に、永續したと言ふ一事である。斯くて省港罷工團の組織は對英經濟絶交の研究につきて忽諾に附すべからざる問題であるのである。

先づ其の組織を表示すれば左の如くである。

- 一、決議機關 省港罷工工人代表大會——法政局（臨時首席團）五
- 二、執行機關 省港罷工委員會——
 - 幹事局（庶務、招待、宣傳、交際、交通、註冊の大部を置く）
 - 特設機關——
 - 財政委員會（會計部、審計局、保管拍賣局を置く）
 - 糾察委員會——各處（秘書、軍務、訓育、軍需、軍法、調度の各處を置く）
 - 總隊——大隊——支隊——小隊——班
- 三、獨立機關 工人學校（勞働學校、婦女勞働學校、工人補習學校、工人子弟學校等）——工商檢驗貨物處
- 工人醫院

先づ最高の決議機關としては『省港罷工々人代表大會』を有し、これに『法制局』を附屬する。又最高の執行機關としては『省港罷工委員會』を有する。省港罷工委員會は幹事局、特設機關に二分され、特設機關中には會審處、財政委員會、糾察委員會等がある。

糾察隊は其の最高の機關たる糾察隊委員會によつて動かされ、之に直屬して秘書處、軍務處、訓育處、軍需處、調度處がある。隊は總隊、大隊、支隊、小隊、班に分れ、單に廣東市中のみならず、香港、廣東經濟絕交勵行の爲めに必要な地點に駐在する。又糾察隊に非ずして特に輸入貨物のみの検査をする特別の機關として工商檢驗貨物處が設けられる。

以下順を追ふて之等を説明する處あらんか

第二項 省港罷工工人代表大會—附法制局

香港及び廣東罷業者中廣東在住者の者より五十人毎に一人の代表を選出して組織したもので、之等代表者中より五名を推舉して之を臨時首席團とする。省港罷工々人大會は、罷工の目的である『反帝國主義』の爲めに必要なる一切の議決を爲す最高機關であつて、毎週、火木土曜日の正午より午後四時迄を開催時間と定める。此の決議の執行機關は次に述ぶる罷工委員會であつて、罷工委員會の各部機關は、工人代表大會に於て各種の事務の報告を爲す義務を有し、之に對して工人代表は意見を發表する。工人代表は散會後に於て、會の状況を其の所屬工人に報告するの責任を負ひ、又罷工々人は大會に赴きて、議事を傍聽するの權限を有するものである。其の組織法は左の如く

である。

省港罷工々人代表大會組織法

- 第一條 省港罷工々人代表大會ハ省港罷工々人ノ最高議事機關トス。
- 第二條 代表大會ノ組織ハ廣州ニ在ル省港罷工々人中ヨリ五拾人毎ニ代表一人ヲ選出シ、五十人未滿ノ際モ代表一人ヲ選出スルコトヲ得ルモノトス、尙此ノ外ニ工會ニ未ダ加入セザル工廠ノ罷工々人ニシテ代表ヲ派出セムトスル時ハ、省港罷工委員會ノ酌量ヲ經タル上コレヲ許可スルコトヲ得。
- 第三條 代表大會ノ開會日ハ毎週火木土トシ、正午ヨリ午後四時迄ヲ普通トスルモ特別ノ事故アリ多數ノ贊成者アル時ハ此ヲ延長スルコトヲ得。
- 第四條 代表大會開會ニ當リテハ代表中ヨリ五人ヲ推シテ此ヲ臨時主席團トス。
- 第五條 代表大會ニ於ケル決議事項ノ認否ハ舉手ヲ以テ對應ス。
- 第六條 代表大會開會ニ際シ省港罷工委員會ハ各部機關ノ主任ヲ臨席セシメ各種事情ヲ報告セシム。
- 第七條 代表大會ノ開會中省港罷工々人ハ傍聽スルコトヲ得。
- 第八條 工人代表ハ工人全體ノ意ニ基キ公意ニ根據シテ發言スベシ。
- 第九條 代表大會開會中各代表ハ議場ノ秩序ヲ格守シ主席ノ散會宣告スルマデ其席ヲ離ルベカラズ。
- 第十條 代表大會ハ散會後開會ノ經過情況ヲ各界ノ工會工人ニ宣布スベシ。
- 第十一條 工人代表大會ハ各方面ノ工友ヨリノ報告ヲ接受シコレヲ公平ニ處理スベシ。

第十二條 工人代表大會ハ法制局ノ各部機關彈劾違法案ヲ授受シ、各方面ノ報告ニ酌量シテ高級下級ヲ論ゼズ一律公平ニ處決スベシ。

第十三條 代表大會ニ於テ決議シタル事項ハ省港罷工委員會執行委員會ニ交付シテ執行セシム。

第十四條 工人代表ニシテ若シ違法行爲ノモノアラバ該工會ヨリコレヲ交替セシメ其處置ハ代表大會ノ決議ニヨルベシ。

第十五條 本規則ノ改正ハ代表大會及省港罷工委員會ノ決議ニヨリ法政局ノ審檢ヲ經ルヲ要ス。

附 法制局

本局は省港罷工々人大會より選出したる十一名の委員を以て組織する。工人大會直屬機關ニシテ成立し、罷業委員會及び之に屬する各機關其他の機關等の組織運用に關する法令を制定する機關である。此の制定せる法令は工人代表大會を通過するに依つて其の效力を生ずる。而して斯くの如き法令にして變更又は消滅せしむることを要するもの及び事實上放棄せられたるに等しきものに就きては、法制局は之に就き工人大會に向つて彈劾するの權限を有する。

法制局規定は左の通りである。

法制局組織法

第一條 法制局ハ省港罷工々人代表大會ノ議決ニ依リ其直屬機關トシテ成立シ省港罷工委員會以下ノ各機關組織法

ヲ審議制定スル處トス。

第二條 法制局ニ委員十一名ヲ置ク委員ハ省港罷工々人代表大會ニ於テ之ヲ選任ス但シ其割當ハ廣東側四人香港側七人トス。

第三條 本局委員ハ局長一名副局長二名起草委員三名審査委員三名校核委員二名トス。

第四條 本局ハ顧問若干名ヲ聘スルコトヲ得。

第五條 本局ハ毎日午後三時ニ常務會議ヲ開ク但シ特別事故アル時ハ臨時會議ヲ開會スルコトヲ得。

第六條 本局ニ於テ制定シタル各機關ノ組織法則ハ工人代表大會ノ協贊ヲ經テ公布シ其效力ヲ生ズ。

第七條 本局ハ各機關ノ法則ヲ制定スル外各部ノ併合廢止ニ關スル立案ヲナス工人代表大會ニ提出スル議案ハ委員十名以上ノ副署ヲ要ス。

第八條 本局ハ各部監督ノ職權ヲ有シ工人代表大會ヲ通過シタル法令ニシテ實施セラレザルコトヲ發見シタル時ハ工人代表大會ニ抗議シ彈劾スルコトヲ得。

第九條 本局ノ制定シタル法令ニ對シ改訂ヲ要スル點アル場合ハ罷工委員代表十人以上ノ副署ニ依リ之ヲ工人代表大會ニ提議スルコトヲ得。

第十條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(千九百廿五年六月廿八日)

第三項 省港罷工委員會及其附屬機關

一、省港罷工委員會

省工罷工委員會は執行委員の定員を十三名とし、中華全國總工會より二人、香港工團罷工委員七名（香港勞働組合の罷工委員）及び廣州洋務罷工委員聯合會（廣州の外國會社に備はる、勞働者の罷工委員會）より四人を選舉して組織する。

本會は工人代表會の決議せる所に從つて、下級機關を率ゐて『反帝國主義』運動の爲め省港罷工に關する一切の事宜を掌る。事務を分擔處理するために幹事局を有し、又特設機關として財政委員會を設けて財政事務の一切を一任する。更に顧問の制度を設け贊助劃策の便に供する。本會の直屬機關として會審處がある。本委員會組織法は左の如くである。

省港罷工委員會組織法

第一條 省港工人ハ帝國主義ニ反對スルタメ罷工ス罷工團ハ省港罷工委員會ヲ組織シテ省港罷工ニ關スル一切ノ事宜ヲ掌ル。

第二條 省港罷工委員會ニ執行委員十三名ヲ置ク其選出割合ハ中華總工會ヨリ二名香港工團罷工委員會ヨリ七名廣州洋務罷工委員會ヨリ四名宛トス。

第三條 省港罷工委員會ニ正委員長一名副委員長二名ヲ置キ各委員ヨリ互選ス。

第四條 省港罷工委員會ハ事務分擔處理ノ爲メ幹事局ヲ設立スルコトヲ得、又必要ニ應ジ特設機關ヲモ設立スルコトヲ得。

第五條 省港罷工委員會ハ贊助策劃ノタメ顧問ヲ聘請スルコトヲ得。

第六條 省港罷工委員會ノ上ニ省港罷工々人大會ヲ置キコレヲ最高議事機關トス其議決シタル事項ハ委員會コレガ執行ニ任ズ。

第七條 省港罷工委員會ハ工人全體ノ重要問題ニ關シ代表大會ノ同意ヲ得ルヲ要スルモ其他ニ關シテハ一切適宜之ヲ執行スベク但シ毎大代表大會開會ニ際シ執行委員ハ詳細ニ會務ヲ報告スルヲ要ス。

第八條 省港罷工委員會ハ隨時常務委員會ヲ開キ一切ノ事務ヲ處理ス。

第九條 省港罷工委員會ニハ幹事長財政委員長及顧問コレニ列席スルコトヲ得。

第十條 省港罷工委員會ハ各部機關ニ關スル事項ヲ審議スル爲メ部會ヲ開クコトヲ得若シ解決シ得ザル時ハ各部機關ヲ召集シテ聯席會議ヲ開キコレガ解決ヲナス。

第十一條 省港罷工委員會ハ毎週一不定期ニ各機關代表ヲ召集シテ聯席會議ヲ開キ經過ノ報告並ニ各事項ニ就キ討論ス又必要ニ應ジ臨時召集スルコトアルベシ。

第十二條 執行委員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ代表大會ニ提出シテ補缺選舉ヲナス。

第十三條 省港罷工委員會ハ最高ノ執行機關ニシテ執行ニ關スル職務一切ヲ處理シ規則ヲ制定ス各部ハ收賄其他請托ヲナスベカラズコレヲ犯シタルモノハ合法手續ニ依リ嚴罰ニ處ス。

第十四條 執行委員ニシテ違法ノ行爲ヲ以テ告發サレ又ハ法制局ヨリ工人代表大會ニ彈劾サレタル時ハ各部機關確實ニ之ヲ調査セル後罪ヲ一等加フルコトアルベシ。

第十五條 省港罷工委員會内部各機關ノ組織法則ハ法制局ニ於テ別ニ之ヲ制定ス。

第十六條 本法則ニ變更ヲ要スル時ハ工人代表會コレヲ改選シ法制局ノ審議ヲ經テコレヲ改訂ス。

二、附屬機關

イ、會審處

會審處省港罷工委員會より選出せられたる承審員五名（内廣東側三名、香港側二名）を以て組織する。罷工委員會に直屬する機關にして、各方面より廻付し來る犯人を受理し、事情の輕重を斟酌して、廿四時間内に直に審判し又は特別法廷に廻付する。而して審理の效果は之を委員會に報告するこゝち、なつてゐる。本處組織法は左の如くである。

會審處組織法

第一條 會審處ハ省港罷工委員會ニ直屬ス。

第二條 會審處ニ承審員五名ヲ置キ省港罷工委員會ヨリ選任ス其割合ハ省港各二人宛トス。

第三條 會審處係員ハ承審員之ヲ酌量シテ採用ス但シ罷工々人ニ限ル。

第四條 會審處ノ事務ハ各方面ヨリ捕送セル犯人ヲ受付ケ初級ノ訊問ヲナシ事情ノ輕重ヲ分別シテ本處ニ於テコレヲ審判ス但シ特別ノ犯罪ハ高級裁判ニ廻付ス。

第五條 承審員ハ會審處ニ捕送シ來ル犯人ヲ署名捺印ノ上コレヲ受付ケ犯人所有ノ衣物等ノ點檢預藏ハ立會シテコレヲナス。

第六條 會審處ニ受付人レタル犯人ハ二十四時間以内ニ審問ヲ完結スベシ。

第七條 會審處ハ代表大會ヲ通過シタル法令ニ依據シテ定案シ越權ノ處置アルベカラズ。

第八條 各方面ヨリ捕來シタル犯人ハ何項機關ヲ論ゼズ合法手續ニ依ラザレバ釋放ヲナスコトヲ得ズ。

第九條 會審處ノ訊問スル案ハ法規ニ照シ私刑ヲ擅用スルコト並ニ受賄舞弊スルコトヲ得ズ若シコレヲ犯シタル事實ヲ告發サレタル時ハ省港罷工委員會ヨリ特別法廷ニ送付シテ之ヲ查辦ニ付スベシ。

第十條 會審處ハ毎日審理案件ノ情形ヲ省港罷工委員會ニ呈報シ以テ查考ニ備シ並ニ各機關ニ回答スベシ。

第十一條 凡テ特別法廷ニ於テハ釋放スベキ犯人ヲ二十四時間以上留置スルコトヲ得ズ。

第十二條 會審處ノ判決ヲ受ケタル犯人ニシテ判決ニ不服アル時ハ特別法廷ニ上訴スルコトヲ得。

第十三條 本條例ニ改訂ヲ要スル箇所アレバ工人代表大會ノ議決ニヨリ法制局ノ審査ヲ經テ之ヲ修正スルコトヲ得

第十四條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（千九百廿五年七月一日）。

ロ、財政委員會

財政委員會は省港罷工委員會より推舉したる五名の委員より成り、其の内の一を委員長とす。省港罷工委員會の特設機關であつて、其の委任を受けて一切の財政監督を爲す。即ち日常の出納業務を検査し、經費豫算を執行し、其の特別費用に屬するものは罷業委員會の承諾を以て執行する。又所謂「募捐辦法」を議定して歳入のこゝちを計る本會組織法は左の如くである。

財政委員會組織法

- 第一條 財政委員會ハ省港罷工委員會ニ屬スル特設機關トス。
- 第二條 財政委員會ハ省港罷工委員會ノ委任ニ依リ一切ノ財政事項ヲ統括管理ス。
- 第三條 財政委員會ニ委員長一名委員四名ヲ置ク但シ其割當ハ廣東側一名香港側四名トス委員長ハ委員ノ互選トス
- 第四條 凡ソ一切財政ノ出納ハ委員長ノ檢印ヲ經ルニ非ザレバ効力ヲ生ゼズ。
- 第五條 凡ソ省港罷工委員會各部ノ收支ハ臨時費經常費トモ豫算書ヲ作成シ審計局ノ審査ヲ經テ財政委員會ニ提出シコレヲ執行スルモノトス但シ特別費用ニ屬スル經費ヲ必要トスル時ハ省港罷工委員會ヘ呈報シ其決裁ヲ經タル後始メテ執行スルモノトス。
- 第六條 財政委員會ハ各種ノ寄附行爲ヲ議定シ省港罷工委員會及ビ工人代表大會ノ議決ヲ經テ始メテ外部ニ募捐スルコトヲ得ベシ但シ募捐簿冊及寄附金額領收書ハ財政委員ヨリ發給シ須ク委員長ノ署名ヲ經ルヲ要ス。
- 第七條 財政委員會ハ每週一回委員會ヲ開ク委員長ハ委員會ノ主席トナル。
- 第八條 委員會ノ開會ハ委員三人ノ出席ヲ以テ法定ノ人數トス委員長若シ事ニ因ツテ出席スルコト能ハザル時ハ委員中ヨリ一人ヲ互選シ臨時主席トス。
- 第九條 收支ノ數目ハ毎日清算シテ財政報告ニ登掲スベシ。
- 第十條 財政委員會ニ會計一名書記一名ヲ置キ委員長ノ命ヲ承ケ收發、記帳、報告等ノ事項ヲ整理ス別ニ雜役若干名ヲ置キ雜務ニ從事セシム。
- 第十一條 財政委員ノ手元現金一萬圓ヲ超過スル時ハ確實ナル銀行ニ預金スベシ。

- 第十二條 財政委員會ノ委員ニシテ缺損ヲ生ゼシメタルトキハコレヲ選舉セル工會コレガ賠償ノ責ヲ負フモノトス
- 第十三條 本法ニ修正ヲ必要トスル時ハ省港罷工委員會ヨリ法制局ニ轉致シ其ノ審査ヲ經工人代表大會ノ議決ニヨリ其ノ効力ヲ生ズ。
- 第十四條 本法則ハ公布ノ日ヨリ施行ス（一九二五年七月五日）

第四項 糾察隊及其附屬機關

一、糾 察 隊

糾察隊は省港委員會に直屬し、武力を擁し實力に訴へても次の如き任務を遂行せんことを其目的とする。

- 秩序の維持
 - 糧食の截留
 - 走狗の拿捕
 - 工賊の拿捕
 - 仇貨の査緝
 - 香港、澳門、沙面の交通封鎖
- 糾察隊は必ず罷工々人を以て組織し、十二人を一班とし、三班を一小隊、三小隊を一支隊、四支隊を一大隊、若干大隊を合して總隊を組織する。而して總隊は糾察委員會を有する。

糾察委員會は省港罷工々人大會によりて選舉せられたる者六名、軍事委員會より選舉せられたるもの一名計七名を以て組織し、常務委員三名を置き執行機關とする。糾察委員會は糾察隊の最高機關なるが故に、之が指揮及び編成につき全權を有するに同時に、他方に於て罷工委員會に直屬するものなるが故に、總ての重大なる事項の決定には之が承諾を得ることを要し、會議録は毎日之を罷工委員會に廻付するを要し、又每週一回工人代表大會に經過報告を爲すことを要する。糾察隊に關する諸規定は左の如くである。

糾察隊規則

第一條 糾察隊委員ハ絶對ニ省港罷工々人代表大會又ハ省港罷工委員會ノ決議及命令ニ服従スベシ。
第二條 糾察隊委員ニシテ若シ職務上過失又ハ違法ノ事故アルトキハ省港罷工委員會又ハ省港罷工々人代表ヨリ相當ナル處罰ヲ課セラルベシ。

第三條 委員ノ受クル懲罰ハ委員會各部隊下級職員ノ受クル懲罰ヨリ一等ヲ加重セラルベシ。

第四條 糾察隊員ハ糾察隊委員會ノ指揮及監督ニ絶對ニ服従スベシ。

第五條 糾察隊委員及下級職員並ニ隊員ニ對スル懲罰ヲ左ノ四等ニ分ツ

一等 密カニ食料品ノ供給ヲナシタルモノ、華人ヲ香港沙面或ハ澳門ニ私運シ罪ナキニ人ヲ拘引シ收賄シタルモノ、又ハ上司ノ命令ニ違抗シ公款ノ截留等ヲ犯シタルモノハ銃殺ノ刑ニ處ス（此項ノ懲罰ハ省港罷工々人代表大會ノ議決ヲ通過シテ後執行ス）。

二等 凡テ職務上ノ秘密ヲ洩シ自己ノ所持銃ヲ遺失シタルモノ又ハ衆ヲ惑ハシテ上級機關ヲ恐迫スル等ノ罪ヲ犯シタルモノハ監禁亦ハ追放ニ處ス。

三等 凡テ職務ヲ輕視シ上長ヲ侮辱シ又ハ暴言ヲ吐キ賭博、買娼、醉酒鬪爭ヲ事トスルモノハ監禁ニ處ス。
四等 其他輕微ノ過失ハ各隊長コレヲ酌量シ叱斥、直立、打手掌等ニ處ス。

第六條 大小支隊班長ニシテ第五條一、二等ノ罪ヲ犯セルモノ又ハ隊員ト計リテ法ヲ犯セル時ハ罰一等ヲ加フ但シ不注意ニヨリ監督上ノ過失ニ依リ發生シタル場合ハ一回ハコレヲ免ジ三次ニ到ルモノハ公議ニ付シ處罰ス。

第七條 各級隊部ハ順位ニヨリ上級隊部ニ報告スベシ、但シ特別隊又ハ某支隊ニシテ未ダ大隊ニ統屬セザル中ハ總部ニ呈報スルコトヲ得、又省港罷工委員會、省港罷工々人代表大會並ニ政府ノ各機關ニ對シ直接呈報スルコトヲ得ズ、コレ權限ヲ保チ秩序ヲ重ンズルガ爲メナリ。

第八條 隊員ニシテ事アル時ハ班長ニ請示シ班長ハ小隊長ニ小隊長ハ支隊長ニ支隊長ハ大隊長ニ大隊長ハ糾察委員會ニ各順位ニ隨ツテ請示スルモノトス、但シ特別隊或ハ某支隊ニシテ未ダ大隊ニ統屬セザルモノハ直接ニ糾察委員會ニ請示スルコトヲ得、又糾察委員會ハ省港罷工委員會ニ請示スルモノトス、此ノ手續ニ依ラザルモノハ紀律ニ違反シタルモノトシテ罰ニ處スベシ。

第九條 總部ニ『廣益』『告密』ノ兩請願箱ヲ設置シ隊員ニ意見アル時ハ此ヲ廣益箱ニ又收賄證據ヲ得タル時ハ告密箱ニ投入シテ無記名呈報スルコトヲ得。

第十條 隊員ノ銃器ハ須ラク總部ヨリ發給セラレタルモノニ限ル私ニ購買又ハ借用スルコトヲ得ズ、コレニ違反シタルモノハ沒收ス、總部ヨリ發給サレタル銃器ハ須ラク留意保存シ若シコレヲ損失シタル時ハ本人自ラ賠償ノ責ヲ負フベシ。

第十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス（千九百廿五年七月十五日）

糾察隊委員會組織法

第一條 本委員會ハ糾察隊ノ最高機關ニシテ省港罷工委員會ニ直隸ス。

第二條 本委員會ハ委員七名ヲ以テ之ヲ組織ス。

- 第三條 本委員會ハ糾察隊ノ指揮及改編ノ全權ヲ有ス。
 - 第四條 本委員會ハ毎日一回午前十一時ニ常務委員會ヲ開ク但シ必要アル時ハ臨時會ヲ開クコトヲ得。
 - 第五條 本委員會ハ委員半數以上ノ出席ヲ要シ議決ハ出席委員ノ過半數ノ同意ヲ以テ有效トス。
 - 第六條 凡テ重大事項ハ省港罷工委員會ニ請示シテ辦理スベシ。
 - 第七條 本委員會ノ議事録ハ毎日省港罷工委員會ニ其經過、狀況ヲ報告スル外每週要ヲ擇ビ省港罷工々人代表大會ニ報告スベシ。
 - 第八條 本會議員會議ノ主席ハ各委員コレヲ互選ス。
 - 第九條 本委員會ノ議決シタル案件ハ常務委員三名ニ交付シ之ヲ共同執行セシム。
 - 第十條 外部ニ布告スル場合ハ委員會ノ名義ヲ以テ全體委員署名ス。
 - 第十一條 本委員會ニ書記長一名書記一名ヲ置ク。
 - 第十二條 本法則ニ改訂ノ必要アル時ハ工人代表大會ヲ經テ法制局ニ於テ之ヲ修改ス。
 - 第十三條 本法則ハ公布ノ日ヨリ施行ス(千九百廿五年七月二十日)
- 糾 察 隊 組 織 法
- 第一章 總 綱
- 第一條 糾察隊ハ省港罷工委員會ニ直隸ス。
 - 第二條 糾察隊ノ職務

(甲) 秩序維持 (乙) 糧食截留 (丙) 走狗拿捕 (丁) 工賊拿捕 (戊) 仇貨查緝 (己) 香港澳門及沙面ノ交通封鎖

第二章 組織系統

- 第三條 糾察隊總隊ノ下ヲ大隊トシ大隊ノ下ヲ支隊トシ支隊ノ下ヲ小隊トナシ小隊ノ下ヲ班トナス班ヲ基本組織トス。
- 第四條 十二人ヲ一班ト爲シ三班(三十六人)ヲ一小隊ト爲シ三小隊(百八人)ヲ一支隊ト爲シ四支隊(四百三十二人)ヲ一大隊ト爲シ若干大隊ヲ一總隊ト爲ス。
- 第五條 本糾察隊ノ外必要アル時ハ特別隊模範隊衛生隊水陸偵查隊ノ類ノ如キモノヲ設クルコトヲ得但シ此類ノ隊ハ五名トシ一支隊人員ヲ超過スルヲ得ズ直接總隊部ニ隸屬ス。

第三章 總 隊 部

- 第六條 總隊部ニ委員會ヲ設ク、委員會ハ糾察隊ノ最高指揮機關トス、省港罷工々人代表大會ヨリ六人ヲ選舉スル外國民革命軍々事委員會ヨリ一名ヲ囑託シコレヲ組織ス。
- 第七條 本隊一切ノ事項ハ皆委員會々議ノ決議ヲ經テ常務委員三名之ヲ執行ス。
- 第八條 委員會ニ軍需委員一名軍法委員一名調査委員一名ヲ置キコレ等ヲ管理セシム。
- 第九條 委員會ニ秘書長一名ヲ置キ一切ノ文案ヲ處理セシム秘書長ハ委員會ヨリ之ヲ選聘ス。
- 第十條 委員會ノ下ニ秘書處、軍務處、訓育處、軍法處、調査處ヲ設ク其細則ハ委員會ニ於テ別ニ之ヲ定ム。

第四章 下級各部隊

第十一條 大隊ニ大隊長一名副隊長一名訓育主任一名書記一名庶務一名ヲ置ク。

第十二條 支隊ニ支隊長一名副支隊長一名訓育一名司書一名司事一名ヲ置ク。

第十三條 小隊ニ小隊長一名ヲ置ク。

第十四條 班ニ班長一名ヲ置ク。

第十五條 大隊長、副大隊長、訓育主任、支隊長、副支隊長、訓育員ハ皆委員會ヨリ省港罷工委員會ニ認可ヲ申請シコレヲ委任ス。

第十六條 糾察隊員ハ必ず罷工々人ヲ以テ充當スベシ。

第五章 特別隊

第十七條 特別隊ノ組織ハ糾察隊ニ倣ヒ其重要職員ハ委員會ヨリ之ヲ委任ス。

第十八條 本法ニ若シ改訂ノ必要アルトキハ代表大會ヲ經テ法制局ニ於テ此ヲ審查修正スルコトヲ得。

第十九條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス(千九百廿五年七月二十日)

二、糾察隊附屬機關

次に糾察隊に直屬する機關に次の如きものがある。

A 軍法處

糾察隊委員會に直屬し、糾察隊より廻付し來れる犯人を受理し、糾察隊が關する事項の範圍内の犯人は直に之を審理し、此の範圍に屬せる犯人は訊問の上之を會審處に廻付する。而して之等の審理につき據るべき標準は前掲の

『糾察隊規則』である。

B 糾察委員會各地辦事處

糾察委員會は各地に特派員三名を派遣する。其の三人の内一人を首席として茲に辦事處を組織する。辦事處は諸種の優先處分權を有し、又必要に應じては糾察隊を指揮する。糾察隊委員會に直屬して之に對して事務の報告を爲すを要する。而して右の辦事處は民國十四年十二月二十五日省港罷工委員會の開きたる糾察委員會に於て、全省港封鎖の目的遂行上左の地に設置するこゝ、なつたものである。

汕頭、汕尾、澳門、深川、東莞、太平、石岐、前山、陳村、容奇、大良、江門、臺山、廣海、陽江、水東、處州、北海、海口
右二機關組織法は左の如くである。

糾察隊軍法處組織法

第一條 軍法處ハ糾察委員會ニ直隸ス。

第二條 軍法處ニ主任一人ヲ置キ糾察委員之ヲ兼任ス其下ニ訊問員若干名錄事若干名差遣若干名ヲ備ヘ糾察委員會之ヲ任命ス。

第三條 軍法處ハ糾察隊ガ拘引シタル各項ノ犯人ヲ接受シテ訊問ノ上辦理ス主トシテ左ノ如キ方法ニ準フ。

甲、糾察隊ニ關スル犯罪ハ軍法處直接コレガ審判ヲナス。

乙、糾察隊ニ關係セザル犯罪者ハ本處ニ於テ訊問シタル後一件書類ヲ附シ會審處ニ轉送ス。

丙、一旦會審處ニ拘留シタル犯人ハ軍法處ノ名義ヲ以テ釋放スルコトヲ得ズ。

第四條 軍法處ノ範圍ニ屬セザル犯人ヲ他ニ護送スルトキハ其所持品モ明細書ト共ニ送付スベシ。

第五條 軍法處ハ糾察委員會ヨリ定メラレタル糾察隊紀律ニ依リ本處ノ範圍内ニ於テ犯罪ヲ辦理スルモノトス。

第六條 軍法處ハ毎日事件辦理ノ經過ヲ糾察委員會ニ報告スベシ。

第七條 軍法處ニ於テ重大ナル事件ヲ辦理セムトスル時ハ糾察委員會ニ申請シテ共同審判ヲナスベシ。

第八條 本則ハ法制局コレヲ制定シ公布ノ日ヨリ施行ス(千九百廿五年七月十五日)

各地辦事處組織法

第一條 各地ノ糾察辦事處ハ糾察委員會ニ直屬ス。

第二條 各地ノ糾察辦事處ニ特派員三名ヲ置キ糾察委員會ヨリ委任ス一名ヲ主席トス。

第三條 各地ノ糾察辦事處ノ事務多忙ナルトキハ特務員及書記若干名ヲ増置シテ之ヲ補助セシムルコトヲ得。

第四條 各地ノ糾察辦事處ハ左記處分權ヲ有ス。

甲、仇貨出入口ノ由ヲ報ジ來ル時即時ニ該地ニ赴キ検査スル權。

乙、各地糾察隊ノ捕獲シタル貨物ハ糾察辦事處ニ解送シテ該地ノ正式機關合法團體ト會同審査ノ上工商條件ニ違

反セザルモノハ該隊糾察隊代表ニ知照シテ即日之ヲ放行スルコトヲ得ル權。

丙、各地糾察隊ノ捕獲セル貨物ハ糾察委員會ニ解送シテ之ヲ辦理ス但シ該辦事處ト離ル、コト遠キ(北海、海口、

水東、臺山、淡水、梅菴)等ノ地點ニ於テハ該地ノ正式機關合法團體ト會同審査シコレヲ處分スル權。

但シ即時本會ニ詳細報告スルコト。

丁、必要ニ隨ヒ該地駐防ノ糾察隊ヲ指揮スル權。

第五條 各地糾察隊辦事處ガ處分及截獲シタル各事ハ凡テ即時糾察委員會ニ呈報スベシ。

第六條 各地ノ糾察辦事處ニ於テ規定外ノ事件ニ遭遇シタルトキハ糾察委員會ニ呈報シ其指圖ニヨリ辦理スベシ。

第七條 各地糾察辦事處ハ正式公函ヲ用ヒテ該處ノ正式機關合法團體ニ通報シ共同動作ニ便スベシ又該辦事處組織

法則ヲ一般ニ通告週知セシムベシ。

第八條 本職權ハ糾察委員ヨリ提出シ法制局コレヲ修改シテ代表大會ヲ通過シタル後施行ス(千九百廿五年六月廿八日)

第五項 工商檢驗貨物處

民國十五年二月十六日成立したもので、罷工委員會と廣東四商會とによりて組織せられ、輸入品は凡て當處の検査を受けることを要求したものである。このことは、罷工團が税關事務にまで手を出したることであつて注意すべき事象であつた。

第三節 省港罷工後援諸團體及資金

第一項 華僑

華僑は海外にある支那人の意味である。華僑の大部分は廣東、福建人であるために、彼等は以前から南方政府

に好意を寄せ、國民黨も古くからの関係が続いてゐて、北方政府から見れば、華僑は隠然たる一敵國をなし、國民黨の財源とも見做されてゐた。従つて國民革命以來、國民黨は買辦や大商人を敵視しながらも、華僑に對しては絶えず好意を寄せてゐたもので、華僑懐柔の爲め廣東では華僑の歡迎會を開いたりして、華僑を其の勢力下に置くことにかなり熱心であつた。

國民黨では華僑間に於ける革命運動を指導するため、國民黨中央執行委員海外部をして華僑運動講習所を設けしめ、華僑指導の人才を養成して、海外に派遣し、一には在外華僑を指導して國民革命に参加させ、二には同じく帝國主義の壓迫下にある弱小民族を聯合して同一戦線に立つて帝國主義に反抗し、世界革命に向つて進ましめんことを。孫文の講演の一節にも『海外華僑は具さに辛酸を嘗め特に多年異域に在りて白色人種の壓迫、不平等待遇を體驗し、母國が對等なる國際關係に立つことを切望する。こゝ國內在住者の比に非ず』と云へるが如く、國民黨は早くから華僑を國民革命に於ける民衆組織の一部に加へてゐたのである。

海外に在る支那移民の数は、可なり莫大な數に上るやうだが、支那政府には是等の統計を缺いてゐるし、且つ支那人の分布は廣大な地域に互り、其の大部分の國では支那人に關する充分な統計がない。支那政府が民國十四年在外各領事に命じて調査せしめた報告による左の如くである。

香港	四四四、六四四人
緬甸	一三〇、〇〇〇
加奈陀	一三、〇〇〇

蘭領印度	一、八三五、〇〇〇
西比利	二七、〇〇〇
澳門	七一、〇二一
濠洲	二五、七七二
米國	一五〇、〇〇〇
比律賓	四一、〇〇〇
馬來半島	九三、〇〇〇
瓜哇	二七、〇〇〇
佛領印度	一、〇三〇、〇〇〇
ペル	四五、〇〇〇
朝鮮	一〇、〇〇〇
暹羅	一、五〇〇、〇〇〇
其他	一四七、五〇〇
計	七、六三四、〇〇〇

以上の調査は未だ全部を網羅してゐないし、殊に本部在住支那人の數を缺いてゐるから、實數は之れより更に大なるべく、概ね八百萬乃至九百萬人と見られてゐる。それでこれからの華僑は前述の如く大部分が南方人であるた

めに、郷土心の堅い彼等は先天的に南方政府に好意を持つてゐる。こゝに、それに彼等が各地で受くる官憲の壓迫態度に對して本國に強固な政府の存在を必要とするから、自然南方政府を援助もし資金も出すこゝに、なり、一方南方政府としては、華僑は革命の資金を仰ぐ寶庫として最も大事なものとみなつてゐる。

今回の對英經濟絶交運動の終局の目的は、打倒帝國主義、不平等條約の撤廢にあるから、沙基事件勃發と共に國民黨及び罷工委員會は逸早く華僑に對し宣言書を送つたが、それと折返しに南洋華僑から同情義捐金が到達したのであつた。爾後共運動の經過に對し罷工委員會は華僑に對する報告聲明を怠らず、特に南洋華僑の一團は事務所を廣州市に置き運動の督勵監守に當つた。

左記々録に依れば、沙基事件の翌月十八日より一箇年に渡る寄附金は、件數二百六十五、金額五十餘萬元に達し其寄附華僑は世界各國に跨り、寄附金額は一口二、三元の小額より數萬元に上るは特に注目を要する、省港罷工委員會記録により詳細を左に記述する。

海外華僑對英經濟絶交運動支持寄附金

國名及領屬	團體口座	金額
英本國 England	五	壹萬五千貳百四拾五元
加拿太 Canada	三二	貳萬六百拾六元四
南非洲 South Africa	八	壹萬二千二百七十三元

溫古亞 Vancouver	二	壹萬參百拾貳元
濠洲 Austolaria	一	壹千貳百八拾元
印度 India	一	四百七拾元
緬甸 Burma	一	壹千百六拾五元
馬來各島 Malay Archilago	八	四千九百六十八元二
婆羅洲 British Territory	一	壹千三百元
米國 U. S. A.	二三	四萬八千八百五拾六元七
比律賓 Philippine	一四	四萬壹千百五拾五元九
佛國 France	四	壹千百六拾元一
安南 France Territory	一二	七千三百五十六元六
比利士	一	貳拾九元一
秘魯 Peru. S. A.	三	貳萬四千貳百六拾九元
古巴 Cuba	五	貳萬參千參拾八元七
墨國 Mexico	二四	壹萬壹千貳拾五元九
暹羅 Siam,	二二	六萬六千六百三十四元三
ヱキクトリヤ Victoria	一	貳千參拾參元七
荷領蘇門答臘 Sumatora	四	壹萬四千九百十二元六

荷領棉蘭	Holland	七	壹萬貳千四百五拾四元
同馬來諸島	Malay	一七	壹萬壹千貳百十七元
同爪哇	Java	二七	六萬九百八十元
同泗水	“	七	參萬五千百三十三元
バタビヤ	Batavia	一五	五萬一千三百七十八元五
橫濱	Japan	一	壹千貳百五十元
其他		一四	九千二十元三
合計			四十八萬九千五百三十五元

以上の表は一面海外華僑の經濟的勢力を語るものである。特に『バタビヤ』『ジャバ』『スマトラ』等蘭領南洋華僑の寄附額拾八萬餘元に上り、約三割五分を占むるこゝ、暹羅華僑の寄附六萬六千餘元（一割三分餘）に上りしこゝ、並に米國及米領比律賓華僑が約十萬元（約二割）を送金し來りしこゝは注目に値する。

第二項 國內諸團體

沙面事件の發生は西南諸島に深刻なる刺激を熟識なる義憤を湧かした。前述の如く武力を擁するこゝ薄き支那國民が強國に對して用ゐる得る唯一の戦法として經濟罷工なるものが選ばれ、省港工人を中心として敢然として立つに及び、國內の同情を後援は糾然として集まり、各省からの寄附金は實に二十二萬四千餘元の多きに上つた。

左に國民黨工人部及び省港罷工委員會の記録による國內諸寄附金を省別に擧ぐれば

省別	團體數	寄附金額
國內各省寄附金 (自民國十四年七月初至同十五年八月末)		
廣東省	一八三	一三〇,三三三・九五元
福建省	一	四一・〇〇
廣西省	六	三〇,六三二・〇〇
河南省	一	四,〇〇〇・〇〇
湖南省	四	七,〇六一・七〇
上海市	六	四八,四九二・〇〇
北京	一	三,六〇〇・〇〇
其他	一	一五五・〇〇
計	二二〇	二二四,六八五・六五

第三項 勞農露國工人團體寄附金

此次運動を目して極東に於ける英露對抗をなす觀察をなすものがあるが、其可否は別問題とするも、尠なくも民國十三年一月廣東に於ける全國第一次國民黨大會に於て共產黨と握手し、世界革命の首途に共同戦線を布きて以

來、工人階級の運動は實に勞農初期の運動體系其のものにして、共產黨對國民黨の關係以外相互工人間に於て一脈の意志相通するものがあり、『モスコ』自由勞働大會、全露鐵道工人大會等より省港罷工を援助する寄附金は前後數回に互り廣貨二十三萬元(省港罷工委員會財政處記錄)に上つた。

第四項 在廣州市外商公課(復工報効金收入)

省港罷業資金の捻出の爲め千九百廿五年九月十四日、省港罷工委員會外三商會名義を以て、六月廿四日罷工直後の輸入辦法特許制度を改正する善後條例及罷工委員會單獨の復工條例を發布した。右は對日英經濟絶交を單獨對英に決定するに同時に、沙面外に事務所を有する日本商人及外商に對し中國工人の復歸を認め、其給料額に應じ會社側より百分の二十、工人側より百分の拾を公課することに、した。これ明に通商條約に背るも外商は營業の便利上これに忍従し、千九百廿六年十月十一日新政策實施迄繼續納付した。右條例及復工報効金統計は左の如くである。

(一) 特許證取消後ノ善後條例

- 第一條 廣東港ニ於ケル輸出入貨物ハ何國ノモノタルヲ問ハズ香港又ハ澳門ヲ經テ輸入シ又ハ輸出スルコトヲ得ズ
- 第二條 凡テノ英國船及香港澳門ヲ經由セル其他ノ外國船舶ハ均シク廣東内地各港ニ出入シ荷揚及積荷ヲ爲スコトヲ得ズ。
- 第三條 凡テ英國品及英國船ニ積載セル商品並ニ香港澳門ヲ經由セザル荷物ハ均シク自由ニ積荷又ハ荷揚ヲナスコトヲ得。

第四條 凡テ英國品及英國船ヲ除ク其他各國ノ貨物及汽船ハ廣東省内ニ於テ自由ニ貿易及出入ヲナスコトヲ得。

第五條 凡テ廣州市在庫品ハ英國品及英國人所有ヲ除キ開庫販賣ヲナスコトヲ得(但シ政府專賣品及禁制品ハ此限ニ在ラズ)

第六條 本條例ハ廣州市四商會ガ省港罷工委員會ト聯合記名ノ上公布スルモノニシテ若シ前條例ニ違反シタルモノアラバ一律コレヲ沒收スベシ(但シ審査委員會ノ審査ヲ經確定シタル後コレヲ執行ス)

第七條 凡テ輪船ヲ僱用シテ廣東ニ來港スル場合ハ先ヅ僱主ハ輪船公司トノ間ニ左ノ條件ヲ訂附スベシ即チ該船ガ着岸荷役完了後復航ノ途上ニ於テ香港澳門ニ寄港セザルコト右ハ該僱主ヨリ商會又ハ罷工委員會ニ報告スルヲ要ス若シ僱主ニ於テ怠リ右條例ニ違反セル場合ハ該僱主ハ其責ヲ負フモノトス但シ其行爲ガ輪船側ノ違約ニアル時ハ工商團體ハ直ニ同船ニ對シ抵制ヲ命ズベシ(本條例ハ千九百廿五年十月一日ヨリ施行ス)

中華民國十四年九月五日公佈

- 中華全國總工會省港罷工委員會
- 廣 州 總 商 會
- 廣東全省商會聯合會
- 廣 州 市 商 會
- 廣 州 商 民 協 會

(二) 日米佛各國汽船會社等復工條例

- 第一條 凡テ日本、米國、佛國汽船會社等ハ被傭者及本會三方面ニ契約ヲ爲サズシテ私カニ工人ヲ募集シ營業ヲ爲スコトヲ得ズコレヲ犯シタル場合ハ罷工ノ破壞ヲ以テ論ズベシ。
- 第二條 凡テ以前日、米、佛諸國汽船會社ノ工人ニシテ罷工セルモノハ本會ノ認可ヲ得ズシテ復工スルコトヲ得ズ若シコレヲ犯シタル時ハ罷工破壞者ヲ以テ論ズベシ。
- 第三條 凡テ日米佛諸國汽船會社ハ工商界ヨリ定メタル善後條例ヲ遵守シ英人ト取引ヲナシ又ハ香港澳門ト沙面間ヲ往來シ營業ヲ爲スコトヲ得ズコレヲナシタルモノハ罷工ノ破壞ヲ以テ論ズ。
- 第四條 凡テ日米佛諸國汽船會社ハ須ラク從來ノ工人ヲ傭用シ給料ハ以前ト等シク給與スベシ。
- 第五條 工人ハ得タル工賃ノ内ヨリ十分ノ一ヲ本會ニ寄附シ以テ全體罷工々人ノ食料トナス。
- 第六條 該國公司又ハ商店ニシテ沙面又ハ香港澳門ニ在リ廣州市内ニ移轉セザルモノハ工人ノ復工ヲ許サズ。
- 第七條 若シ本條約ニ違反スルモノアラバ直チニ其營業ヲ停止スル外嚴罰ニ處スベシ。
- 第八條 將來罷工解決シタル時ニ於テモ乃チ罷工解決ノ條約ニ照シテ執行スルモノトス。
- 第九條 凡テ廣州市ニ移轉シ營業ヲナスモノハ須ラク中國々民政府ノ一切法律ニ遵フベシ。
- 第十條 各輪船會社等ニシテ若シ特別ノ事情ニヨリ工人ヨリ特別ニ要求ヲ提出シタル時ハ本會ハ傭主及工人ノ三方面ト協定ノ上條約内ニ加入ス。
- 第十一條 工人ハ絕對ニ本會ノ命令ニ服従スルヲ要シ必要ト認メタル時本會ハ隨時同工人ニ停工ヲ命ズルコトヲ得

中華民國十四年九月十四日公佈

中華全國總工會省港罷工委員會

右による收入は左の如きものがあつた。

對外僑公課復工報効金統計表(省港罷工委員會)

國	屬	洋行	口數	金	額
日	本		四八	二千五百五十九元三仙	
米	逸		二九	一千三百八元	
獨	國		二一	五千百三十六元二十五仙	
佛	太		七	四百二十五元三十五仙	
伊	利		四	百五十元三十仙	
和	蘭		二	四百二十一元一仙	
白	義		一	百八十二元	
葡	國		二九	一千五百九十元三十五仙	
露	亞		一	七十元	
波	西		一	二十九元五十仙	
其	他		一七	一千七百八元十三仙	
計			一六〇	一萬三千百九十元七十三仙	

第五項 競賣收入

省港罷工資金抽出の方法として採つたものに競賣收入がある。これは省港罷工委員會が國民黨工人部擁護の下に各種の法令を發布し、之に違反したものは罷工破壊の名の下に商品を沒收し、これを競賣に附して收入を擧げたことである。斯くの如きは工人の横暴を現はしたもので、國際法規上不都合なこゝではあつたが、事實上商取引の滯を慮れた支那街在留の外國人は悉く其の法令に従ふの已むを得ない處であつた。右沒收競賣品は勿論英國品を主としたが、日本商品が之に次ぐに至つたのは、支那商人が香港より密輸入をしたものであつた(附録参照)。

第四節 罷工資金の收支

第一項 罷工參加人員

廣東が對英經濟絕交開始當初に於ける罷工參加人員は廣東、香港の兩地を通じて九萬五千人の多きに上つたが、其後其半數は各郷里に歸還したので約半數になつた。今信憑すべき筋より得たる罷工參加人員を表示すれば左の如くである。

時 期	罷 業 人 員	備 考
一九二五年六月罷工開始當時	九萬六千人 (女子 八千人)	參加人員の内譯は香港より二萬八千人地方より五千五百人、廣州内外より六萬二千五百人
一九二五年九月十四日復工善後條例當時	四萬二千五百人 (女子 六百人)	上掲九萬六千人中より歸郷者三萬人、香港復工者二萬三千人、廣東復工者一萬五千五百人あり在留者四萬一千五百人中に給食人員三萬七千三百名、戰線に在る事務員一千二百人、糾察隊三千名、(準備隊を含む)があつた。
一九二五年十二月新舊年關前後	二萬四千六百人 (女子 六百人)	上掲四萬一千五百人中より香港復工者七千五百人、歸郷復工其他九千人、戰線人員中給食人員二萬一百人、戰線四千四百人あり

月 日	時 期	罷 工 現 在 數		罷工現在員の内容	復工歸郷員の内容
		男	女		
一九二五年六月	罷工開始當時	八萬八千人	八千人	參加人員 香港より二八、〇〇〇 地方より 五、五〇〇 廣東内外 六二、五〇〇	歸郷復工者 三〇、〇〇〇 廣東復工者 一、五〇〇〇 (内一千人は英商を除きたる支那町在住に商に、五百名は密かに沙面に復工)
一九二五年九月十四日	復工善後條例當時	四萬九百人	六百人	給養人員 三萬七千三百人 戰線(職務)事務員 一千二百人 糾察隊 (準備隊を含む) 三千人	香港復工者 七千五百人 歸郷復工其他 九千人
一九二五年十一月	新舊年關前後	二萬四千人	六百人	給養人員 二萬一千七百七十人 戰線(職務)事務員 一千六百六十人 糾察隊 三千二百八十人	
一九二六年六月	前 後	一萬六千人	五百人	給養人員 七千五百人 戰線事務員 三千二百八十人 糾察隊 二千八百八十人	
一九二六年八月末		一萬四千七百人	四百人	給養人員 七千五百人 戰線事務員 三千二百八十人 糾察隊 二千八百八十人	

即ち上表の如く罷業参加人員は開始當時の九萬五千人を最大とし、解決期頃の一萬五千人を限度とし、其間に出入不同ではあるが、一ヶ年半に於て延人員一千八百萬人の多きに達した。以て稀有の大罷工なりしこゝを窺ふべきである。

第二項 罷工資金の收入

省港罷工開始に當り幹事の最も苦悩したのは罷業資金の調達であつた。國民黨及罷工委員會は先づ右資金の募集に着手したが、本罷工には廣東政府は屢々宣言を發して其後盾となるべきを聲明するに共に、裡面に於て策源本部として指揮誘導する處があつたので、資金の如きも數次同政府より支出されたもの、如く、其金額は不明なるも前後を通じて百四十萬元以上に達すに稱せられる。其外既記の華僑の逸早く醜金し來るあり、或は又當時廣東は名實共に勞農露國の支持を受けてゐた關係上、中國共產黨を通じて又は單獨に勞農露國赤色職業同盟其他より巨額を送金し來るもあり、更に廣東省内に於ける實業團體、各種工場其他よりも相當額の提供を見たので、罷工資金は可なり潤澤であつた。

試に一九二五年六月より翌年八月末迄の省港罷工本部收入表を左掲して其大勢を知らんか。

收入別	金額	備考
廣東政府補助金	一、四五〇、〇〇〇・〇〇元	前後十數回に互りて寄附あり

復工々人公課	五、八一六・八〇	善後條例に依り復工する工人の給料の一割を徵集す
復工會社公課	一一、六三三・六〇	同右條例により復工會社より工人給料額の一割を徵集す
華僑寄附金	五〇一、一〇四・二〇	海外各地の華僑より寄附
國內寄附金	二二四、六八五・六五	一九二五年七月より一九二六年八月末日迄の寄附金
勞農露國工人組合寄附金	二二〇、〇〇〇・〇〇	同 右
沒收貨品拂下收入	三二〇、〇一一・六〇	同 右
雜收入	一六〇、六八二・〇〇	同 右
計	二、八九三、九三三・八五	

即ち罷業資金の收入が總額二百八十九萬三千餘元の巨額に達したるは又偉きすべきに足る。

第三項 罷工資金の支出

罷工委員會は罷工繼續の爲めに、一方に罷工者には食糧を給し自活の途を與ふるに共に、他方には糾察隊及び事務員を置きて罷工事務又は罷工破壊者を糾弾する處があつた。従つて罷工資金は此方面に向つて支出せられたのであるが、罷業参加人員及びこれに對する支出に關しては罷工本部に於て信憑すべき數字を發表せざるため、確實なる算定は至難とするところであるが、今關係各方面の材料を綜合して、大差なしに信ぜらるゝ處を左掲すれば、

省港罷工委員會平均一日支出表

項目	金額	備考
食料	二、四〇〇元	罷工以來平均給食人員一日一萬人とし、一人一日當費用廣東銀廿四錢
給料	三、二〇〇元	糾察隊員平均三千名、一人一日當給料廣東銀六十錢、計一八〇〇元 事務員平均一千五百名、一人一日當給料廣東銀一元、計一五〇〇元
事務費其他	六〇〇元	市内各出張所の分を含む
一日支出計	六、二〇〇元	
一月支出月計	一八六、〇〇〇元	
罷工以來(一九二五年六月より一九二六年八月迄)支出計	二、六〇四、〇〇〇元	

即ち支出總計は二百六十萬四千元となるが、之を前記の收入から差引けば殘金二十八萬九千餘元となること、な

第四章 省港罷工解決交渉の經過

第一節 交渉開始迄の經過

省港罷工は上海南京路事件の延長として、一九二五年六月二十日より開始され翌年十月迄繼續され、これに参加せる人員は約十萬人に達したから、單に之のみを以てするも、實に空前の記録であるが、斯くの如き長期間に互り幼稚なる一般民衆を率ゐて、經濟的に不利の立場にありながら、世界の最優位にある英國の産業に國權に對抗したことは又偉ししなければならぬ。

然るに、罷工の永續するにつれて廣東政府部内及び部外に於ける左派及び右派の軋轉が漸次顯著となり、他方糾察隊の行動も漸次激越となり、其の目的を離れた行動も度々見受けられるやうな情勢となつた。而して香港對廣東經濟絶交となるや貿易通路は香港以外の水路を経て小型船に依る直輸入を企てるやうに變化し、爲めに船夫、埠頭人夫の需要は激増し、賃銀も従つて又騰貴した。加之、廣東政府は盛んに土木を興したので勞働階級の收入は増加し、威氣當るべからざるものがあつた。又一方廣東の商人にしても、經濟絶交の爲め甚だしい在貨の缺乏を見たが、一般日用品の需要は益々旺盛になつた、め、香港以外の地と新契約の結ばるゝもの跡を絶たず、物價は騰貴し財政は好況を示した。

然しながら、斯くの如き不自然なる經濟状態は勿論永久的のものでないので、大部の市民は之を常態に移すため

適當の機會に於て罷工を解決せんとする者が生じたと共に、廣東政府を支持してゐた蔣介石等も、列國に對する信用維持に廣東の安全に失費防止の目的のために、既に省港罷工は實質的に英國に對して多分の效果を示したのであるから自發的に之を中止せしめんとするの意途を洩すに至つた。且つ其頃には、廣東政府は孫文の遺志による北伐事業に着手せんとしてゐたので、此の際英國の事を構ふるを欲しなくなつてゐた。

茲に於て、廣東對香港の罷工解決の機運が動き、一九二五年十月三日の廣東側より罷業解決條例を提示せるを第一回として、香港側、廣東側とも夫々交渉委員を出して幾度か折衝し、解決に努めたけれども兩者の條件は容易に一致せず、意志益々疏隔して、終に徒らに日を消す状態になつた。

今其の解決が何故に斯くも困難を伴つたか云へば、支那側としては、大正十年二月の厦門に於ける太古棧橋事件及び香港に於ける海員ストライキ事件に於て、共に英國側を屈服せしめて支那側に有利なる解決に導く、こゝを得たる爲めに、『英國與し易し』となり、零圍氣が充満してゐたわけである。換言すれば廣東側は『自然香港は屈服するに至るべし』といふ考へが常に著き纏つてゐた、めに、之が彼等をして香港側に對し、常に過大なる條件を提出せしめた所以であつた。次に翻つて、之を英國側より見るに、支那人の増長してゐることは明かな事實であつて本問題の解決に際しても、若しも香港政府が比較的過大なる條件を容るゝとすれば、次の排英事件發生の機會に於ては、更に益々過大なる要求を出さしむる氣運を導くの虞あるが爲め、且又強國の體面上からも強硬な態度を維持するこゝが必要であつた。之等の事情こそ罷業解決を手間取らせた原因根本である。

更に又、廣東政府としては、反帝國主義、利權回收熱の思想上の大勢を利用して對内問題を解決して行く上に於ても、此の反英熱を利用して鬱積たる對内氣分を外に向けるこゝが有利であるこゝを熟知するが故に、唯に罷工團に何等の束縛を加へないばかりでなく、遂には之れを援助し多額の補助金すら支給した。之亦、罷工解決の延引した一因であつた。

扱て、廣東の對香港罷業は上述の理由に依つて迂逶曲折を經、容易に解決に至らなかつたが、翌一九二六年の十月に入つて遂に廣東側が自動的に罷業終止を宣言するこゝによつて終りを告げたのであるが、其の交渉の經過は便宜上左の四期に分けるこゝが出来た。

第一期 一九二五年九月、香港側は各邑商會聯合會代表謝樹棠を廣州に派遣し、同罷工解決の疏通調訂を計つた時より、香港政廳の代表差遣迄の期間。

第二期 同年十一月廿五日、香港側より罷工解決代表として、同壽臣、羅旭初を廣東に派遣してより、一九二六年一月廿五日香港總督の和議休止宣言を爲したる迄の期間。

第三期 香港側より省港相互關係斡旋の爲め、杜醫生を派遣したる時より、香港輔政司來省調訂迄の期間。

第四期 一九二六年六月五日國民政府が代理外交部長陳友仁、財政部長宋子文、農工廳長陳公博を罷工解決の全權委員に任命し、同時に香港總督に同様の代表を派することを要求して一同の審議會を組織し、同十日休會の宣言を爲したる時より、十一月十一日廣東側の自發的に罷工終結を宣言せる迄の期間。

以下右の各期に就て分述する處あらんか。

第二節 罷工解決交渉第一期の経過

千九百廿四年六月十九日、總罷工實行の時より、同八月末日迄の期間にして、實に白熱的武装對峙の時期である。香港政廳は廣東經濟封鎖を實行し、香港より廣東向の食糧品、石炭、雜貨等一切の貨物輸出を禁止する外、領海内に於ては、廣東行き汽船を臨檢し、一時これを抑留したるも、各船は漸次香港領海を通過せずして入港せる爲め、遂に失敗に歸した。茲に於て英國は持久策をとり、在留英國人救濟保護の爲め千五百萬弗の無擔保貸下げをなし、一方香港永住の中國商人を勸説する所あり、九月中旬各邑商會聯合會は廣東省港罷工本部に左の書を寄せた。

「此度の風潮は久しくして尙解決するに至らず、省港交通は茲に斷絶され、一般商務衰頹し、工商相共に此の上なき困難状態に陥つた。而かも前途を觀望するに解決の曙光がない。弊聯合會同人は時艱を見て自ら緘黙するに忍びず、爰に九月一日各邑商會代表會議を召集し、罷工解決の進行を決議した。惟ふに貴會の諸君は愛國愛民の精神を本とし、多大の犠牲を拂ふ次第であらう。但し吾曹も同じく中華國民であつて愛國愛民の精神に到つては決して人後に落るものではない。思ふに痛深創巨にして如何にして煮豆燃萁の慘劇を演ずることを忍ぶことが出來やう。これ大なる痛恨である。惟ふに歐洲大戰の如き空前の大慘事も尙調和の日あり。此上貴我紛糾を重ねることは決して良策でない。茲に冒昧を揣らず、擊鈴解鈴の義に依り、先づ我が最も親愛なる工友諸君に對し吾曹の赤誠を披瀝し交渉を開始せむとする。幸に諸君亦開誠容納され、直に方針を示されたい。茲に代表を送り、貴會の諸公一切を商議せん」と云々」

如斯にして港商代表謝樹棠等一行八人は九月廿八日に來省した。廣東側は同代表を歓迎し、解決條件三十ヶ條を提出し、香港政廳に轉達方を港商代表に依頼した。これ「十月三日第一回提出條件」を稱するものである。

時恰も陳炯明、鄧本殷の聯合軍は東南兩路より廣州に向け進撃し來つた時であつたから、香港政廳は急に觀望的態度をとり、遂に何等の回答も與へなかつた。其後國民政府軍は陳軍を追ひ、十一月三日潮汕を佔領し、十一月廿二日更に南路一帯を佔領した（香港政廳の陳軍利用策失敗すに稱せらる）。茲に於て香港各邑商會代表は十一月中旬再び來省し、廣州四商會より香港に代表を送るべく懇請する所あつたが、廣東側はこれを容れて十一月廿一日代表三名を香港に送つた。香港側はこれが歡迎宴席上に於て香港政廳は全權代表として班辣、揸打、周壽臣、羅旭初等を上省派遣することを聲明した。

第三節 罷工解決交渉第二期の経過

香港側は代表を定めたるも遅々として上省せざる裡に廣東側各團體は相前後して、第一回提出條件（罷工解決條件三十箇條）擁護を聲明し、強硬なる意志を表示した。當時香港の華人小商人は罷工のため全然廣州の事情に暗かりし爲めか、懇親團を組織し十二月二十六日一行三百餘人廣州に到着したが、形勢險惡なりし爲め倉皇して歸港した。然るに上記香港政廳代表周壽臣、羅旭初は突然伍市長に李右泉等八名が華商の全權代表にして十二月三十日上省すべき旨の通知を送り、同日上省したが、廣東側が「罷工の解決に付全權を有するや否や又香港政廳を代表するや否や」この質問に對する同代表等の答辯は、「我等は華商を代表するものにして、香港政廳の代表でない。從

つて政治問題を討論せず、唯經濟條件を附議せむと欲す』と答辯したが、廣東側は香港政廳の代表にあらざれば商議の要なしとの意見にして遂に空しく立別れた。

當時中國の政治状態は激變し、吳佩孚は多年の政敵たる張作霖と提携して、國民軍に挑戦し來り、孫傳芳は反奉戰爭の終結を表示し、唯保境安民を聲明した。又歐洲方面には『ロカルノ』會議後英國は對支態度を強硬にし、省港罷工解決問題に關しては、國民政府より正式代表を任命するにあらざれば商議せざることを廣東側に要求した。國民政府はこれをに答復して、此次の風潮は、全く中國人民が英帝國主義に反抗するのみにて、國民政府と直接關係がない。故に政府は唯傍觀しこれを贊助するのみと答へた。この主要なる點に關する論議は久しきに亙つて解決せず、香港政廳は遂に千九百二十六年一月廿五日交渉中止を宣告し、同時に廣東側も停止の理由を公布した。これ第二期に於ける交渉の概要である。

第四節 罷工解決交渉第三期の經過

香港側華商同志は舊曆新年の機會に乘じ、罷市を實行し解決を速せんことをしたが、種々の關係にて遂に實現せず但し國民政府の内部にある右派は外交上の關係にて香港官民との因縁深かりしが、政權獲得の便宜上罷工解決を條件として、香港政廳より或る援助を期待せしが、香港側に於ても同派の内意を察知し、これが迎合に努め遂に和議罷工のことは傍觀の態度を持した。二月廿一日に於ける海關事件は國民黨右派と香港側との了解によりて發生したるものと稱せられ、海關事件發生の直後、粵海關稅務司（英人）の國民政府宛公信に「省港罷工團は貴政府の命令

を聽かず、我は公等に代つて教訓す』云々。又商民に對する佈告には、罷工糾察隊の無道なる事實を力説した。廣東側はこれ英國が罷工團を政府と一般市民より孤立させ、自滅せむことを計りたるものと激昂した。海關事件後、香港政廳は罷決の委員として、華民政務司、律政司、輔政司等を内定し、廣東側が此に相當する委員を任命せば、商議の爲め直に上省する意志を表面した。國民政府は財政部長宋子文、外交部長伍朝樞、農工廳長陳公博を代表に指命した。然るに三月二十日中山艦事件突發し、香港側之れを觀望せる後、漸くにして四月九日始めて港輔政司單獨來省し、外交部長伍朝樞氏を訪問して談話を交換したが、伍氏の發表する所に依れば、態度頗る強硬にして政治問題には觸れず、唯經濟問題のみを論議したが、論旨多く反對の表示を爲した由であつた。其原因は中山艦事件發生後黨内右派分子活躍し、政權若し右派の手に入らば、罷工は自然に崩壊すべく、英國側が觀測したと稱せられた。要するに是等の環境は罷工解決交渉を中止せしめた。

第五節 罷工解決交渉第四期の經過

五月一日勞働紀念當日廣東に開催された大會は（一）第三次全國勞働大會（二）第二次廣東全省農民大會（三）廣東全省第五次教育大會であつた。此の三大會は五月十一日廣東大學庭に聯合懇親會を開き、省港罷工委員會對し、一致擁護の決議を爲すと共に、國民政府に對しては罷工解決進方を要求した。而して黨内右派は五月十五日頃氣餒漸く昂り來たるも、左派は堅く團結して乘ずるの機を與へず、遂に五月下旬右派要人は殆んど廣東を去り、國民政府は左派により固められた。

六月一日國民政府は交渉署を取消し、陳友仁氏を外交部長に任命した。陳氏は新聞記者出身で、輿論を容れ、罷工解決進行方に關し直接香港政廳と商議することを聲明し、左の公文を寄せた。

香港總督宛

「拜啓本政府は已に香港政廳との間に罷工事件の和議を希望し、已に正式全權代表三名を選任したり。願はくば貴方に於ても同等の權限ある代表三名を派遣し以て商議を進行せられたし。此段照會に及ぶ。敬具（取意）」

代理外交部長陳友仁（一九二六年六月五日）

右書函を收受したる香港總督は六月十四日に到り、駐廣州英國總領事をして左の如く回答せしむる所あつた。

陳外交部長宛

「復啓、余は香港總督の囑托に依り、六月五日附同總督宛貴翰に對し御回答を爲す。總督の來函に依れば、香港の罷工は既に終了し今や過去の事實となれり。但し現行の英貨排斥問題の解決に就ては已に「ハイフ、ハリホス」兩氏を香港政府代表として任命し、貴政府の代表と商議を爲さしめむとす。茲に同總督の來函を抄出して、貴下の御參考に給す。亦該來函の末節に掲げられたる如く、余は香港總督の申請を経て、北京駐在英國公使より全權委員の一員として任命せられたることを特に光榮とす。（取意）代理英國總領事一九二六、六、一六」

香港總督より廣州英總領事宛書函（添附書類）一九二六、六、一四

「敬啓、閣下より御轉送に係る六月五日附廣州代理外交部長陳友仁氏の公信拜誦。下記の通り陳先生に御轉達願ふ香港の罷工は已に終焉し過去の事實となれり、但し余は已に「ハイフ、ハリホス」二君を香港政廳の代表と

し任命し、廣東政府と英貨排斥に關する解決交渉を爲さしめんとす。該談判は何時に開始せらる、や御承知致度追て駐京英國公使は已に閣下を同代表の一員に任命されたるに付、余は他の代表二人を任命せる次第なり。

敬具（取意）

外交部長より英國總領事宛

「敬復、曩に本部長より香港總督宛の公信は弊國政府と香港政廳との間に於て、省港罷工問題の和議進行方に關し、御照會致したるものなるに、本月十六日附貴翰を拜誦するに及び聊か意外の感に不堪。惟ふに省港罷工の事實は現に存續し、政治上經濟上最も重要な關係を有す、若し貴翰の如く罷工を過去の事實としてこれを否認するは事實に反す。但し弊國政府は閣下の返事を曲解することを欲せず、眞面目の態度を以て關係諸問題の商議に應ずべく、既に代表委員を任命し、貴代表と談判することを訓令せり。廣東人民の對英貨排斥運動は已に一年有餘を維持せり。從つて其解決の方法と手段に關しては須らく鄭重の態度に出でざるべからず、又貴翰中に説明を乞ふべき二點あり。即ち閣下が親ら同書を交付せるに當り聲明せられたる處に據れば「大英帝國行政法規は香港總督及び香港政廳は共に弊國政府又は其他の外國政府と直接の交渉を爲し得ざることを規定す云々」に、果して然らば、同法は香港總督又は香港政府より委任せる代表委員にも均しく、適用せらるべきも思考せらる。果して如何、又貴翰中の代表は香港政廳の代表なりや、抑も亦大英帝國の代表なりや、御知らせ願ふ亦英代表の權利義務に關しては、曩に本部長の香港總督宛公信中に「弊國政府は全權代表三人を任命せり、貴國の代表も亦同様の權限あることを願ひ度」と申送りたるが、今重ねて此意を申明し且つ保留するは、將來貴

我代表の商議に依り得たる結果に對し、各本國政府の批准を受けんことを意に外ならず。敬具』(取意)

代理外交部長陳友仁(一九二六、六、二二)

陳外交部長宛英國總領事覆照

復啓、貴部長六月廿一日附來翰拜誦、廣州地方に發生の排英騷擾事件に對しては、弊國より派遣する代表委員二名は香港政廳を代表す。但し余は已に該代表團の一員にして廣東全省の排英事件及びこれに關聯して廣州政府の提出する如何なる問題に對しても悉く商議することを得べし。但し特に香港に關する事件は、香港代表これを全權辦理す。余は英國總領事館の職權に於て辦理する外、本國政府よりも余に自由裁量の權を與へられたり。而して余は香港代表と同一歩調に於て交渉す。貴部長は各代表商議の結果に對し、各本國政府の批准を受けることを保留されたるが、弊方に於ても同様認可されたり。余は御來翰に擧げられたる疑問は、以上の釋明に依つて瞭然せられたるものと信ず。茲に再び貴意を得度は弊本國政府及香港政廳と廣州政府との間に圓滿なる解決を得むこと即ち是なり。本函回答の要領は已に余より總督に請求したる上、總督の囑命により陳明するものなること御承知願ふ。又何時より談判を開始するか御通知相成らば幸甚なり。敬具(取意)

英國總領事 一九二六、六、廿五

陳部長より英代總領事宛公文

敬啓、曩に貴國代表團の資格及び職權に關し御照會の件に對し、六月廿五日附貴復翰拜誦貴國代表委員は貴國政府及び香港政府を完全に代表し、將來談判中に發生する一切の問題に關し充分に商議し得ることを了解せり

惟ふに這種問題の決定は双方圓滿なる解決を得んことには極めて必要なること、思考さる。本部長曩に閣下に面談せる際、得御意置たる通り、弊國政府は既に財政部長宋子文農工廳長陳公博及余を全權代表に選任せり

茲に謹んで閣下に通告す。又七月十五日を期し、本部に於て談判を開始することに決定せり、御承知願ふ。

右併せて御通知申上ぐ。敬具

代理外交部長陳友仁、一九二六、六、廿九

斯くして、七月十五日に香港側委員は來省し、正式談判に入つた。これ本年一月廿五日和議停頓以來、山積せる兩方面の難關を突破し、漸くにして成立せるものである。此結果より觀て兩方面何れも解決を要望したることは勿論であるが、主なる環境は第一香港側が國民政府の基礎強固を加へ、差し當り政變の見込みなしを觀測したること、第二廣東側は北伐後顧の患を除く軍費の缺乏を、罷工解決に依りて得んことを期待したること、第三香港側もこれを好機會として取扱ひたることであつた。而して同談判は外交部に於て前後五回の商議をなしたが、七月十五日第一次の會議に於ては、廣東側代表より會議に對する希望及び會議の原則を述べ、双方議事日程を定むるに止つた。同月十六日第二次の會議に當り、廣東側より初めて意見書を提出した。該意見書の大要は對英經濟絕交は組織ある愛國運動であること。而して其直接原因は六月廿三日、沙基事件にして、これを惡化せしめたるは香港政廳の對廣東經濟封鎖に在り云々主張した。同月十九日第三次の會議に於て、英國代表は初めて意見を發表し、沙基慘案及對粵封鎖を本質的に否認し、是等のことは香港と關係なしの意見を述べた。七月廿一日第四次會議の席上、廣東側委員は第三次の英國代表の意見を反駁し、解決につき新に左の二條件を提議した。

第一、双方に於て公明正大に考察する審議會を組織し、以て沙基慘案及對粵封鎖の責任如何を審査すること。

第三、中英各々責任を分任すること、其方法は（一）沙面に於ける英國海軍陸戰隊を制限すること、（二）沙基事件の死傷者に對して相當賠償すること、（三）巨萬の金額を籌備し、本件による失業者救済の方法を取ることを。

右提案に對する英國代表の回答は、第一條は本國政府に請訓を要する。第二條は凡て反對を表示す。但し同時に一種の實業借款を提議する。即ち英國は廣東側に借款し、黃埔築港を實行し、失業者を使役する。但し其條件としては、粵漢廣九兩鐵道の聯絡工事を開始し、其監督には英國側より總工程師及總會計司一名宛備ひ入る。こゝ若し廣州政府が上記の實業經營を希望しないならば、同種の實業例へば別司灣又は粵汕鐵道の建設に使用するも差支ない云々。七月廿三日第五回會議（最後）の會議に於て、公正考察審議會組織の件及借款問題を續行討論したが英國代表は第一案は本國政府に請訓を要すに述べ、第二問題に對しては、廣東側代表が國民政府に請訓すべしとの意見を發表した。如斯くにして漸く難産より生れ出でたる正式會議も何等の効果なく遂に無期延期を告げた。

第六節 省港罷工の自動的中止

第一項 罷工自動的中止の原因

交渉全く停頓したる後幾許もなく、萬縣事件（九五事件）起り、英支關係更に惡化しつゝある際、廣東側は双十祝日を期し、英國は表面何等の了解なく、自發的に對英經濟絕交運動中の對香港交通を回復し、罷工處置を目的

として、内地附加税名義を以て、輸出入品に對し、普通品は從價二分五厘、奢侈品は五分の課税を實施した。但し英貨排斥運動はこれを繼續し、全國的に擴大すべしとの宣言をなし、一般の驚異する所となつた。

抑も新政策の實施（自動的罷工中止）の原則に關する國民政府及省港罷工委員會側の聲明は後記する如くであるが、一般的原因を考察するに、（一）當時北伐軍の旗色惡く（南昌激戰前後）長江進出の目的を達するには對英感情の緩和を必要とし、蔣總司令より罷工中止の電命ありしこと。（二）内地附加税徴收により、北伐軍費の捻出等であるが、最大の理由は、萬縣事件解決に關する英本國政府の最強硬態度であつた。而して内地税關問題の如きは支那海關行政の基礎に動搖を來す國際的法律問題なるに不拘、海關行政の實權を握る英國側が何等の抗議を申込まざりしのみか、廣東海關稅務司ビル（英人）氏が財政部長宋子文の相談相手となり、これを援助した事實あるは、不可解の如きも、省港罷工解決交渉の暗礁として、中央兩方面に於て責任轉換に努めたる、罷工解決資金が本附加税の實施に依り、列國の負擔に移るべきことを考慮するにき一脈の首肯すべき理由を發見し得るのである。以下政策變更に關する代表的聲明を参照す。

國民黨中央執行委員會より省港罷工々々に與ふる書

諸君、十五年前我等が清朝を覆し、中華民國を建設したが、依然として吾曹は帝國主義軍閥及反動勢力の壓迫の下に處した。此間軍閥は不斷の鬭争に依つて舉國を擾亂し、國民を苦しめた。而して帝國主義者は征服者の態度を以て、我等に臨み、我等の反動派を利用し以て、我等の團結を離間し、我等をして、經濟、政治兩方面より壓迫せん。如斯は實に國家の仇敵であつて、國民黨が多年國家の解放運動に終始したのは實に止を得ざる次第

である。

我等は過去十五ヶ年の奮闘を繼續し、尙國民革命の目的を達し得ざるは、吾等の敵人が多く且つ強き爲めである。革命の勢力微弱なるに帝國主義者は強大の陸海軍を擁し、無限の財力と最善の組織經驗を有する。國內軍閥等は別に政治上の主義を有せず、只利害により帝國主義者の走狗たるに甘ずる状態である。

國民黨は外に對してはこの帝國主義者、内に對しては軍閥及反動派を打倒せむ爲め民衆の力を喚起し、以て國民革命の同一目的に共同責任を負ふこととなつた。民國十三年總理統導の下に開かれた本黨第一次全國代表大會に於て、『民衆を喚起し、共同して國民革命に當る』と決議したるは、帝國主義者、軍閥及反動派を打倒し、國家を開放するは、唯民衆が自ら奮闘するにある意味である。故に本黨は民衆宣傳に努力し工農商學兵各界と共に革命運動を爲すことを勧誘する所以である。中央執行委員會は革命世界に對して宣言す。國民革命の重任を民衆の上に寄托するは最も當を得たることにして、民衆の基礎鞏固なれば、我等の目的達成は近し、國民革命の勢力は現在廣東に集中した。これ甚だ喜ぶべき現象にして、特に我黨の軍隊と革命民衆の接近は國民革命の上に異常の進歩を招來した。

諸君が去過十五箇月に渡る運動は實に中國歴史上未曾有のことである。對英經濟絕交運動は上海、五卅、沙基事件により發生せるも、其の遠因は實に中國が現在半殖民地的地位に餘儀なくせられたるに由る。故に諸君の奮闘は愛國運動にして、犠牲となれる同胞のために復仇を爲し、且つ中國民族の獨立及び自由のために働くのである。故に革命的愛國人士は諸君を贊助し、帝國主義者より壓迫の痛苦を體驗する海外華僑は積極的に諸君を援助

し、尙世界上の被壓迫民衆はこれを賞揚し、且つ援助しつゝある。今諸君の背後にあるものは、中國及世界上一切の革命的勢力である。諸君等が如斯長期間に亘り、正義と革命の爲め奮闘せる忍耐力及び犠牲の精神は完全に顯はれた。これ後世中國人民の模範たるであらう。我等が罷工政策を變更するは、舊式的なる排英辦法を拋棄し、諸君の爲めに經濟的痛苦を救ふために一種の輸出入的貨物特税を實行する。吾等が何故に香港の封鎖を開放せりや、又排英運動を停止するや否や、この二問題に關し左に明白に解釋する。要するに吾等が新政策を實施するは反帝國主義運動を停止するに非ず、更に全國的に擴大し、中國が完全に獨立自由の地歩を得る迄、努力を繼續せむとするものである。過去十五箇月に亘り、諸君は先鋒的地位に立ち、英帝國主義者に巨大の打撃を與へたるも廣東一省のみに依りて闘ふことは不得策である。吾曹が完全の勝利を得んことを欲せば、反帝國主義の戦線は全國的に擴大し、始めて目的を達し得べきである。而して黨軍の長江進出は絶好の機會である。此目的を達成せん爲め茲に新政策を實行し、暫時讓歩し、我等の力を集中せしむべきである。如斯意味の讓歩は決して失敗に非ずして更に大なる勝利を豫想するのである。諸君、新政策の目的は同時に廣東革命の基礎を鞏固にする政策であること忘れてはならない。即ち民衆運動を鞏固にして政治上、經濟上發展の基礎を作り、地方の行政を改良し、築港修路を爲し、農工商學等の生活状態を改善し、土匪を肅清し、人權を保證する等であつて、これ即ち中國々民革命の基礎を鞏固にする所以である。

新政策を擴大し、黨軍の已に佔領し、或は佔領せむとする區域内に建立した革命政府下の省及縣政府に應用せば、更に強力の味方を得るのである。諸君今日吾等の政策變更は全國的運動に移り、新なる發展を促進し、帝國

主義軍閥及一切の反革命勢力を打倒するにあること記憶せよ。終りに臨み、諸君の努力を祈る。

中國々民黨中央執行委員會 (一九二三、一〇、九)

省港罷工委員會の命令

吾等の反帝國主義運動は長期の闘争である。現在黨軍の勢力は已に楊子江流域に及び、吾等の對英經濟絶交も茲に舊式法を改むる時機に到達した。新政策の實施を糾察隊を以て封鎖する舊式より全國的經濟運動の新形式に變更するもので、簡單に云へば、吾等の孤軍的奮闘より全國的奮闘に變更するものである。而してこの新政策が帝國主義者に與ふる打撃は、過去十五ヶ月の成績に比し一層深刻なることを確信する。已に代表大會に於て「本年十月十日正午十二時を期し、各地糾察隊を一律撤退し、暫く封鎖の停止をなす」この議決を通過した。其宣言及標語は別に頒發する外特に本命令を下す。各地駐防の糾察隊は一體に遵守せられたい。又當日十二時以前に各地の民衆を聯合して熱烈に自働的封鎖停止及反英運動の擴大を擁護する大示威運動を爲し、以て民衆をして政策變更の重大意義を知らしむるに共に、一方帝國主義者に嚴重なる警告を加ふべきである。尙當日十二時には必ず糾察隊を集め廣東本部に引退すべし。

中華全國總工會省港罷工委員會 (一九二六、一〇、五)

第二項 内地税課税問題

廣東政府は北伐の事業が多端なるが故に、此の際英國ミ事を構ふることを欲せず、遂に前述の如く罷業團ミ交渉して罷工を停止し、且つ糾察隊の活動を中止せしむることとし、糾察隊には政府より補助金を與ふることに決した。

したのであつた。右の補助金の資源は輸出入附加税増徴の方法に據つたのである。

茲に於て九月十八日廣東政府の外交部長陳友仁は九月十八日廣東英國總領事に對して次の如き通告を爲すに至つた。即ち

『對英罷工は本月末若しくは十月十日迄に自發的に解決すべし。罷工解決に要する資金は輸出入貿易品に對する特別課税を以てこれに充當す云々』

續いて十月九日陳外交部長より、駐廣州各國領事に左の如き公文を送達した。

敬啓、茲に本月四日附國民政府よりの命令書を英譯し、御賢觀に供せむため轉達す。

一、政府は財政部に命令し、兩廣及中國各省或は外國輸出入貿易品の生産及消費に對し、均しく暫時内地税を徵收す。

一、この内地税々率は、普通物品に於ては現在の海關又は常關稅額の半數を、奢侈品例へば絲絨、化粧品、毛皮、皮革、裝飾品、珠寶、玉石等に對しては全額を徵收す。但し雪茄、紙煙、洋酒、火油、煤、油等已に特別税の規定あるものは此の限りにあらず。

一、この暫行内地税は財政部に於て徵收の便宜上海關又は常關、分關を使用するか、又は附近に於て徵收す。徵收に關する詳細の規定は財政部よりこれを公佈す。

一、本條例により新税を納付せざるときは、該貨物を沒收する外、三年以下の禁錮に處し、或は同貨物の價格十倍に相當する罰金に處すべし。

一、本條例は一九二六年十月十一日より施行す。

尙右新税は内地税に屬し、海關税と同一性質のものに非ず、且つ本政府は現在の海關行政に對し何等干渉の意志なし。但し海關に於て本政府より任命する新税徵收機關と連絡せば、相互に誤解衝突を免れ、事務進行迅速を期し得べし。右特に聲明す。

右により新税徵收の目的及性質は明瞭なるも、如斯きは海關行政の基礎に動搖する法律問題であつて、列國はこれを重要視した。而して財政部公布の徵收條例を左に参照す。

國民政府財政部對出產運銷物品内地税徵收條例

第一條 凡て兩廣と中國各省間又は外國との貿易品は輸出輸入を論ぜず暫時内地税を徵收す。

第二條 前項の内地税率は普通商品に對し、現在海關又は常關より征收する税率の半額とし、奢侈品は同額を徵收す。酒、煙草、石油、汽油等既に特別税を納付しつゝあるものは此限に非ず、奢侈品の種類は別に附表を以て定む。

第三條 上記の内地税は徵税の便宜上各海關及常關分關に於て徵收するか又は財政部直轄の徵收機關に依り徵收す。詳細の章程は財政部より別に之を公布す。

第四條 凡て賣買又は經理する各種貨物にして、本條例所定の新税を納付せざるものに對しては、同貨物を沒收し尙三年以下の禁錮に處するか、又は同貨十倍に相當する罰金を課す。

第五條 本條例に未だ盡さざるものあらば隨時之を改正す。

第六條 本條例は十五年十月十一日より施行す。

以上（一九二六年十月七日）

斯くて廣東政府は、十月十一日より廣東海關の傍に『廣州口征收出產運銷物品内地税局』といふ表札を掲げ徵税を開始したが、一方北京外交團は、十月八日會議を開き、支那政府に抗議するこゝとなつた所、北京政府は之に先んじ、廣東政府の遺口に反對し、無効とする旨聲明する所があつた。然し廣東政府は外交團の態度如何に拘らず、對英罷工を中止するに共に、其の代償として特別課税を爲すこゝとしたので、結局英國も其の實施を承認するの已むなきに至つた。斯くて英貨ポイコット問題は別として兎にも角にも一年有半繼續された所謂省港罷工は表面上終りを告げたのであつた。

第七節 新政策實施後の經過

第一項 工人給費問題

廣東政府は十一月十一日より左記各項を實行し、着々罷工中止の準備を行つた。

- 一、沙面監視隊を撤退し内外人の沙面出入を自由にする。
- 二、廣東、香港併に廣東、厦門間の航行を自由にし、併せて二航路の波止場を修理する。
- 三、九龍、廣東間の鐵道を修理して香港との交通を自由にする。

四、各國商船の香港經由を自由にする。

五、英國商人に對して廣東商品の供給を許す。但し英國商品の購入を許さず。

然し乍ら、其の實際の情況は必ずしも對英罷工の中止嚴禁といふのではなく、單に糾察隊が撤廢した云ふだけのことであった。

孰れにするも、廣東政府は長期の罷業に對する政策改變の前後策として、失業工人の轉職問題を考慮しなければならなかつたので、失業工人に對し、一人當百元宛、補助して轉職せしむるやう數回決議したが、これも財政の都合上から僅かに一人當り二十三元の割にて活動費の名目によりて支給することとし、左の如く配給した。

千九百二十六年十一月二十日、縫業工會、合群工會、藤器工會、意識工會、樂聲工會、水師親善社（工人數、千三百六人）

同年同月二十一日、協和祥工會、廣惠石行工會、志群工會、漆務工會、協進工會、兩和工會、（工人數、千五百六十八人）

同年同月二十二日、沙藤平樂工會、九龍潔淨局、詠安工會、僑港泥水工會、同義工會、洋裝金銀器工會、農牧工會、海陸理貨工會（工人數、千七百三十八人）

即ち右の總計四千六百十二人、金額四萬六千餘元に達した。其の頃の失業工人の數は、同年八月から見れば、

（一）沙面復工々人千百名（二）北伐軍夫編成千八百名（三）市内外轉職千二百名（四）不明八百名の合計四千九百名を減じてはるたが、一九二六年十二月一日現在の罷工委員會が收容して居る人員は、（一）給食者六千五百名

（二）事務員千五百名（三）検査員（糾察隊を改編す）二千二百名、計一萬二百名であつて、其の内の六千五百名は其の失業者にして就職の殆んど不可能なものであつたから、政府及罷工團の痛心する所であつた。

第二項 排英運動の續行

前記の如く、廣東國民政府が罷業團と妥協して擾亂反正、柔弱外交をやつたのを快よしとせず、俄に排英氣勢の旗幟を顯かにして雲出する強硬派があつた。その中でも孫科を中心とする徹底的排英の一派は決して黙してはるなかつた。従つて排英貨問題は解決後も熱心に維持され、一時駭懼工會（五千人）及省港起落貨工會（一萬六千人）の罷工實現し、幾許も無く内部關係にて中止せるも、大勢は尙依然として繼續した。擴大對英經濟絕交委員會は十一月廿二日各界に對して自働的に英貨を買はざるやう左の通告を發した。

拜啓、五卅上海南京路の血は未だ乾かざるに、六月廿三日沙基慘殺事件相續ぎ、省港罷工は滿一ヶ年有半を經過し未だ解決せざる間に、九月五日萬縣大屠殺事件起る。我等同胞は英國より人道上許し難き壓迫と屠殺を受け、心あるもの切齒痛恨せざるなし。而して罷工政策改變に依り、吾曹は自動的に武裝封鎖を撤廢せるも、各界の民衆は反英運動を繼續せむ爲め、茲に擴大對英經濟絕交委員會を組織し、經濟絕交の武器を以て帝國主義者に尙一層重大の打撃を與へんことを要す。我が各界は積極的に進行すべき任務を承認すべし。特に廣東は革命の策源地にして、吾曹は切實なる決心を要す。本會は各界の民衆を一致せしめ反帝國運動の先鋒となり、各省に通電して全擴大對英經濟絕交委員會を各省に組織せしめ、地方には縣市城鎮各地に全省の各分會を組織せしむることを既に

通達せり。此の進行手續は常に同一の歩調を以てし、分歧せざらんことを要す。現在の對英經濟絕交は強制的に對英貨の賣買を嚴禁す。故に各界團體に通告し、可成一致し、自動的に英貨を賣買せず、英紙幣を使用せざることに、吾曹の態度調整せば英帝國主義者は遂に攻めずして自ら破滅するに至るべし。各位の明鑒を仰ぐ。

(十一月六日)

以上は善く對英心理を語るものであつた。而して其の實行方法として排英貨調査を行ふ處があつたが、四商會の檄文及検査隊の職務權限等は左の如くであつた。

十一月一日一齊に市内各商店の英國品調査を爲すことなり。國民政府財政部は三百名よりなる調査隊を組織し之を十二小隊に編成し、白地に『對英經濟絕交擴大期成會英貨調査隊』と大書した幟を押立て戸毎に嚴密なる強制的調査を行ひ、在庫英貨は一々數量を登記した。調査隊員は前糾察隊員で、孰れも貨物鑑定に熟練し、包裝を變更して脱漏を圖るも容易に發見する様子である。而して一方、荷揚人足工會にも嚴命し、英國品の積卸を禁じて遠からず廣東市内より英國品の影を絶つに到らしむる計劃であつた。十月廿九日全省商會聯合會が各商店に發したる檄文には大要左の意味が述べてある。『商界同胞に告ぐ、上海五卅事件並に沙基六二三事件の大屠殺以來今に至り、既に一年有半を閲すも未だ雪辱の遂ぐるなきは痛恨の極である。英國は省港罷工の爲めに甚深なる打撃を受くるに雖も、これを解決する誠意なきのみならず、最近に至りては更に砲艦政策を用ひ、中國人民を威嚇屠殺す。萬縣事件に於ける死者は千餘名と稱され、商會の損失は實に數千萬元を下らず。九月四日廣東海關埠頭占領事件當時、省河に於ける英艦の威嚇的行動も亦具眼者の認むる所である。現在我等全省各界の執るべき手段は、全省農工商學兵

各界が共同して對英經濟絕交擴大委員會を組織し、英貨買賣及英國紙幣使用禁止の條例を議決し、對英經濟絕交を實行するの一途あるのみである。而して之が第一步として、先づ市内各商店現存の英貨を調査し、期限を定めて之を賣拂ひ再び買入れざることを實行する。商會同胞よ！五卅及び六二三事件の血跡は尙鮮かて烈士の骨肉は未だ土に化せず、我等が若し自動的に英帝國主義と經濟絕交を實行し、帝國主義者を打倒するに非ざれば、同胞の復仇は遂に成し得ない。商會同胞よ、本會の調査表を手にしたならば速に實狀を報告し、聊かも隱匿若しくは懸念なきことである。萬一事實の報告をなさざる場合は、將來一切の損失は悉く自分の責任と心得らるべし。

廣州總商會

廣東省商民協會啓 (一九二六、一〇、二九)

廣州市商會

廣州商務聯合會

而して右の英貨検査實行要領として左の七項を擧げた。

- (一) 調査員は各團體より選出す。
- (二) 人員は三百名とし之を六大隊に編成す。
- (三) 十一月一日より開始す。
- (四) 最初の箇所は警察第一、二、三、四、五、十一區とす。
- (五) 調査員の交通費は每名毎日四十仙を給す。
- (六) 辦事處は當分省港罷工委員會を以てこれに充つ。

(七) 調査部の經費は毎月三百七十元の豫算にて各團體より之を分擔す。

第三項 英貨検査及排貨

財政部は十月二十日検査隊、検査條例を公布し、長堤、河南、虎門、大劉關、深圳各所に検査處を設け、出入船及び汽車の一切の貨物旅客の手荷物文書類及び旅行券等の検査を實行した。其目的は内地稅脫稅取締、反動派の潛入防止、英貨取締にあるも一面舊糾察隊の處置を目的として検査隊に改編せるものであつた。

外交部長陳友仁は今回財政部管轄の出入旅客及び輸出入貨物検査所を新設して直ちに實施する旨を英國總領事を通じ、各國領事に傳達した、右検査の目的とする處は内地稅徵收の徹底を期し、其他の惡稅又は密輸入等を嚴密に取締るためであつて、検査事務所は(一)長堤、(二)河南(三)石圍塘(四)前山(五)深圳の五ヶ所であるが、尙必要に應じて増加の意嚮であつた。検査員は前糾察隊を改編して財政部に直屬し、検査事務遂行上各出入旅客又は船舶乗組員船長に對する絕對質疑權を有し、不法を認めたるものを監禁する權力を與へた。其の検査範圍として發表されたるものは

- (一) 出入港各國船舶乗客
- (二) 汽車乗客
- (三) 乗客の手荷物
- (四) 旅券又は證明書等の検査

(五) 出入貨物一切

(六) 禁制品の検査

等であつた。

斯くの如くして、曩に香港罷業の解決を公表した廣東政府は、いつの間にか、黨内に於ける排英運動のチレンマに陥り、再び排英罷業に引ずられるやうな妙な立場に立つた。これに就て當時政府罷業團の代表を招致して聲明した言葉によれば左の如くであつた。

『諸君が希望云ふのであれば勿論通商絶交は繼續する。然し乍ら顧るに國の隆昌を我等の理想を築造しやうとするならば、必然茲に國內商工業の勃興の必須缺くべからざるを等閑視してはならぬ。英貨大に排斥すべきであるが、されば國内の産業が微々として振はないならば結局つまらぬ頑張りで終つてしまふ。そこで今回の如く我北伐軍が大いに北進して廣汎な我領土を占領したるに際して、罷業者は其職に就き國力國富の増進を計るが賢明な政策であるを信するが故に、罷業の解決を決意した次第である』

即ち政府の意嚮は排英貨に關しては何等干渉しないから、やりたいものは勝手たるべしといふにあつた。

そんな風であつたから排英貨運動は尙根強く行はれ、廣東各界擴大對英經濟絶交委員會調査部の市内各商店に就て調査報告せる所に依れば、確實に英貨を認めべきもの九十七、商店存貨市貨九萬四千四百廿一元にして、其種類は食糧品、建築材料、藥類、文具、化粧品、皮革、電氣機器類、金屬絹物等であつたから、差しづめ之を排斥するために對英貨買賣及紙幣使用禁止條例なるものが左の如く發布された。

條例（廣東各界擴大對英經濟絕交委員會十二月七日）

- 第一條 各界同胞は英帝國主義者に對し、自動的に一致し、英國に經濟絕交を爲すべし。
- 第二條 各界同胞は一致し、自動的に英帝國主義者に賣買の關係を絶つべし。
- 第三條 各界同胞は一致し自動的に英國紙幣を使用せざるべし。
- 第四條 商界同胞にして以前に買入れた英貨の存貨を有するものあらば本會より制定せる調査表に明記し、舊曆十二月末日迄に賣却すべし。若し期限後殘留品あらば本會より指定せる英貨公賣場に送り專賣すべし。これに違反するものは愛國運動を破壊するものとして、各界より賣國の處分を與ふべし。賣場所及其手續は別に之を定む。
- 第五條 各界同胞にして英國紙幣を所有する場合は本條例公布の日より三ヶ月以内に交換すべし。尙期限經過後は國內貿易に必要な爲替を除く外一切の使用を禁止す。之に違反するものあらば、愛國運動を破壊するものとして各界より賣國の處分を與ふべし。
- 第六條 本例は十二月六日公佈の日より施行す。若し訂正の必要あらば本委員會の議決により之を修正す。

其の結果、多年廣東貿易の建値をなしてゐた香港通用銀本位の英國銀行兌換券は自發的にこれを使用せざるもの多くなり、爲めに廣東銀に對する交換率は約百分の七八を減じたやうな現象を呈し、罷工政策變更後の排英貨運動は、再び積極的に行はるやうな氣配を見せたが、當時革命國民軍の北伐は燎原の火のやうに湖南、湖北を占領し、江西に孫傳芳軍を擊破し、前線の建設に急を告ぐるに至つたので、折角の排英運動もずるずるべつたりにも、罷業解決は通商開始を誘致して、いつの間にか一年半前の状態に還つたのであつた。

第五章 對英經濟絕交運動の影響

第一節 廣東側に及ぼしたる影響

對英經濟絕交以後、廣東側は沙面英佛租界及香港に對し通商を斷絶したるため、従前廣東港に於ける航運業の約六割以上を占めたる英國汽船は、連絡用の河船二艘の外殆んど出入なく、廣東港輸出入貿易の約四割に相當する英國對廣東貿易全く杜絶したる爲め、中國汽船が大部分これに代り、英國品の代用として機械類は米國、獨逸、日本、雜貨は日本獨逸の商品の輸入を見、地方生産品も亦代用品として提供された。従來香港對廣東の市場的關係は中央對地方的であつて、廣東は常に其生命を制せられてあつた。黃埔開港に依り香港を死港たらしめんとする廣東側の計畫が、如何體に實現さるべきかは頗る疑問であるのみならず、白熱的排英時期に於て尙香港英國銀行の紙幣（香港銀行渣打銀行等）流通拒絶は遂に實行し得ず、依然として金融市場の中心たりし事實より觀るも、廣東側に於ても幾分の創痍を蒙つたことは勿論である。

第一項 好影響

一、經濟的方面

先づ航運業の勃興せること、省港罷工以來一ヶ年間（一九二五年七月乃至一九二六年六月）に於ける廣東港船

船(各國)出入統計を、罷工前年(千九百廿四年)に比較すれば、海洋船九萬餘噸(比率約四分)に減じ、内河汽船出入二百三十八噸(減少比率約七割三分)を減少せるも中國船舶の出入は大に増加した。

A、海 洋 船

千九百廿四年中國海洋船の出入は、二百五十艘二十八萬噸なりしが、罷工後一ケ年間に五百十六艘、五十五萬餘噸を増加し、其比率約二十九割餘に相當する。これ廣東港海洋船出入の五割餘を占むる英國海洋船出入年計百三十萬噸内外の杜絶せる結果である。

B、内 河 船

罷工前内河汽船出入年計四百四十八萬噸の中、英國汽船は四百四萬噸にして殆んど獨占の状態に在りしが、罷工後香港廣東間の交通並に食糧品運搬の爲め、佛山、金山兩船を海軍用船として徵發し航行せる外出入杜絶したるが中國汽船は六百八十一艘二十三萬餘噸を増加した。これを前年度出入八千七百餘噸に比較すれば全く新に勃興したるものである。左に海關統計を掲ぐ。

對英經濟絕交運動の航運業に及ぼしたる影響 第一

國 名	一九二四年 十二月		一九二五年 七月末日		增	
	艘數	出入噸數	艘數	出入噸數	艘數	出入噸數
英國	九六	一、三三、一〇七	三、四、〇四〇	四、〇、〇一七	三	四、六、九一〇
海 洋 船						
内 河 船						
海 洋 船						
内 河 船						
海 洋 船						
内 河 船						
海 洋 船						
内 河 船						

日本	中國	法國	諸威	葡國	米國	德國	露國	其他	總計
五、四	二、五	六、九	一、五	三、三	八				二、〇、九六
七〇八、七五	二六〇、五〇	四九、八〇八	一七、〇九	三三、三三	三、九六				二、三、四、一八
六	八			九、九					四、四、三
二、五、四	一、七、五			四、九、九					四、八、四、四
七、九	七、三	一、一、五	四、五	四、〇	一、〇				二、三、三
八、五、三、三	八、三、〇、七	一、〇、七、三	四、九、二、七	二、三、〇、九	二、九、四、八	二、六	五、五		二、四、七、五
	六、九			一、六					一、三、四
增 三、一	增 五、六	增 四、六	增 三、〇	減 三、七	增 二、六	增 二、六	增 五、五		一、一〇、一、四
一、八、六、五、減	五、〇、二、四、增	五、〇、九、二、增	二、九、一、六、六	九、四、七、減	六、二、九、二	三、六、增	三、〇、三、三		二、四、四、增
六、減	六、二、增	五、〇、九、二、增	八、四、三、減	三、七、五、四、八、四					九、〇、三、三、減
二、五、四、四	三、八、六、二			三、七、五、四、八、四					三、八、六、二、減
									三、八、六、二、減

(一九二六、八、三〇於粵海關摘記)

經濟絕交運動後一箇年間海洋船舶出入統計 第二

年 月	英國	日本	佛 國	赤 露	諸 威	獨 逸	葡 國	支 那
一九二五年七月	三	六	一	一	一六	一	二	二
噸 艘	四、六、九	九、二、四、三	一、四、九、三	一、四、九、三	一、四、八、五	一、七、〇、〇	一、七、〇、〇	二、六、六、六
同 八月	一	一〇	二	五、五、五	二、〇、三、四	七、七、四	一	四、七、八、〇
噸 艘	一	一〇、七、九、〇	一、一、六	五、五、五	二、〇、三、四	七、七、四	一	四、七、八、〇

同	同	同	同	同	一九二六年一月	同	同	同	一九二五年九月
六月	五月	四月	三月	二月	一九二六年一月	十二月	十一月	十月	一九二五年九月
噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
103	154,076	117	111,104	88	108,067	96,065	69,277	46,765	53,079
11	10,426	11	2,268	11	7,643	7,133	7,133	2,854	2,356
1	2,356	3	3,733	4	4,556	6,607	3,655	2,568	3,588
5	6,631	7	6,047	6	2,073	2,922	3,233	3,143	6,866
2	8,680	4	7,043	5	3,336	1	6,868	9,154	7,744
1	7,971	3	86	1	2,580	2,580	1,730	1,730	1,730
6	9,690	8	9,934	7	74,324	76,754	82,772	59,854	50,575
4	8	6	89,354	7	68,459	69	72	53	4

計	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
4,679	3	14,044	85,336	100,733	7,711	62,622	32,924	33,021	830,777
11	115	11,553	10,426	11	771	4,631	1,812	4	69,866
103	154,076	117	111,104	88	108,067	96,065	69,277	46,765	53,079
11	10,426	11	2,268	11	7,643	7,133	7,133	2,854	2,356
1	2,356	3	3,733	4	4,556	6,607	3,655	2,568	3,588
5	6,631	7	6,047	6	2,073	2,922	3,233	3,143	6,866
2	8,680	4	7,043	5	3,336	1	6,868	9,154	7,744
1	7,971	3	86	1	2,580	2,580	1,730	1,730	1,730
6	9,690	8	9,934	7	74,324	76,754	82,772	59,854	50,575
4	8	6	89,354	7	68,459	69	72	53	4

(一九二六、八、三〇於粵海關摘記)

C、國內貿易增加及土貨振興

罷工前(一九二四年)廣東港國內貿易は七千七百餘萬噸なりしが、千九百廿五年壹億二千五百萬兩に上り、四千八百萬兩(比率六割餘)を増加した。これ外國向輸出の仲繼貿易港が香港より主として上海に移動せることを意味する。又罷工後の移出貿易が前年移出額二千九百萬兩に對し五百萬兩(比率一割七分餘)を増したるは、廣東地方生産加工業の振興せる結果と觀るこゝが出来る。左に統計を掲ぐ

廣東對國內貿易增減(對英運動後半ケ年間)

取扱國別	一九二四年十二月	一九二五年十二月	増又ハ減
英 國	移出 5,777,540	移出 2,894,400	減 2,883,140
日 本	移出 1,395,563	移出 5,576,349	増 4,180,786
米 國	移出 908,963	移出 568,622	減 340,341
獨 逸	移出 198,197	移出 2,744	減 195,453
伊 太 利	移出 198,197	移出 2,744	減 195,453
計	移出 8,478,353	移出 11,846,415	増 3,368,062
計	移入 4,800,000	移入 3,973,300	減 826,700
計	移出 8,478,353	移出 11,846,415	増 3,368,062
計	移入 4,800,000	移入 3,973,300	減 826,700

總額	中國	佛國	俄國	葡國				
三、〇〇〇、八〇八	二、九三四、四七七	—	—	四、九四、一七七	六、八五、三五四	七、三三〇、四七二	一、五五、二〇三	二、九七、八八六
三、〇〇〇、八〇八	一〇、八九八、八七四	二、二一〇	—	—	—	—	—	—
七、〇四六、五七七	一三、八三三、三四三	二、二一〇	—	—	—	—	—	—
五、二三三、六四四	四、一八五、一八四	八、六七三	—	—	—	—	—	—
七、〇四六、五七七	三、〇三三、七三三	三、一九四	—	—	—	—	—	—
三、〇〇〇、八〇八	七、三九九、八八六	—	—	—	—	—	—	—
增	三、〇六五、三三三	—	—	—	—	—	—	—
減	—	—	—	—	—	—	—	—

(一九二六、五、二〇粵海關統計)

D、廣東銀本位紙幣の流通

國民政府の機關たる中央銀行發行の紙幣は罷工後圓滿に流通し、其の額三千八百萬元と稱せられる。如斯は民國以來稀有の事象にして、省港罷工により各界團結せる影響を觀るゝことが出来る。

E、取引市場の移動

從來香港に於て行はれたる取引市場の廣東に移りたる重なる取引左の如し。

- 一、海産物取引 (年額日貨約三百萬元)
- 二、綿製品 (年額日貨約六百萬元)
- 三、石炭 (年額日貨約二百八十萬元)
- 四、雜貨 (年額日貨約四百萬元)
- 五、セメント (年額日貨約百二十萬元)

六、輸出品 (不明)

其他の經濟的好影響は大同小異に付之を略す。

二、政治的方面

A 國民黨勢力の扶植

省港罷工により國民黨は各方面に根幹を張つた。地理的に見れば廣西を統合し、最近北伐軍の成功により新に兩湖を勢力範圍に加へた外、十三萬の黨員は一躍二十六萬五千人に達した。これ省港罷工の方法が經濟的消極對抗なるも、其目的は革命運動の延長であつて純政治的行動である點に起因するものである。

B 廣東省統一實現

罷工直後、國民政府創立(一九二五年七月一日)國民黨綱に依る組織を了し、南路八屬、潮汕を克復し全省の完全なる統一を完成したこれ孫總理在世中尙難しめた處で北伐軍成功の主因をなすものである。

C 軍隊の整理

五卅事件直後、反政府軍の驅逐に成功し黨軍の訓練と其組織に腐心し、軍隊は凡て國民革命軍に收編し、革命軍總司令蔣介石は第一軍より第七軍迄を完全に統率し、尙北伐戰勝の餘威を以て第二十三軍迄増加し、兵の素質も従前よりは向上した。

D 都市労働團體の發達

罷工前公認せられたる労働團體は四十五、會員九萬人なりしが本年十一月中旬迄に農工廳其の他に登記済のもの

壹百四十一工會、工人二十四萬三千餘名（内女子千四百名）こなつた。亦本部の事業として工人學校を起し一千餘名の工人（女子を含む）を晝夜に分ち教育した。

第二項 惡影響

- 一、經濟方面
- A、廣東港外國貿易の減退

廣東港外國貿易は前年に比し總額四千六百餘萬兩を減じた、これは罷工後半ケ年の影響である。左に統計を掲ぐ
對英經濟絕交運動の外國貿易に及ぼしたる影響（半ケ年間）

國名	一九二四年十二月		一九二五年十二月		増及減
	輸入	輸出	輸入	輸出	
英國	四、九六、七九	八、四九、九五	一九、九四〇、九七	三九、六八一、八六	減
日本	一、八一、六七	一、七四、六七	四、九四九、四三	二、六三九、四六一	増
佛國	三三、七〇九	一、七九	四六、〇〇五	七三、九九四	増
米國	一、〇七、四九〇	一、三六	一、七六、〇〇四	四八三、四五四	増
露國			四六一、〇四	六五、〇三	増
獨逸			四三〇、三六	九一九、〇五一	増
葡國	九七、九七四	三、八三、四〇	五五、八五四	一、三五、五四一	減
計	八、〇七、九七六	一三、〇六、六三	三〇、〇四、〇三	一、八六八、九五	減

種類	一九二四年		一九二五年		増及減
	輸入	輸出	輸入	輸出	
總計	五九、八九九	七九、三三	一、一八、八五〇	一、一七、五二八	増
其他					
計	五九、八九九	八三、四六、六三	二〇、〇四、〇三	六〇、五八、八四	減

(一九二六、五、二五粵海關統計)

B、物價の暴騰

省港罷工以來廣州市内外の物價は農産物及野菜類を除く外概して暴騰した。舶來品は特に甚しい。今一九二五年六月を百とする物價指數を記せば左の如し（一九二六年八月末日現在）

種類	指數	摘要
(イ) 食料品	一二五	米ハ兩廣ハ於テ年額五百萬擔ノ輸入ヲ要シ罷工直後香港政廳ニ於テ對廣東食料品封鎖宣言當時三割五分方暴騰セルモ直通航路ニヨリ安南、シヤム、蕪湖方面ヨリ輸入開始後市場落着ヲ見タリ
米	一二五	
食用油	一二三〇	
豆	一二五	
砂糖	一二〇	
麵粉	一二三〇	
海產物	一二三五	從來香港ニ於テ仲繼セルモ日本直取引及上海仲繼ニ變更セリ
牛	一二五	
豚	一二七	

省港勞働同德總工會廣東支部	千六百二十五人	不明	不明	不明
省佛顏料總工會	七百六十人	二百餘人	四百三十人	二百餘人
廣東帳聯工會	三百七十六人	二十九人	四百八十人	二百餘人
廣東茶葉集成總工會	二千四百人	三百餘人	八百人	二百人
大新公司職員同人俱樂部	五百餘人	四百人	無	無
佛山表造聯軸工會	全部加入	無	百餘人	無
廣州表造聯軸工會	全部加入	無	九十餘人	無
杉木開料貫拜工會	二千二百餘人	數百人	四百餘人	無
廣東裝船工會	千五百人	二千	無	三百餘人
織造衫襪工會	千五百人	一萬三千五百人	繁商期ニ付停工工人少	千二百餘人
鏢木合勝堂	七百餘人	數百人	三百餘人	二百餘人
廣州毛扇工會	四百餘人	十餘人	四十餘人	十餘人
廣東鑄造銅器坭模工會	百十七人	十餘人	無	十餘人
廣州土洋杉雜木聯合會	五百餘人	六百餘人	百餘人	二百餘人
機織工會	千二百餘人	數百人	百餘人	三十人
棚竹工業聯益工會	千二百餘人	二百餘人	百餘人	十人
廣州長生工會	七百二十人	八十餘人	百六十四人	十人
洋服工會	千四百人	無	百餘人	十人
廣東無線電界聯合研究會	六十人	三十餘人	一人	十人
廣東愛鳴總工會	千三百餘人	三百餘人	二百餘人	七十餘人

D、地方生産工業

廣州土洋疋頭店員工工會	千六百餘人	三百餘人	四百餘人	無
廣東彩碗工會	六百五十人	二百餘人	二百八十餘人	無
木箱工業研究會	五百八十餘人	千餘人	三十餘人	不明
廣州酸枝花梨打磨工會	八百人	三十餘人	五百餘人	十人
廣州手車夫工會	六千四百廿人	二千餘人	二千餘人	十人
女司機聯合會	百廿人	三十人	無	無
廣東皮革劫箱工會	五百六十七人	三百餘人	二百三十餘人	三十餘人
廣州水陸花筵酒樓公餘總工社	二百餘人	五百餘人	百餘人	三十餘人
廣州杉雜木器合和工會	五百餘人	二百餘人	三十餘人	三十餘人
廣州雜務工社	千九百餘人	千二百餘人	九十五人	不明
計	三萬六千七百五十人	一萬七千八百八十三人	九千七十八人	三千六百一十一人

廣東地方は古來より生絲爆竹諸細工品織物等手工業發達し、大正七八年以來の一般排外貨運動に伴ひ、火柴樹膠皮革織物等の土貨振興せるが、其企業組織何れも家族制度を基調したる匿名組合にして、資本家側は常に幾分の勞働者を兼ね、且つ其經營の方法も家庭工業的範圍を出でなかつた。而して斯くの如き生産組織は生産原價を低下せしむるに特色あつた、罷工以來資本階級と稱すべきものなきに勞働階級のみ異常發達をなしたる結果、凡ての要求を罷工により達成せむとする情勢を馴致せることは、勞力の低下と相俟ちて廣東地方生産工業の發達に對し致命

的打撃を與ふるもので、これ廣東側の蒙る最も深刻な影響である。

E、市民負擔の増加

市民の負擔は約二割増加した。家主は本年一月より既に三回の家賃を公課徴收され(二回は北伐費一回は罷工團公課)、セメント、酒、煙草、酒精、石油等は何れも印花稅名目により販賣稅を課せらる、外、電燈、電話、水道の附加稅新設され、間接直接二十萬の罷工々人の生活補助を餘儀なくせられた。千九百廿六年九月國民政府の發表せる政府收入は月額八百萬元にして、これを前年度歲計四千二百五十萬元に比すれば、二倍以上の増加である。而して最も深刻なる打撃を受けたのは對香港關係取引者で、相互年末決濟をなさず『モラトリアム』の實現は支那商間に於ては未曾有のことである。

F、地方物資の停頓

兩廣地方物資の集散は西江、北江、東江を利用し小蒸汽船をなすものなるが、省港罷工後著しく減少した。これ地方沿岸に於ける海陸匪賊の被害頻繁なるによる。英國は多年當地方の航運を支配し海洋船出入の五割、内河汽船の八割、曳船用小蒸汽船の七割を占め、内河警備に關する West River Naval Office を設置し、自國商船の保護に任じ、自然列國商船をも保護し來りしが、省港罷工後該機關は徹廢されこれに代るべき廣東政府所屬軍艦は往々にして海賊の捕獲する所となり、討刺の實舉らず、小型汽船の航行は殆んど困難なつた。今廣東海關に於ける統計を左に示す。

廣東港小蒸汽船出入

一九二四年一月至十二月		一九二五年七月至翌年六月		減		少	
艘數	噸數	艘數	噸數	艘數	噸數	艘數	噸數
九六六	三九、八一	四一〇	九、七三	五五六	三〇、〇七九		

以上の如く艘數に於て約六割船數五百五十六艘の減少を平均曳船最小限三百噸當に計上する時は地方行物資十七萬餘噸の集散減となる。

G、政治的惡影響

本運動は主として政治的要求を基調せるもので、罷工期間中内憂を一掃し國民革命軍の武漢進出の如き空前の成果を收めたるも、茲に最も注意すべきは勞働階級專制の實現である。而してこれは一方從來の家族制度社會組織の破棄を誘致するもので真に他日の深憂を伴ふものであつた。

第二節 英國側に及ぼしたる影響

第一項 廣東港に於ける影響

A、英國航運業の蒙りたる影響

英國は多年南支航運業の首位を占め、特に香港を中心とする廣東及西江内河方面の航路は殆んど獨占状態にあつた。

一、海洋船の打撃

船 別	一九二四年一月至十二月		一九二五年七月至翌年六月	
	艘 數	噸 數	艘 數	噸 數
廣東港船別洋船出入	二,〇九六	二,五六四,一八八	二,二三〇	二,四七三,五六四
英國海洋船出入	九九八	一,三二二,二〇七	三	四,六九七

省港罷工前廣東港出入海洋船の約五割を占めたる上海廣東線、星架坡廣東線の定期航路の外北支那廣東間不定期航業殆んど全滅した。これが實損額歲計六千五百萬弗を採算せらる。

二、内河航業の影響

英領香港は地理的に兩廣交通の咽喉に當るのみならず、港灣及貿易上の諸機關完備し自然的に内河航路をも獨占せる状態にあり。

船 別	一九二四年一月至十二月		一九二五年七月至翌年六月	
	艘 數	噸 數	艘 數	噸 數
廣東港内河汽船出入	四,四三二	四,四八四,五二二	一,三八四	一,一〇二,二四四
英國内河汽船出入	三,四五〇	四,〇六二,〇三四	五八九	八一九,二二四

右表の如く港罷省工前内河汽船誌出入の約九割以上を占めたる英國汽船の出入は二千八百七十一艘、三百二十四

萬二千噸餘を減じ、沙基事件直後香港沙面間の交通及食料品運搬の爲め、海軍御用船として往復し其後商船として出入せるも主として僅少なる外人旅客を運送せるのみ、これが實損一千五百萬弗内外を算定せらる。

B、英國對廣東貿易の減少

千九百廿五年六月二十日對英經濟絕交以後英國の對廣東貿易は一部の密輸入品を除く外殆んど杜絶し深刻なる影響を受けた。

廣東港英國貨貿易の消長（海關統計に據る）

種 別	一九二四年		一九二五年		減 少
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	
輸 入	四一,九六八,七五九 ^兩	八一,四九五,九二五	一九,九四〇,九七一 ^兩	三九,六八一,八一六	二二,〇二七,七八八 ^兩
輸 出	二一三,四六四,六八四	五九,六二二,七八一	四一,八一四,一〇九	六三,八四一,八九七	二二,〇二七,七八八 ^兩
合 計	二一三,四六四,六八四	五九,六二二,七八一	四一,八二二,〇九八	六三,八四一,八九七	二二,〇二七,七八八 ^兩

以上は罷工半年間の記録なるがこれを前年に比すれば六千三百餘萬兩を減じ、其比率五割餘に當る、尙千九百廿六年一月乃至六月の統計を加算し罷工滿一ケ年間の影響を算出せば、英國品の廣東輸入は殆んど絶無なるであらう。

但し本統計に於て英貨を稱する數量の内には香港を経由する日本商品の輸入をも包含し、其割合約三割に及ぶ。註、香港經由の日本商品は直積又は上海經由となつた。

第二項 香港貿易の減退

香港に對する廣東經濟絕交の影響に就ては、臺灣總督府調査の『支那の時局と支那貿易の消長』中に詳細に示されてゐる。今右の報告書をその儘引用する（同書一四一—一五二頁）。先づ、罷工當初の一九二五年には、半箇年のみで貿易は約半減し、同年五月迄では毎月一千萬磅以上のものが、六月には七百五十萬磅となり、七月には三萬萬磅に激減し、八月には五百八十萬磅、九月には七百七十萬磅となつた。又同年の輸出は、前年の六千三百六十萬磅が三千六百十萬磅、輸入は七千二百五十萬磅が四千六十萬磅に減退した。總額は一億三千五百八十萬磅が七千六百八十萬磅に減退し、一九二一年乃至一九二四年の四箇年平均額の一億三千二十萬磅に對し、約四割を減退し、最高記録である一九二〇年の二億一千二百三十萬兩に比せば、約三分の一に激減してゐる。一九二六年に並抵制期間が殆んど一箇年に亘つたので、下記船舶の減退に依つて見るが如く、更に不況に在つたことは明かである。

重要貿易品中、棉布類及石炭の輸入は、下の如く減退して居る。（單位千磅）

棉布類	一九二四年		一九二五年	
	英	日	英	日
支	五、五七四	一、八九五	二、三〇四	一、〇八五
其	—	一、六五二	—	一、〇〇二
他	—	四九九	—	三〇一

計

石炭

九、六一九

四、六九二

(廣東)	一九二五年上半年		一九二五年下半年		一九二六年上半年	
	千磅	千磅	千磅	千磅	千磅	千磅
支	六〇九	二九三	二九三	二五五	—	—
其	—	—	—	—	—	—
他	—	—	—	—	—	—
計	六〇九	二九三	二九三	二五五	—	—

棉布類は、香港方面にては近年日本品及支那品の活躍があり、漸次英國品を驅逐し、英國品は専ら毛織物及高級の加工綿布のみ餘命を保ちつゝあつたが、省港罷工の結果益々不況となつた。加工綿布中の五枚朱子又は八枚朱子等は、從來上海地方に需要があつたが、本年（一九二六年）は南支、香港方面にも需要を増加し、主に支那人の手に依りて取引を増加した。尙九龍染工場にては、日本生地棉布、晒金巾及ジーンズ等を加工染付し、各地に再輸出しつゝあるに至つた。次に本年（一九二六年）の棉絲市況を見るに、罷工の外に銀塊の暴落及棉花安の爲め、下半季には香港棉絲の取引頗る困難となり、同品の輸入商及問屋は、共に疲弊の極に達し、殊に問屋筋は殆んど全滅の情態となり、從來香港を經由して廣東及南方暹羅等に對したものは、直接上海及日本の原産地と取引を開始するに至つた。上海絲は最大の需要地である長江が、動亂の爲めに閉鎖し、相場低落し、之れに銀安及上海宛外國爲替が有利な結果、當地に在つても日本絲及印度絲を壓倒し、日本絲は漸次不況となり、印度品の如きは全然其の跡を絶ち、印度商館の閉鎖したものが甚だ多く、年末に於ける棉布市場は、上海品（主として日本人紡績工場産品）の獨占となり、只日本からは四十二番手物が少量に輸入されたのみである。其他麥粉は、前年の百六十五萬五千磅が二百三十萬磅に減退し、食糧品は米を主とし、佛領印度支那から輸入したが、前年の八百萬磅が四百五十萬磅に下り、

砂糖を主とする食糧品は、蘭領印度から入津したが、之れ又前年の七百九十萬磅が二百六十萬磅に減退して居る。國別貿易に於ては、支那を首位とし、英之に次ぎ、其他米、砂糖關係があるから、佛、蘭兩印度を主として居るが、著しく減退して居ることは、左表の通りである。(單位千磅)

國籍	一九二四年		一九二五年		一九二六年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
英(屬領を含む)	六,二三五	一六,四四六	三,五二八	八,四八九	一四,二四七	三〇,四二〇
日	三,五五五	九,一三六	二,四三九	五,一〇六	四,五八八	一一,〇六八
米(屬領を含む)	四,〇二九	六,五六九	二,二二八	四,〇〇八	一四,五三三	一一,八〇四
支那	三九,二八一	九,一五二	二〇,四六六	六,〇三七	五三,一八四	一四,六六七
蘭印	一〇,四四	九,四六六	六,七三	三,七三〇	一八,五五四	一三,〇八二
佛印	五,二二五	一,一三四	三,〇四二	六,八七	九,二五五	一九,三〇八
暹羅	二,五三三	六,一六三	一,六五七	四,七三二	一,八〇九	一,四七四
其他	一,七三五	三,八四六	一,五五二	一,九八二	八,八八九	一,一一九
合計	六三,六七五	六二,一五五	三六,一四四	四〇,六七〇	七六,八三四	一〇八,三六九

如上前年に比して何れも減退し、例へば英、日、米、支は各四割餘、蘭領印度は六割を減退して居る。而して前記對支貿易中の輸入額は、香港統計表が汕頭以南の支那諸港及澳門からの礦石及煙草を除くの外、汕頭、厦門及福州仕出貨物の一部を除外して居るから、實際額よりは甚だ少額である上に、頗る不精確である。今香港貿易上の支

那よりの輸入額と、支那海關統計上の香港に對する輸出額とを比照せば、下の如く差違があり、如何に南支各港よりの輸入が多額なるかを知るに足るのである。

年	香港統計の支那 よりの輸入額	海關統計の香港 に對する輸出額	(各年英貨 に換算す)
	一九二〇年	一四,六六七	四六,〇五五
一九二四年	九,一五一	三一,〇二四	(一七三,一六二)
一九二五年	六,〇三七	一九,五九六	(一一四,七二四)

一、船舶入出港の減退

船舶(戎克を含む)の入出港は、最近一九一九年からは總數に於ては、四萬隻二千萬噸を突破し、逐年増加し一九二四年には最高五萬七千隻三千八百萬噸に上つたが、當港罷工發生の一九二五年には減退し、四萬隻三千九百萬噸に下つた。航洋汽船の如きも一九一九年には、九千隻千四百四十萬噸が漸次増進し、同じく一九二四年には最高一千二十隻二千六百九十萬噸に達したが、一九二五年には九千六百隻二千三百萬噸に下つた。就中英國航洋船は、一九一九年には三千八百隻六百八十萬噸が一九二〇年には四千五百隻八百三十五萬噸に上り、一九二四年には更に増加して五千二百隻一千八百八十萬噸に上り、遂に一九二五年には三千九百隻九百八十六萬噸に下り、一九二六年には一層低減した。船政局の發表に依れば、一九二六年香港の外國貿易船は、前年に比して一萬隻以上三百五十萬噸餘を減退し、三萬隻二千八百萬噸に下り、殊に英國航洋汽船は五百十一隻六十萬噸、外國航洋汽船は千二百九十五隻百七十二萬噸を減退した。但し英國河航汽船は、廣東及西江の航通が稍恢復した爲め、二百十八隻

一萬八千噸を増加したが、外國河航汽船は、千隻三十四萬五千噸を減退した。同年航洋汽船、河航汽船等の一日平均入港船数は、一九二四年の四一・二隻、一九二五年の二八・九隻に對し、二〇・八隻に下つて居る。今最近三箇年の入出港外國貿易船の國別對照表を掲げば、左の通り増減がある。

國籍	一九二四年		一九二五年		一九二六年	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
英	一一,四一七	一八,三六九	七,九七四	一五,三三二	七,六七七	一四,七三〇
米	六二七	二,九八二	四五二	二,七五二	四七三	三,〇二五
支	三,〇六二	一,六六一	一,二八二	九二五	一,三七九	五八六
支	(我)	二七,五二五	三,二九八	二〇,九四七	一五,〇二七	一,三八八
和	五一九	一,五九六	四六六	一,四八七	四六二	一,五六八
佛	五八二	一,一七一	三三三	八九九	二一六	八九二
日	二,六四四	六,四二三	二,三三〇	五,六四二	一,五〇〇	四,四九二
諸	七六二	八七二	五七七	六四六	二二九	三〇五
葡	六七七	二二二	二九一	一〇六	一一三	五三
獨	一五五	六二四	一五四	六五八	一八〇	六七一
六十噸未満の汽船	七,八三一	二,三三二	五,三八六	一六五	二,八二九	八七
其他	九六四	一,三三〇	五二三	八八八	七三六	五七四
合計	五七,七六五	三八,七七〇	四〇,七〇五	三一,九四一	三〇,三三一	二八,三七一

一九二六年十月十日雙十節の省港罷工廢止後雖、尙實際の貿易は恢復するに至らず只十一月から石炭、棉絲等の荷動が多少あつたのみであるが、一日の平均入港船は、八月頃の一〇・六隻が十一月には一二・五隻に上つた。

(小蒸汽船を含まず)

二、其他經濟の上影響

1、罷工に依る損失高

廣東低制の結果に關し、支那側の宣傳の一例として、省港罷工概観(鄧中夏著)には、罷工一箇月の損失は一億二千萬元、一日の損失は七百萬元に當り、而して香港出入貨物の四分の一は、中國の北部に往き、四分の一は南洋の各埠に向ひ、其他の四分の二は中國の内部に出でたので、罷工後は此四分の二が總ての損失額に當り、即ち香港毎日の損失高は、三百五十萬元を占め、罷工以來現在(四月)迄の損失額は、少くも十億元に達するに云ふて居る。又廣東實業公司澁谷氏の調査書に従へば、罷工以來一箇年間の損失は、海運、貿易、土地、家屋、有價證券其他から減損高を推算して二億五千七百萬弗とし、廣東側の損失を加算せば、二億八千四百萬弗として居る。計算の基礎は、海運は減少額に付、毎噸香港側を七、二五弗、廣東側を五弗とし、貿易一割とし、土地は二億弗に對する四割減、家屋は一億五千弗に對する三割減とし、有價證券は、各株式會社資本金一億弗の二割減を見積つたものである。

ロ、商店の破産

前記省港罷工概観に依れば、十一、十二兩月(十四年)に倒閉した商家は、三千餘家に達し、政府(香港)借款三

百萬磅の救済資金も、杯水車薪の譬で用を爲さず、現にロンドン議會でも、此借款は只香港の危機を一時救済するに足るのみ、此討論があつたに説いて居る。

澁谷氏の調査書に依れば、一九二五年七月以來一箇年に於ける香港商店の破産は、一千五百六十二件で、金額は六千萬弗に達する。(政廳は異常の例として、破産の宣告を留保した。)土地、家屋の價額下落に伴ふ金融業者の蒙る打撃も少くない。破産者中には、多年香港支那銀行界に信用のあつた滙美銀行(破産額百五十萬弗)、錦榮銀行(破産額八十萬弗)を始めとし、破産額十萬弗以上のもの約百件、五萬弗以上のもの約百八十餘件に及び、支那銀號の破産は五割に達する。

又支那新聞には、一九二六年の市況に就き、香港全埠には中外大銀行二十六、金銀號百八十、中外商人の輸出入洋行二百三十餘、其他の商店は十餘萬軒を下らぬが、洋行業は、四年前の三百軒以上ありし平年には、商務が甚だ發達したが、一昨及昨の兩年(一九二五・六年)は、省港間の交通梗塞せし爲め、洋行は大打撃を受けた。蓋し外國貨物として棉布類、銅、鐵、雜貨等は、已に廣東地に運搬内して需要に供するこゝが出来ず、商務は之に因つた阻滯するこゝも多く、小規模の洋行は、支持の力無くなりて、倒産するもの百餘軒に及び、昨年(一九二六年)冬季中の實地調査の結果に依れば、商店の存在するものは、僅かに二百三十餘軒に過ぎぬ。故に同年上半年の商況も亦想像に餘りがある。交通の恢復後に、廣東省には尙排貨風潮以外に、二五課稅新設もあり、洋行の營業を不振ならしめたに記してある。

ハ、地價の暴落

香港及九龍の市街地の平均市價は、十平方呎三十一弗内外であつた。(華字日報)罷工後數箇月間に、商業地の三分の一、住宅地は三分の二の値下となり、尙買手がないので、不動産擔保の金融が梗塞し、家屋も亦下落した。一九二六年の支那新聞に依れば、空屋千二百八十戸、空貸間二千六百二十四室に上り、新築家屋の六割以上を占めたのである。省港罷工概覽には、地價は五割、家賃は四割方下落したとある。

ニ、株券の下落

罷工の結果、倉庫業、金融業に反響があり、古來信用を博し、牢固たる地盤を有していた香港上海銀行株券の如きも、一九二五年六月二十二日現在の一千二百九十元が、十月十九日には一千二百四十元になり、即ち約一割一分を低落し、九龍倉庫の株券は二割下落し、其他諸種事業の株式價格は、下の如くに墜落して居た。

海運業	一九二五年六月十二日現在	一九二六年十月十五日
ダグラス汽船	五四・〇〇	三〇・〇〇
香港廣澳汽船	二八・〇〇	二九・〇〇
香港曳船	四・七五	二・〇〇
印度支那航業	九〇・〇〇	四二・〇〇
スターンファイリー	八七・七五	六七・五〇
中國精糖	五六・〇〇	二四・〇〇
香港九龍ドック	一九一・〇〇	一二七・〇〇
香港黃埔ドック	二一四・〇〇	五七・〇〇

廣東對英經濟絕交運動

土地建物業其他香港土地	八八・〇〇	六五・〇〇
香港コンストラクション	四・二五	二・二五
青島セメント(舊株)	二二・〇〇	二二・〇〇
香港 電 燈	七九・〇〇	六七・〇〇
香港 ロ ー プ	一八・〇〇	一〇・〇〇
香港 電 車	四〇・〇〇	二六・〇〇
ピ ー ク 電 車	二二・〇〇	一五・七五

水、物 價 騰 貴

食糧品の平均物價は、香港青書に依れば、罷工開始の一九二五年は前年と同様であつたが、一九二六年に至つて稍昂騰し、勞銀も一九二五年は、前年に比して昂騰したが、一九二六年は大体同じく、左表の如く、廣東其他支那市場に比し、著しき變動を認めぬのは、香港政廳の香貨引上、其他人爲的政策が主因をなして居る。

食 糧 品

食 糧 品	一九二四年		一九二六年	
	佛 仙	佛 仙	佛 仙	佛 仙
麥 粉	五十封度入袋	三八〇—四五〇	同	四・二〇—四・八〇
麵 麩	五十封度入袋	〇〇九—〇・二二	同	〇・二〇—〇・一四
牛 乳	一バイント	〇・二五—〇・三〇	同	〇・二〇—〇・三〇
バター生	一 封 度	一・二〇—一・六〇	同	一・六〇—一・八〇

チ ー ス	一 封 度	〇・八〇—一・七〇	同	一・二〇—二・〇〇
牛 肉	同	〇・二五—〇・三六	同	〇・二八—〇・四五
同	同濠洲冷蔵肉	〇・四五	同	〇・五〇
羊 肉	同	〇・三〇—〇・三九	同	〇・二八—〇・四五
同	同濠洲冷蔵肉	〇・四〇—〇・五〇	同	〇・五五
豚 肉	同	〇・二二—〇・三五	同	〇・三六—〇・四〇
同	同	〇・四〇	同	〇・四〇
米	同	〇・〇六—〇・〇九	同	〇・〇七—〇・二二
珈 琲	同	〇・三五—〇・四五	同	〇・三五—〇・四五
茶	同	〇・五〇—一・〇〇	同	〇・七〇—一・八〇
砂 糖	同	〇・一六—〇・二〇	同	〇・二六—〇・二二
食鹽食用	二封入一壘	〇・三〇—〇・四〇	同	〇・五〇—〇・六〇
葡萄酒	同	一六・五〇—四五・〇〇	同	二四・〇〇—五四・〇〇
ブランドー	同	二七・五〇—三三・〇〇	同	三六・〇〇—五四・〇〇
麥 酒	一バイント	三・三〇—五・〇〇	同	三・六〇—六・〇〇
一 封 度 入	同	二・八〇—六・四〇	同	三・二〇—七・二〇
煙 草	同 其他	〇・二五—〇・三五	同	二・〇〇—三・五〇

第五章 對英經濟絕交運動の影響

	一九二四年	一九二五年	一九二六年
外人雇用のもの	弗(日) 〇・九〇—二・五〇	弗 一・三〇—三・〇〇	弗 一・三〇—三・〇〇
支那人雇用のもの	〇・六五—二・五〇	〇・八〇—二・五〇	一・〇〇—一・八〇
大工及指物師	〇・九七—一・三〇	〇・九七—一・四〇	〇・九七—一・四〇
及間付	一・〇四—一・五〇	一・二〇—一・五〇	一・二五—二・四〇
佐官及屋根職	一・〇〇—一・五〇	一・二五—一・八〇	一・二五—一・八〇
及間付	〇・六五—一・〇六八	一・二〇—二・四〇	一・二〇—二・四〇
塗物師	付	〇・四〇—〇・七〇	〇・四〇—〇・七〇
人	夫	〇・四〇—〇・七〇	〇・四〇—〇・七〇

四、香港政廳財政上の影響

香港政廳の歳出入は、省港罷工事件に依つて著しく打撃を受け、歳入は時局前の一九二三、四年の二千四百萬弗臺が、時局發生の一九二五年には、二千三百萬弗臺に下り、一九二六年には更に二千百萬弗臺に減退した。歳出は一九二五年には前年に對し、百六十萬弗を増加し、最高額の二千八百二十萬弗臺に達したが、一九二六年には二千三百五十萬弗に減退した。即ち一九二三年以前には、剩餘があつたが、其後歳入不足となり、一九二四年の不足額二百五十萬弗に對し、一九二五年には五百萬弗に達し、一九二六年には稍減退して二百四十萬弗となつた。

歳入申注意すべきものは、噸税に該當する船舶の燈臺税は、罷工に依る船舶減退の結果、一九二四年は三十一萬六千弗に達せしが、一九二五年は二十六萬五千弗に下り一九二六年は更に二十三萬八千弗に減退し、阿片收入は

一九二三、四年には抵制の外に支那及厦門阿片の侵入があつた爲め、三百三十九萬弗に下り、一九二六年には更に五十六萬弗を減じて二百八十三萬弗に減退し、土地の拂下は、好景氣時代の一九二三年には三百四十八萬弗、一九二四年には百九十萬弗に達したが、一九二五年には五十七萬弗に下り、一九二六年には更に二十八萬六千弗に激減し、官設浮標使用料は、一九二四年には十萬弗を超過して居たが、一九二五年には稍減退して九萬弗臺となり一九二六年には七萬二千弗に下り、休日荷役手數料は、一九二四年には十六萬三千弗を占めたが、一九二五年には十一萬九千弗に減退し、一九二六年には八萬弗に下り、利子は一九二四年に七十二萬弗、一九二五年に六十一萬弗を占めたが、一九二六年には二十三萬七千弗に減退した。是等は、何れも時局の影響を受くるこゝの大なるものである。

印紙税は、前年の五百七十萬弗に對し、約半減して二百九十萬弗に下つたが、之れは前年大地所に課税した反動的事情に基くのである。反之廣九鐵道の旅客運賃收入が、前年の三十四萬弗に對し、四十五萬弗に増加したのは、航通障害の結果も、亦一因をなして居る。

第三項 香港及英本國の對支貿易に及ぼしたる影響

A、香港の對支貿易に及ぼしたる影響

香港の對支貿易に就き、一八六年以降一九二四年迄の六十年間を六期に分ち、平均額を比較すれば、左の如くである。(單位百萬兩)

廣東對英經濟絕交運動

期	支那外國貿易額	香港對支貿易額	同上百分率
第一期 [自一八六五年至一八七四年]	一三四	三〇	二二・四%
第二期 [自一八七五年至一八八四年]	一四七	四五	三〇・六
第三期 [自一八八五年至一八九四年]	二二八	九八	四五・〇
第四期 [自一八九五年至一九〇四年]	四三一	一八一	四二・〇
第五期 [自一九〇五年至一九一四年]	七八七	二五三	三二・一
第六期 [自一九一五年至一九二四年]	一、三〇八	三三九	二五・二

香港が對支貿易上の中心市場となつたのは、主として一八八五年から一八九八年迄であつて、前表の如く對支貿易は第三期には第二期の二倍以上となり、第四期も第三期に對し、倍額に近く増進した。第五期、第六期に於ては夫々前期に對しては三割乃至二割の増加を示してはゐるが、一方支那の外國貿易は第三期から急に増進を示し、毎期共に十割乃至六七割の増加を示してゐるため、香港の對支貿易の百分率は減退を示す結果となつた。而して殊に一九二五年の香港對支貿易額は、前年の四億一千七百萬兩に對して二億九千一百兩に減退し、百分率は一割六分となり、一九二六年は更らに減退して二億一千八百萬兩に下り、百分率は僅かに一割餘となり、全盛期の四分の一にも達せぬこととなつた。これに云ふのは、日本及上海其他、大連、北支諸港の貿易が發達したので、漸次減退し來り、新に廣東の香港に對する經濟絕交によつて、絶對的に減退したものである。

B、英本國の對支貿易に及ぼしたる影響

英國對支貿易は一八四二年南京條約に依りて對支經濟的發展の基礎を確立して以來、列國の對支貿易の首位を占め、而して一八九八年支那政府との間に「英國の對支貿易が他國に比し優越なる間は英國を以て海關總務司となす」の協定を遂げ今日迄支那海關行政の實權を掌握してゐる。今試に英本國の對支貿易消長の跡を見るに左の通りである。

英本國對支貿易消長(附日本對支貿易)

年	次	英國對支貿易	對支那外國貿易比率	摘	要
一八七六年 (五十年前)		五千六百十四萬兩	三五%	日本對支貿易四百八十五萬兩	
一八八八年 (三十八年前)		四千七百九萬兩	二二	同	九百三十三萬兩
一八九六年 (三十年前)		五千五百八十五萬兩	一三	同	二千七百七十六萬兩
一九〇六年 (二十年前)		九千二百三萬兩	一四	同	九千四百三十五萬兩
一九一六年 (十年前)		一億五百二十七萬兩	一〇	同	二億七千三百四十一萬兩
一九二二年		一億八千三百萬兩	一〇	同	三億九千百十八萬兩
一九二五年		一億四千七十八萬兩	七	同	四億八千六百九萬兩

以上の如く曩昔英國の對支貿易は巨額なりしに拘はらず、其増加率極めて遅々にして、英支貿易の最高記録たる一九二二年中の總額一億八千三百萬兩を千八百七十六年(四十六前)に比較するも、其増加率僅かに三倍半に過ぎず、此を同期間に於ける日本對支貿易額四百八十五萬が八十四倍に増加し、千二百廿二年中四億三千五百餘萬兩に

上り、(英本國の二倍餘に當る)たるに比すべくもない。蓋し英國の對支貿易は歐洲大戰の影響を受け激減せるが戦後これが恢復に焦慮するも既に日米兩國の地盤牢固として堅く戦前に復歸すること容易ならざる状態にあり、更に千九百廿五年六月廣東地方に於て對英經濟絕交運動起り、再び創痍を受けたのである。

英本國對支貿易影響

	一九二四年	一九二五年	差引減少	減少率
對支輸出	二六、〇二一、〇二五兩	九三、一三七、七七七兩	三三、八七三、二四八兩	二六%
對支輸入	五〇、二五〇、八五一	四七、六四三、一八五	二、六〇七、二六六	五
計	一七六、二六一、八七六	一四〇、七八〇、九六二	三五、四八〇、九一四	二〇

千九百二十四年六月二十日以降十二月末日迄の統計を基礎としこれを綜合するに

英 本 國 三千五百四十八萬兩 (約二割減少)

香 港 一億二千六百五萬兩 (約三割二分減少)

合計一億六千五百三十三萬兩の減少にして其大部分は對英經濟絕交の影響を觀ることが出来る、而して千九百廿六年六月末日迄罷工後滿一ケ年間の影響を想定するに、恐らく此の倍數以上たるべく、實に致命的打撃であつた。次に支那海運上に於ける英國の勢力は其貿易額漸次減少したるに不拘一九一八年を最低として戦後漸次回復したるが經濟絕交の爲めに左表の如き打撃を受けた。特に英國の支那に於ける最初の汽船會社たる(一八六五年設立香港連絡船)香港廣東澳門汽船會社(The Hongkong Canton Macao Steamer Boat Company)が最も深刻なる影響を受けたることは一奇である。

支那海運上に於ける英國の勢力

年次	噸數	比率(出入港)	摘 要
一九一三年	三千八百十二萬噸	四〇%	支那海關統計に據る 比率は支那各港出入海洋船噸數總計に對するもの
一九一四年	三千八百七十九萬噸	四〇	
一九一五年	三千七百六十七萬噸	四一	
一九一六年	三千五百八十四萬噸	四〇	
一九一七年	三千三百五十七萬噸	三八	
一九一八年	二千九百九十一萬噸	三七	
一九一九年	三千六百二十八萬噸	三八	
一九二〇年	四千三十一萬噸	三九	
一九二一年	四千二百三十二萬噸	三七	
一九二二年	四千七百六十九萬噸	三八	
一九二三年	五千百九十六萬噸	三九	
一九二四年	五千五百七十一萬噸	三九	
一九二五年	四千二百九十四萬噸	三二	

右表に依れば省港罷工半ケ年間に於て千二百七十七萬噸を減じ(比率二割三分)、前年支那に於ける日英海洋船出入噸數の差(一九二四年日本三千五百萬噸)は二千萬噸なりしが、僅かにも七百萬噸臺となり、支那に於ける日英兩國の海運業は互角の勢力となり來りつゝあることを語るものである。これを綜合するに

英 本 國	海 洋 船	千二百七十七萬噸	減少
香 港	海 洋 船	四百二十二萬噸	減少
同	河 船	百四十五萬噸	減少
計		千八百四十四萬噸	減少

第三節 日本及列國影響一般

第一項 日本海運業の影響

一、廣東港に於ける日本海洋船出入

廣東港に於ける日本船舶の出入は、歐洲大戰後激増し、千九百廿四年度に於て七十萬八千噸に上つた。千九百廿五年六月廿三日事件直後、對英日經濟絕交運動の直接影響を受け、同年九月十四日單獨對英條例發布迄は一、二汽船の外殆んど出入がなかつたが、十月以降漸く常態に復し漸次激増した。英國海洋船出入百三十一萬噸の減少は中國船舶五十五萬噸、諸威船二十九萬噸、日本船十八萬噸の割合を以てこれが補充をなしたが、日本船舶増加の割合が諸威に及ばざりしは東慶丸事件(工會條例に違反し香港より積載し基隆を経て入港せる偽め千九百廿五年十二月

十六日より約三ヶ月間に互り抑留されたり)の外、港外に挫洲し海賊の襲撃を受けたるもの春洋丸、相澤丸廿五、榮丸、玄武丸、相澤丸廿三以下數件に及び、自然日本海運業の發展を阻害せるも、新に廣東日本直行航路開かれ、栃木商事汽船其他二三の社外船が石炭雜貨の運送を開始せるも、廣東基隆直航船著しく其數を増したるは注意すべきことであつた。而してこれは香港仲繼貿易の一部が基隆に於て行はるゝことを證するに共に、從來多く香港經由によりてなされたる日本對廣東貿易が、直接行はるゝに至つたのである。

第二項 日本の對廣東貿易に及ぼしたる影響

廣東地方に於ては大正四年二十一箇條問題發生以來引續き山東問題(五四運動)起り、遂に大正十二年の對日經濟絕交運動に到る期間日本商品は過去十年間南北支那に於ける排貨運動の目標となり、『劣貨抵制』『日貨排斥』『國產獎勵』『土貨振興』の標語より、『經濟的侵略』なる標語に到る迄、間接直接悉く我國の對支貿易發展上の暗礁となつた。而して英國商人は常に第三者の立場にあり日貨に代るべき若干の代用品を提供し、日貨排斥運動は他の第三國に對して決して悪しき影響を及ぼさなかつた。

即ち廣東に對しては、省港罷工事件に依り、從來の香港仲繼を直輸送に轉じた偽め日本への輸出入共に異常な發達を來たした。輸入に就いて云へば、一九二五年の三百八十萬兩が一九二六年には一千七百四十萬兩に上り、就中棉織物、石炭、海產物を概ねし、棉布類は前年の六十萬兩が四百萬兩臺に上り、石炭は二百萬兩臺が三百三十三萬兩に、海產物は十七萬兩臺が二百七十六萬兩臺に上り、其他米穀類は十五萬兩臺が百三十四萬兩臺に、化學品は

十二萬兩臺が百三十四萬兩臺に、紙類は十六萬兩臺が百十三萬兩臺に、金屬、礦物類は六萬兩臺が五十三萬兩臺に藥材は七千五百萬兩臺が二十七萬兩臺に増進した。殊に臺灣の對廣東貿易は廣東政府が英船及英貨の廣東及其他南支諸港に對する通航積卸を禁壓した、め、從來香港仲繼に屬した船貨は、上海其他の北支諸港、又は臺灣日本等に直航積卸をなし、又は仲繼をなすことに改まりて、香港貿易の過半を褫奪したが、就中臺灣は、南支の通商圏に屬した、め、基隆を中心とした是等特殊仲繼貿易は未曾有の發達を招來した。基隆に於ける是等の特殊仲繼貿易額は一九二五年の六、八〇四、九五七圓に對し、一九二六年には七、七八三、八六六圓に増加してゐる。左に日本對廣東貿易の跡を見るに

	一九二四年	一九二五年	増
直接貿易	一、九七六、三三一兩	七、五八八、八八四兩	五、六一二、五六三兩
上海其他經由	八、〇三〇、〇五九	八、七二三、五四九	六九三、四九〇
計	一〇、〇〇六、三八〇	一六、三一二、四三三	六、三〇六、〇五三

以上の如く、日本の廣東直接貿易は前年に比し五百六十一萬兩約三倍を増加したが、これは單獨對英決定後僅々三ヶ月半の記録なるを以て、若し一九二六年十月罷業解決迄の一ヶ年の統計を推定すれば三倍約即ち一千八百萬兩以上の増加を示してゐるであらう。

第三項 其他諸國の對廣東貿易に及ぼしたる影響

一、勞農露國

勞農露國の國內産業は廣東市場に於て列國の商品と競争し得る程度に發達せざる爲めか罷工前年に於ては殆んど取引を見ざりしが、罷工直後對英日經濟絶交を好機とし、本國より直接取引五十二萬六千兩、香港經由六十四萬二千兩、計百十六萬八千兩の通商を見た。又同國義勇艦隊所屬商船二艘は浦鹽、上海、基隆、廣東航路を開始し、出入二十四艘二萬六千餘噸に及びたるも、其種類は大部分石油にして、他は軸木用材小數の毛皮羅紗類に不過、該石油は樺太生産と稱するも、上海在庫の米國産石油を自國産の如く表装せるものと傳ひらる。蓋し廣州に於ては千九百二十五年一月より石油内地消費税問題起り、關係英米石油會社は賣買を絶ちたる事情あり、其機に乗じ主として政府の石油專賣處に賣却せるものである。

勞農露國は國民黨が大正十三年一月全國第一次代表大會に於て中國共產黨と共同宣言をなしたる以後、國民政府と密接なる關係を結び、政治的に多大の援助をなしたるが、廣東地方に於ける經濟的發展をも計畫しあることは想像に難からざる所なるも、英日獨米等の商品に對抗し、一般需要家の希望に添ふことは現在に於ては到底困難なるべく、従つて貿易の大勢とは何等相關するものなきが如くである。

二、獨逸

獨逸は無條約國たる關係上、支那に於ける排外運動には常に除外され、特に廣東地方に於ては戰前獨逸商人の勤

勉なるこゝを知悉し、官民一般に好感を以て迎へられ、勞農露國の勢力侵入以前に於ては政府の軍需品購買の相談相手として密接なる關係を持続し、一般通商も亦漸次増加するに到つた。

獨逸對支貿易趨勢

年 度	貿 易 零	摘 要
一九一八年	一六四、二三四	
一九一九年	七、一七九、〇四七	
一九二〇年	二〇、二二二、七七三	
一九二一年	三四、五四八、九三六	
一九二二年	四四、三七〇、七八五	
一九二三年	五四、六三六、六四二	
一九二四年	四八、九三八、一三六	
一九二五年		

以上の統計を戦前即ち一九一三年に於ける四千五百萬兩（最高記録）に比較すれば、獨逸の對支貿易の恢復を知ることが出来る。

第六章 結 論

所謂省港罷工——廣東對香港經濟絕交運動は、政治的には勿論、殊に經濟的方面に於て、英國側の大損害に終始し、廣東側の勝利に歸したこゝは以上によつて明らかである。即ち香港の貿易は一九二五年半箇年抵制の結果、約半減し、一九二六年は十月に至る迄更に減退を示し、香港政廳は統計の發表を見合はせた如き情形であつた。

然しながら、大局より打算して、香港の經濟的勢力は、英國が過去八十有餘年に亘つて銳意建設に従ふたものであるから、地盤は極めて鞏固であり、地の利並びに人の利の兩者を兼併する點に於て、之を死港とするが如き企圖は其の目的を達するこゝは困難である。即ち其の然る所以を列擧すれば

- 一、其の卓越せる地理的地位と自然的の良港たるに加へて、自由港組織及び其の倉庫、棧橋、船渠等の設備や銀行
- 其他海運貿易助長の各種機關が完備し、運賃其他港灣關係の費用が低廉である。彼の廣東直輸入の方法は一見運賃の低廉を期し得るもの、如きも、一九二六年日本より船舶に石炭を満載し來れる時を除きては、雜貨の協定運賃は、香港揚で一等五元、二等七元に對し、廣東揚は一等八元二等十一元であつた。
- 二、香港上海銀行は數十年來の信用を有する中南支金融界の權威であり、其他香港に於ける金融機關の勢力は一朝にして成つたものでないから、南支輸出貿易上の金融中心地點として牢固たる地盤を作つてゐる。
- 三、廣東の商賣は外商は勿論、支商にしても一流のものは、廣東にては尙ほ支那舊式の長期取引が行はれてゐるため、資金の恢復が容易でない不便があるので、其の勢力の中心を香港に集中してゐる。例へば時局中廣東に移轉

した米穀商が解決と共に、直に香港に復歸した如きは香港の此の點に重要な地位を占むるを證するものである。要するに倫敦デリーメール紙が、曾つて『香港は世界一の港である。英國王冠の中で最も輝く寶石である。世界過半のクリアングハウスである。若し英國が香港を失はんか、倫敦の大半は破産に瀕する』まで讚したやうに香港自體が一種の保税倉庫であり、又は手形交換所である。従つて前述の如く省港罷工事件により、劃期的の打撃を被り、今日尙恢復の期に到達しないやうであるにしても、香港自體の地位は極めて確固たるものであり、又將來も其の經濟的絶對價値は凡ての障害を超越して、極めて鞏固なるものがあらう。

一九二五年
一九二六年
廣東對英經濟絕交運動 終

□ 附錄其一 海外華僑寄附金記錄 (省港罷工委員會)

年月日	金額	個人又ハ團體名	年月日	金額	個人又ハ團體名
民國十四年七月十八日	一、八二〇・〇〇元	米國壽賑會	同	三九〇・〇〇	依士丹輪船燒火行
八月五日	一、二二二・〇〇	溫哥華中華會館	同	二、三〇〇・〇〇	紐約城華僑
同	二〇、三五六・〇〇	暹羅華僑	同	二六九・三〇	堵化臣總統船乘客
同	六六〇・〇〇	同 童軍埠華僑	同	一、七二〇・〇〇	直名丁宜埠四工團
同	三七八・〇〇	同 濟和堂代募	同	七八〇・〇〇	申紋惹海埠中華學校
同	五、五五六・〇〇	同 華僑	同	一、三〇〇・〇〇	棉蘭華宗書報社
同	二三五・〇〇	墨西哥巽詩羅埠華僑	同	六五〇・〇〇	棉蘭工會
八月十日	三六〇・〇〇	荷屬俄崙打洛埠華僑	同	二六〇・〇〇	棉蘭福裕堂
同	一五、〇〇〇・〇〇	泗水埠外交後援會	同	一、三〇〇・〇〇	瓜勝光那埠啓文學校
同	六、〇〇〇・〇〇	棉蘭支部代募	同	五二一・〇〇	大溪地國民黨支部
同	一、〇〇〇・〇〇	暹羅環僑工會	同	二六〇・〇〇	棉蘭何練廠職員
八月十三日	三六七・〇〇	暹羅京僑半夜學校職員	同	二一五・〇〇	亞冷名埠自強學校
同	二二〇・〇〇	同 華僑黃令春	同	二、三一七・〇〇	棉蘭工團聯合會
同	三、九六〇・〇〇	斐律賓中山學校	同	五、一七九・〇〇	日厘埠華僑
同	九六〇・〇〇	同 中華新劇社	同	二、四六〇・〇〇	棉蘭工團聯合會
同	六〇〇・〇〇	同 泉慶公司	同	一三、〇〇〇・〇〇	芝加哥中華會館

附錄其一

一二五

八月廿六日	三、三〇〇〇〇	暹羅西勢洛坤支部	同	廿二日	四、九四二・五〇	古巴中華會館
同	三、八二〇〇〇	暹羅昭栢埠華僑	同	同	二、〇七五・〇〇	波士頓華僑
同	一、四五〇〇〇	暹羅米南人力車工會	同	同	一、四一〇・〇〇	利物浦中華自由會
同	六七〇〇〇	米洲雪城救國會	同	廿七日	一、二五〇〇〇	爪哇芝哇叻埠華僑
同	七五五・〇〇	峇眼亞北亞三餘社	同	同	五二六・〇〇	萬商救濟團
同	九三・〇〇	同 福和居	同	同	一七四・六〇	安南堤岸聯益革履工會
同	二八二・〇〇	同 福和海	同	同	九四・〇〇	同 恆棧鞋店
同	一、八〇四・〇〇	暹羅華工	同	廿八日	一、〇〇〇・〇〇	安南馬吉令埠華僑
同	一、八〇二・〇〇	鑽石梅國團	同	同	二、六六七・七〇	泗水蘇厘甲枝埠華僑
同	四六〇・〇〇	墨西哥建新聞報社	同	同	一、〇〇〇・〇〇	南非洲埃衣利士碧華僑
同	一六、七二六・四〇	巴達維亞埠中華會館	同	同	七八五・九〇	梅僑公館
同	一〇、〇〇〇・〇〇	同 中華總商會	同	廿九日	三〇〇・〇〇	爪哇孟家室革履工會
十月五日	三〇〇・〇〇	巴城魯成行館	同	十二月二日	四四〇・〇〇	小呂宋共和社
同	四〇〇・〇〇	荷蘭華僑謝玉秋	同	同	一、七八七・〇〇	士吉利埠華僑
同	三六〇・〇〇	老巴達埠中華學校小青年會	同	同	一、六六七・〇〇	棉蘭工團聯合會
同	四九一・〇〇	巴屬萬隆埠成衣行	同	同	一八三・〇〇	棉蘭足球會
同	一一、七三六・〇〇	泗水華僑	同	同	一、八六五・〇〇	小呂宋治郎支部
同	一、三〇〇・〇〇	滿地哥埠中華會館	同	同	三、〇四五・〇〇	小呂宋第二支部
同	六、二四〇・〇〇	南非洲北省華僑	同	同	一、四九八・〇〇	小呂宋中山中學
同	八七〇・三〇	墨國八答租拉埠醒群閱報社	同	同	五二〇・〇〇	小呂宋旅斐青年工會

十一月四日	二四七・六〇	小呂宋甲地埠分部	同	八日	一、二八〇・〇〇	勿里洞埠華僑
同	五五・五〇	小呂宋宿務中山學校	同	十日	二九二・〇〇	巴達維亞埠華僑
同	一五、九三〇・九〇	秘魯利馬埠協進會	同	廿四日	一、三五六・〇〇	巴生埠華僑
同	二、六〇〇・〇〇	安南南定	同	三月一日	一九〇・〇〇	巴達維亞埠國民黨第二分部
同	一〇四・二〇	星洲吉冷丹道北海中俱樂部	同	三日	二〇〇・〇〇	小呂宋共和社
同	一一、九八・四〇	夏灣拿中華會館	同	同	五・〇〇	彌執禮
同	九八一・四〇	英屬紐緯市埠馬文德	同	四日	四、〇〇〇・〇〇	援助罷工委員會
同	五四七・〇〇	旅墨華人青年會會長朱錦湛	同	七日	七七二・五〇	蘇門答臘東部華僑
同	九四〇・〇〇	威士卡士的夫埠中華自由會	同	十日	二九二・〇〇	萬隆成衣行
同	七、〇〇〇・〇〇	蘇門答臘籌賑會	同	十七日	四、九一四・五一	孟喜室埠鐵募利華僑
民國十五年 二月三日	七〇〇・〇〇	高棉第一分部第三區	同	同	三〇〇・〇〇	何君濬
同	六五・〇〇	同 第八區	同	同	四・〇〇	蕭心亨
同	三五・〇〇	同 第五區	同	廿五日	三、〇〇〇・〇〇	泗水華僑外交後援會
同	一〇〇・〇〇	高棉支部	同	同	一、〇〇〇・〇〇	泗水羅義里華商總會
同	七二八・五〇	猛力市華僑	同	同	一、〇〇〇・〇〇	泗水惹班埠商會
同	一一、四七一・九〇	孟加室錫江後援會	同	同	一、五〇〇・〇〇	積華加李把嚕埠華僑
同	二、二九六・二〇	宋膠洛埠華僑	同	同	七、二一〇・〇〇	溫哥華中華慈善會
同	一、七六二・六〇	暹羅彭世洛醒民學校	同	同	四、五六七・七二	米國掘地約國華僑總會
同	一、八〇五・〇〇	立蒙埠華僑	同	同	一、二八四・〇〇	檳榔嶼中華總商會
同	四二九・〇〇	蘇門答臘東部華僑	同	同	一、四五〇・〇〇	巨港埠鐘行業籌賑會

三月廿五日	九六二〇〇	暹羅宋卡公益報社華僑	同	十五日	一、一五七六〇	緬甸屬東萬律擴智書報社
同	二六一五三	巴城萬隆店	同	同	二五、二二〇〇〇	斐律賓華僑救濟會
同	二、一一〇五四	茉莉埠華僑外交後援會	同	同	一、七三三二〇	特利商會
同	三四〇八六	甲吧管埠華僑會	同	同	二、二七八二〇	旅英各界代表聯合會
同	一〇、〇〇〇〇〇	南記公司	同	同	二、一七四九〇	爪哇井里汶福建會館
四月一日	五五二四〇	小呂宋許泉慶煙廠公司	同	同	二、二六二〇〇	安班瀾華僑後援會
同	四五〇〇〇	萬隆埠第十一區國民黨分部	同	同	一、九七六〇〇	茉莉芬華僑外後援會
同	五、八五〇〇〇	暹羅華僑覺民學校	同	十六日	四一七九〇	安南提岸皮業行商
同	三〇〇〇〇	南洋邱華	同	同	四一六五〇	廣生原尤聚源慎隆號
同	一〇〇〇〇	南洋丘勳儀	同	同	八、〇〇〇〇〇	金邊第一分部第一區
同	一〇〇〇〇	南洋劉珍	同	同	一一四七〇	金邊第一分部第一區
同	二二五〇〇	南洋黃華	同	五月六日	六〇〇〇〇	亞灣埠罷工後援會
同	五〇〇〇〇	南洋莫恆平	同	同	七九五〇〇	巴達維亞埠青年會
同	二五〇〇〇	南洋林貞	同	同	一、三七一四〇	南斐洲國民黨總支部
同	二〇一、二二五	芙蓉埠華僑	同	同	四七二〇	南斐洲環衣利殺波埠梅縣公會
同	一、二五〇〇〇	檳濱華僑團體總會	同	同	八〇六〇	法國留學生會
同	二、〇三二九〇	城多利埠中華會館	同	同	一、〇八七八〇	加拿大米利和國民黨區部
同	一、三〇〇〇〇	米國市作頓埠罷工救濟會	同	同	九〇〇〇〇	加拿大卡忌利埠華人後援會
同	四〇〇〇〇	墨國佛地埠培利店	同	同	五八二〇〇	三藩市乞佛國民黨分部
同	七九七、八〇〇	古巴邊拿厘羅省華商總會	同	同	八三四〇〇	加拿大乃架火埠國民黨分部
同			同	同		外埠各華僑後援會

五月十三日	一、四四三六二	米洲掘地仔健國華僑總會	同	同	三、〇〇〇〇〇	三藩市後援會
同	二七、一三一	實武呀埠中華商會	同	同	二、〇〇〇〇〇	加拿大都朗村國民黨支部
同	二、四四五八二	蘇里埠商會	同	同	一、〇〇〇〇〇	雷振打華僑救國會
同	二、〇三三、一〇	隔無眉埠中華商會	同	八日	二、一五〇〇〇	南斐洲天的埠中華會館坡埠廣屬共濟會
同	一、〇〇〇〇〇	巨港埠祖國臨時義賑會	同	九日	九七七、八〇	墨國參迫古埠國民黨
同	一、九三五〇〇	安南海防國民黨支部	同	十日	二四、〇〇〇	聯益堂職員
同	二〇〇〇〇	國民黨荷支部	同	十六日	九、七五〇〇〇	錫江華僑後援會
同	一二七、七〇	荷屬萬隆商界後援會	同	同	三七一、五〇	丹那低中華會館
同	六八、〇〇	國民黨支部第三區分部	同	同	三五〇〇〇	萬隆埠金銀行工會
同	三、一五〇〇〇	荷屬大摩力埠華僑後援會	同	十七日	四、九一四、五〇	孟加室埠鐵務利臺華僑
同	六、三三五、五〇	蘇門答臘占碑埠中華會	同	廿五日	一、七五〇〇〇	米國々民黨納卯支部
同	一、三〇〇〇〇	南洋婆羅洲拐公所謝寶源	同	五月三日	五〇〇〇〇	巴達維亞埠國民黨支部
同	八、三三〇〇〇	暹羅華僑	同	同	一、五〇四〇〇	老巴殺埠華僑
同	一八〇、七〇	加拿大加片市阻珠埠國民黨區黨部	同	同	二二〇〇〇	安南堤岸机益所
同	二九〇〇〇	加拿大拿拿埠國民黨區分部	同	同	七〇〇〇	荷屬喃吧哇埠華僑
同	一、三三〇〇〇	秘魯道埠華僑	同	同	五四〇〇〇	斐律賓國民黨總支部
同	二六二、二〇	安南皮董商慎陸號廣生號廣聚源號	同	五日	一一〇〇〇	斐律賓申必地埠國民黨分部
同	一〇〇〇〇〇	巴城華僑	同	廿九日	一六五〇〇	加拿大波蘭佛華僑
同	五二〇〇〇	加拿大都朗埠工商聯合會	同	同	一二〇〇〇	泗裁羅華僑
六月二日	八、〇〇〇〇〇	古巴埠後援會	同	六月一日	六〇八、四〇	打拿根埠華僑閱書報社

廣東對英經濟絕交運動

同	七月十二日	七〇〇	加拿大錦礫埠國民黨分部	同	一六七·五〇	墨國那蚌分部
同	同	五四·九〇	同 密布碌埠同 分部	同	四九八·一〇	旅三藩市華僑
同	十六日	六·九〇	墨西哥古利坦國民黨分部	同	二四五·三〇	旅山且分部
同	同	三、二二三·〇〇	旅暹羅州華僑	同	四六八·七〇	墨國參迫古埠華僑
同	廿七日	一二三·一〇	安南慎隆埠	同	二八三·八〇	故城救國會
同	同	八二·〇〇	荷屬萬隆埠魯明工業行	同	七二一·〇〇	利馬埠華僑
同	同	二、〇六〇·〇〇	米國屋崙埠籌賑會	同	一六八·〇〇	旅亞每關華僑
同	同	二、一五一·五〇	三藩市支部	八月六日	一〇四·〇〇	爪哇萬隆埠國民黨十一分區
同	同	三〇二·二〇	墨國老羅區分部	同	二、二四〇·〇〇	法國里昂華僑
同	同	六八四·二〇	同 本度分部	合計	五〇一、一〇四·二〇	

附錄其二 國內各省寄附金 (省港罷工委員會)

廣	東	省	一八三	一三〇、三三三·九五	上	海	六	四八、四九二·〇〇
福	建	省	一	四一·〇〇	北	京	一	三、六〇〇·〇〇
廣	西	省	六	三〇、六三二·〇〇	其	他	一	一五五·〇〇
河	南	省	四	四、〇〇〇·〇〇	合	計	一三〇	二二四、六八五·六五
湖	南	省	四	七、〇六一·七〇				

內 譯

國內寄附金 (自大正十四年七月至同十五年八月末日)

同	民國十四年七月廿八日	一七六·〇〇元	虎門對外協會	同	三日	六五〇·〇〇元	東莞外交後援會
同	同	五〇〇·〇〇	寶安外交後援會	同	四日	五〇〇·〇〇	佛山後援會
同	同	四〇〇·〇〇	佛山西竹工會	同	同	二五〇·〇〇	香港建造工業總會
同	同	四〇〇·〇〇	佛山土墨工會	同	同	一五五·〇〇	俄國海員
同	同	一〇〇·〇〇	佛山掛聯工會	同	同	九五五·〇〇	婦女救國會
同	同	一二〇·〇〇	佛山建築工會	同	五日	一〇八·〇〇	邱龍館
同	同	二〇〇·〇〇	佛山裱聯工會	同	六日	一、〇〇〇·〇〇	廣東對外協會
同	同	五〇〇·〇〇	佛山理髮工會	同	十日	三〇〇·〇〇	澳門百貨工人
同	同	三四〇·〇〇	臺山酒樓茶室工會	同	同	三〇〇·〇〇	寶安外交後援會
同	廿九日	一、六三七·〇〇	愛國大集會	同	十一日	二〇〇·〇〇	黃沙基督徒救國團
同	三十日	一、六〇〇·〇〇	廣東對外協會	同	十二日	二〇〇·〇〇	廣九車務工會
同	卅一日	五〇〇·〇〇	建國教導團	同	十三日	二〇〇·〇〇	德慶外交後援會
同	同	五、〇〇〇·〇〇	江門對外協會	同	同	四〇七·〇〇	高要女子師範
同	二日	二、四八七·〇〇	愛國大集會	同	十四日	一〇〇〇·〇〇	廣九路工程工會
同	同	四·六〇	南關戲院	同	十七日	三〇〇·〇〇	廣州各界對外協會

年月日	金額	店職員別	年月日	金額	店職員別
六月廿五日	三〇〇〇	仁記糖廠	同 六日	一〇三三二〇	中央政治學校第一軍
同 廿九日	一八〇〇〇	琼州文昌汽車公司	同 十一日	七〇〇〇〇〇	廣西南寧各界
同 十六日	一〇二〇〇	國民黨特別黨部第六分部	同 十五日	四〇〇〇〇〇	華商煙公司
同 十七日	一五〇五〇	封川縣紳界	同 十九日	三〇〇〇〇	陸豐各團體
同 二十日	二〇〇〇〇〇	琼崖援助罷工委員會	同 廿九日	三九二一〇	粵路各職員
同 四日	三一六〇	婦女革命同志會	八月一日	一一三〇〇	廣寧縣工人
同 四日	一二〇〇〇	琼崖東路滬案後援會	同 四日	一五〇〇	廣州煤炭工會
同 八日	一五〇〇〇〇	梅縣外交後援會	同 六日	二〇三三二〇〇	第二師各同志
同 八日	五六〇〇	寧安縣第五區援助罷工週	同 六日	七六二五〇	第一師各同志
同 十五日	九八〇〇〇	北海各界援助罷工週	同 十六日	一〇〇〇〇〇	第二軍十四團
同 十五日	三〇〇〇〇	有昌輪船	同 卅一日	二〇〇〇〇〇	粵漢總工會
同 七月三日	二〇〇〇〇	廣東玉石工會	合計	三三四六八五六五	
同 七月四日	六〇〇〇〇〇	廣東各界援助罷工週			
民國十四年七月廿八日	四八二〇	開健洋行職員	同	一元	達昌洋行職員
同	一〇〇〇	公利洋行職員	同	三〇〇	德和洋行職員
同	一〇〇〇	禮和洋行職員	同	一一〇〇	廣業洋行職員

附錄其三 復工報效金(對外僑公課)收入明細表

年月日	金額	店職員別	年月日	金額	店職員別
八月十四日	一二六〇	波彌洋行職員	同	二八〇	妙助洋行職員
同	一〇七〇	高枝洋行職員	同	三三七〇	謙信洋行職員
同	一五〇〇	順利洋行職員	同	四〇〇	德華洋行職員
同	五九二〇	禮和洋行職員	同	六七〇	協泰洋行職員
同	一四二〇	德國藥房職員	同	五二〇	崑昌洋行職員
同	三四七〇	咪地洋行職員	民國十四年九月十八日	一〇七〇	高枝洋行職員
同	五七三〇	捷成洋行職員	同	四八二〇	開捷洋行職員
同	二〇〇〇	西門子洋行職員	同	七〇二〇	禮和洋行職員
同	五〇〇	其興洋行職員	同	七〇七〇	譚臣洋行職員
同	九三七〇	魯麟洋行職員	同	五〇〇	其興洋行職員
同	三八七〇	保庇洋行職員	同	六七〇	協泰洋行職員
同	一二二〇	德華洋行職員	同	三三七〇	謙信洋行職員
同	四五〇	德國醫生職員	九月廿四日	三四七〇	咪地洋行職員
同	七七〇〇	譚臣洋行職員	同	二八〇	妙助洋行職員
同	六一〇〇	些刺士洋行職員	同	五二〇	崑昌洋行職員
同	二九四〇	聯德顏料廠職員	同	二〇〇〇	西門子洋行職員
同	一〇〇	達昌洋行職員	十月一日	一〇七〇	公利洋行職員
同	三〇〇	德和洋行職員	同	一二七〇	波彌文洋行職員
同	一一五〇	廣利洋行職員	同	一五〇〇	順利洋行職員
同	四八二〇	關捷洋行職員	同 二十日	四九六〇	潤昌洋行職員

十一月四日	同	六二〇〇	些利文洋行職員
同	同	二九四〇	聯德顏料廠職員
同	同	一一二〇	德華洋行職員
同	同	二二九〇	保庇洋行職員
同	同	五一七〇	捷成洋行職員
同	同	九三・七〇	魯麟洋行職員
同	同	三四・七〇	咪地洋行職員
同	同	六・七〇	協泰洋行職員
同	同	八・七〇	華記洋行職員
同	同	一一・五〇	廣利洋行職員
同	同	二二〇〇	廣業洋行職員
同	同	一一〇〇	高枝洋行職員
同	同	七一・五〇	禮和洋行職員
同	同	二四・七〇	謙信洋行職員
同	同	二〇〇〇	西門子洋行職員
同	同	四八・二〇	開健洋行職員
同	同	一二・六〇	波彌文洋行職員
同	同	一五〇〇	順利洋行職員
同	同	二・八〇	妙助洋行職員
同	同	二〇〇〇	志利洋行職員
十一月九日	同	一〇・八〇	公利洋行職員
同	同	一七〇〇	禪臣洋行職員
同	同	一二・七〇	德國藥房職員
同	同	三・〇〇	德和洋行職員
同	同	二・一〇	廣信洋行職員
同	同	五・二〇	崑昌洋行職員
同	同	二七三・〇〇	黃石公船員職員
同	同	一五・一〇	同山打洋行職員
同	同	二七五・六〇	黃石公船員
同	同	二〇・五〇	岳陽堂職員
同	同	五・〇〇	佛爾執禮洋行職員
同	同	二〇〇〇	志利洋行職員
同	同	九・三〇	同多工公司職員
同	同	一一・二〇	信孚洋行職員
同	同	二・七〇	信益洋行職員
同	同	三・五〇	伯捷洋行職員
同	同	五・二〇	機利文住宅工人
同	同	一三七・八二	黃石公船員
同	同	七〇〇〇	俄國忌廉廠船員
同	同	一八七・二〇	西宮船員

三月十一日	同	二二・八〇	臺東丸船員
同	同	七・〇〇	衣華船員
同	同	三・五〇	芙蓉電船船員
同	同	二二・二〇	美商麥福亨職員
同	同	一一九・五〇	些刺士洋行職員
同	同	二四・五〇	德華洋行職員
同	同	一五〇・五〇	禪臣洋行職員
同	同	一一・五〇	高枝洋行職員
同	同	三〇〇〇	順利洋行職員
同	同	一四四・七五	開健洋行職員
同	同	二五・三〇	波彌文洋行職員
同	同	一三八・〇〇	禮和洋行職員
同	同	二一・九〇	德和洋行職員
同	同	一八七・五〇	魯麟洋行職員
同	同	一三五・五〇	協泰洋行職員
同	同	四七・五〇	謙信洋行職員
同	同	九・〇〇	德和洋行職員
同	同	三四・五〇	廣利洋行職員
同	同	九・〇〇	德國醫生職員
同	同	八九・三〇	捷成洋行職員
五月五日	同	九〇・三〇	保庇洋行職員
同	同	四三・八〇	聯德洋行職員
同	同	一・〇〇	雪廠職員
同	同	四八・六〇	志利洋行職員
同	同	九・五〇	興利洋行職員
同	同	二・二〇	意利文洋行職員
同	同	六・一〇	播多馬船員
同	同	三九・二〇	南洋公司職員
同	同	一二九・六〇	大北毛廟職員
同	同	九・八〇	利民船廠職員
同	同	六六・〇〇	日清輪船職員
同	同	三四・八〇	大北電船職員
同	同	七二・五〇	亞甌電船職員
同	同	五・七〇	亞連電船職員
同	同	二三・八〇	基隆船職員
同	同	二八・七〇	美商麥福亨洋行職員
同	同	四八・六〇	志利洋行職員
同	同	九・五〇	興利洋行職員
同	同	二・二〇	意利文船員
同	同	一〇・七〇	高捷洋行職員

年競賣發表月日	品名	數量	落札底價	年競賣發表月日	品名	數量	落札底價
民國十四年八月廿四日	白油	四		民國十四年八月廿四日	青壺	二	
同	刀	三		同	算盤	二	
同	白冷衫	一		同	練乳	一	
同	牛筋	一		同	頭乳	一	
同	瀉鹽	一		同	鑲鐘	二	
同	番規	一		同	鑲仔	三	
同	大號	五		同	大襪	十九	四〇〇元
同	布	九					
同	漆盆	十九					
同	碎布	十九					
同	餅干	十五					
同	冷衫	一					
同	如意油	一					
同	靴	廿一					
同	玉桂	七					
同	綢	一					
同	布	三十五					
同	尤魚	一					
同	筆	一					
同	鹽	一					

附錄其四 省港罷工本部沒收品競賣收入明細表

年競賣發表月日	品名	數量	落札底價	年競賣發表月日	品名	數量	落札底價
民國十四年五月十七日	白油	四		民國十四年五月十七日	青壺	二	
同	刀	三		同	算盤	二	
同	白冷衫	一		同	練乳	一	
同	牛筋	一		同	頭乳	一	
同	瀉鹽	一		同	鑲鐘	二	
同	番規	一		同	鑲仔	三	
同	大號	五		同	大襪	十九	四〇〇元
同	布	九					
同	漆盆	十九					
同	碎布	十九					
同	餅干	十五					
同	冷衫	一					
同	如意油	一					
同	靴	廿一					
同	玉桂	七					
同	綢	一					
同	布	三十五					
同	尤魚	一					
同	筆	一					
同	鹽	一					

廣東對英經濟絕交運動

一七四

九月六日紙	同	同	同
五色紙	一	一	一
船隻	一,四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一
總計	一,四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一
鐵甲萬一			
計	三,一〇〇,一六〇	二五,〇〇〇	

但シ本表價格へ落札底價ニテ實際收入ハ平均三割内外ヲ増シ總額四拾萬元ヲ超ユ

附錄其五 自一九二四年支那各港貿易額 (純内外貿易額) (△印) (單位千海關兩)

港別	年次	
	一九二四年	一九二五年
愛 暹	三,五〇五,四六五	二,二八五,三三三
哈爾濱屬關	五五三,三〇二	五五二,三七〇
龍 井	四四,六四七	三三,九三三
安 東	五六,二四三	七八五,二五三
大 連	二四〇,六七三	二七三,七一〇
牛 莊	一四,八五八	二七,八九〇
計	三,四二四,九七二	三,四九八,四七七
滿洲諸港	三,四二四,九七二	三,四九八,四七七
秦 皇 島	一七,六六三	一六,五八三
天 津	二五二,六九六	一四七,三〇二
龍 口	一六,四七一	一七,六七八
烟 臺	一三三,〇七五	一〇三,四四八
膠 州	一三二,二〇七	一〇三,四四八
計	二四四,〇九一	二四七,二〇五
重 慶	六五,五七五	六五,七〇六
萬 縣	一四,七〇三	一八,〇一九
宜 昌	一七,六三五	一三,八七九
沙 市	一三,六二七	一三,〇八七
長 沙	一七,四七一	一三,八〇一
岳 州	二二,九一八	二二,六一五
漢 口	二八〇,五六二	二八八,〇〇九
長江沿岸諸港	二八〇,五六二	二八八,〇〇九

附錄其五

一七五

港別	年次	
	一九二四年	一九二五年
秦 皇 島	一七,六六三	一六,五八三
天 津	二五二,六九六	一四七,三〇二
龍 口	一六,四七一	一七,六七八
烟 臺	一三三,〇七五	一〇三,四四八
膠 州	一三二,二〇七	一〇三,四四八
計	二四四,〇九一	二四七,二〇五
重 慶	六五,五七五	六五,七〇六
萬 縣	一四,七〇三	一八,〇一九
宜 昌	一七,六三五	一三,八七九
沙 市	一三,六二七	一三,〇八七
長 沙	一七,四七一	一三,八〇一
岳 州	二二,九一八	二二,六一五
漢 口	二八〇,五六二	二八八,〇〇九
長江沿岸諸港	二八〇,五六二	二八八,〇〇九

中支諸港										
福	三	溫	寧	杭	蘇	上	鎮	南	蕪	九
州	都	州	波	州	州	海	江	京	湖	江
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一三五,九〇八	三,一三九	七八六,九一四	九,〇一七	四四,八七三	二二,五六二	七五九,九二四	一〇三,二七〇	二七,七六三	三七,〇五八	六四,七八三
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一五三,九八三	二,九七一	七八五,〇〇九	九,一六七	四六,九四六	二二,〇七二	七三八,〇七三	一〇八,一八九	二八,五〇二	三八,七四二	五六,六九三
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一八四,八九五	三,八七五	九六九,三九二	一〇,六六七	五〇,五六八	二九,九六二	九五八,四五五	一〇七,六三二	二九,二〇一	四四,九八六	五六,〇三四

南支及西江諸港											
北	瓊	南	梧	三	江	拱	九龍(廣九鐵道)	九	廣	汕	廈
海	州	寧	州	水	門	北	龍	州	頭	門	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
三五二,九〇八	四五,〇二二	七八,七二一	一六,七三三	一一六,四九八	八九,六二二	一一五,三〇八	二二七,三九八	七二,九六二	二〇一,五六六	三八五,六七七	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二四九,二四八	四四,四四四	九,〇二五	四,〇四八	一三,六〇五	三四,二四五	六六,六五五	二二,九四二	四五,一四三	九〇,二六三	三七,〇〇六	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二四九,二四八	二,三九五	三八,三〇五	六,六四五	一七,五九二	一,八三〇	一一,七六八	一〇〇,三九一	一一,九七九	二六,四〇四	八五,八七三	

合計及内譯	南境諸港			
	龍州	蒙自	思茅	越勝
外國品の輸入	二二八	二二八	二二八	二二八
内國品の輸入	二二八	二二八	二二八	二二八
純輸入	二二八	二二八	二二八	二二八
外國品の再輸出	二二八	二二八	二二八	二二八
内國品の再輸出	二二八	二二八	二二八	二二八
純輸出	二二八	二二八	二二八	二二八
内國品の輸出	二二八	二二八	二二八	二二八
外國品の輸出	二二八	二二八	二二八	二二八
純貿易額	二二八	二二八	二二八	二二八
純内外貿易額	二二八	二二八	二二八	二二八
純外國貿易額	二二八	二二八	二二八	二二八

(註) 純外國貿易額は即ち直接外國貿易高にして (一)外國品の外國より直接輸入 (二)内國品の外國への直接輸出 (三)内國品の内國への再輸出を含む

昭和三年九月二十日印刷
昭和三年九月二十五日發行

編輯兼 佐田弘治郎
南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課

印刷人 山田浩通
大連市近江町九十一番地

印刷所 東亞印刷株式會社大連支店
大連市近江町九十一番地

發行所 南滿洲鐵道株式會社